

廣 島 市 報

號四十四百第

印刷日四廿月十年五和昭和
行發日五廿月年五和昭和
紙五金一價定
所行發 廣 島 市 役 所
所副印 廣 島 市 役 所
所代活第兒田地 式株會市島廣
地番一丁七町手大 地番一丁七町手大
地番一丁七町手大 地番一丁七町手大

告 示

●廣島市告示第一三〇號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年
度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ
如シ

昭和十五年九月二十八日

廣島市長 藤 田 若 水

昭和十五年度廣島市
歳入出豫算追加

(歳入) 第十三款 繰越金 金四
百五圓、第一項 前年度繰越金
金四百五圓

歳入合計金四百五圓

(歳出經常部) 第四十二款 社會事
業費 金四百五圓、第一項 救護
費 金四百五圓

經常部計金四百五圓

歳出合計金四百五圓

歳入出差引殘金ナシ

●廣島市告示第一三一號

道路工事受益者負擔規程ニ依リ受益
者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事
施行箇所等左ノ通り定ム

昭和十五年九月三十日

廣島市長 藤 田 若 水

一、受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事
名及工事施行箇所道路改修工事
牛田町五百二十九番地ノ一地先ヨ

リ同五百三十一番地地先ニ至ル間
及道路改修工事維持上必要ナル施
設

二、工事着手年月日
昭和十五年十月三日

三、負擔區及地帯

本工事施行箇所ヲ一負擔區トス

第一地帯 道路ノ境界線ヨリ十四
メートル

第二地帯 第一地帯ノ外側線ヨリ
十四メートル

四、負擔額 總工費ノ四分ノ一トス
地帯ニ於ケル配分率左ノ如シ

第一地帯 百分ノ八十

第二地帯 百分ノ二十

●廣島市告示第一三二號

道路工事受益者負擔規程ニ依リ受益
者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事
施行箇所等左ノ通り定ム

昭和十五年九月三十日

廣島市長 藤 田 若 水

一、受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事
名及工事施行箇所路面改良舗装工
事
字品町一七一番地ノ一二地先ヨリ
同町一七一番地ノ一三三番地ニ至ル
間及舗装工事維持上必要ナル區間
二、工事着手年月日
昭和十五年十月三日

三、負擔區及地帯
本工事施行箇所ヲ一負擔區トシ道
路ニ接スル部分ヲ地帯トス

四、負擔率
總工費ノ四分ノ一トス

●廣島市告示第一三四號

昭和十五年國勢調査施行令第十二條
ノ規定ニ依ル本市國勢調査員中解任
並ニ任命セラレタル者左ノ如シ

昭和十五年十月三日

廣島市長 藤 田 若 水

九月一日(一)尾長町尾長組西部
天野利長(一九七)皆實町三丁目
西組第五區牛尾保之(四六四)大
手町八丁目第六區紙清之助(六八
八)西觀音町一丁目西南部及地先
水面中川忠次郎

九月三日(豫備員)木下剛(二七四)
東平塚町西南部沖速登(一一二)尾
長町尾長組北部天本基一(五一
〇)材木町第三區山登徳太郎(二
〇四)翠町第二區福原廣吉(五六
〇)舟入本町西組第一區藤田儀三
郎(豫備員)二上清(豫備員)水野
辰一(三三四)鐵砲町上組口組榊
山英植

九月二十一日(六九五)西觀音町二
丁目第六區上久朝次郎(五一五)
中島新町木村長次郎(四九三)千
田町三丁目第二區内田謙藏(六六
八)東觀音町一丁目第四區山本勇
三郎(八〇七)已斐町中區ワヨタ
組藤田儀三郎(二二五)字品町西
通四、五丁目ト組玉川喜作(四
六四)大手町八丁目第六區伊藤藏

次郎(四七〇)國泰寺町北組北部
イ、ロ、ハ、ニ垣本健三郎(一六
四)仁保町大河第一區山村筆松

任 命

九月一日(一)尾長町尾長組西部
萩重登(一九七)皆實町三丁目西
組第五區仁井光次郎(四六四)大
手町八丁目第六區伊藤藏次郎(六
八八)西觀音町一丁目西南部及地
先水面光田稔

九月三日(豫備員)千葉悦二(二七
四)東平塚町西南部増井諒三(一
二)尾長町尾長組北部濱田市太郎
(五一〇)材木町第三區木村彦藏
(二〇四)翠町第二區北盛男(五
六〇)舟入本町西組第一區保田淺
次郎(豫備員)三島長松(豫備員)
廣瀬文實(三三四)鐵砲町上組口
組若山次郎

九月二十一日(六九五)西觀音町二
丁目第六區石田滿夫(五一五)中
島新町立野芳太郎(四九三)千田
町三丁目第二區大野國松(六六
八)東觀音町一丁目第四區山崎伊
太郎(八〇七)已斐町中區ワヨタ
組山岡只次郎(二二五)字品町西
通四、五丁目ト組桑原嘉三郎
(四六四)大手町八丁目第六區藤
本好雄(四七〇)國泰寺町北組北
部イ、ロ、ハ、ニ土井田仁平(一
六四)仁保町大河第一區土橋玉次
郎(以上括弧内ハ調査區番號)

●廣島市告示第一三五號

昭和五年八月十一日內務省令第二十
六號廣島都市計畫事業道路新設擴築

受益者負擔ニ關スル件第四條及第六條ニ依リ昭和八年十一月一日内務省告示第三百七十六號廣島都市計畫街路事業中一等大路第三類第二號十日市荒神町線一部ノ負擔區及事業着手ノ日ヲ左ノ通り定ム

本年九月十五日現在に依る衆議院議員選舉人名簿、市會議員選舉人名簿は日下市役所選舉課に於て調製中であるが、来る十一月五日から十五日間毎日午前九時より午後四時迄の間、市役所地下室(北入口側)で一般の縦覧に供することになつて居る。此等の名簿は

新體制選舉 簿名人舉選

本年九月十五日現在に依る衆議院議員選舉人名簿、市會議員選舉人名簿は日下市役所選舉課に於て調製中であるが、来る十一月五日から十五日間毎日午前九時より午後四時迄の間、市役所地下室(北入口側)で一般の縦覧に供することになつて居る。此等の名簿は

路事業中一等大路第三類第二號十日市荒神町線一部ノ負擔區及事業着手ノ日ヲ左ノ通り定ム 昭和十五年十月十一日 廣島市長 藤田 若水

體力章檢定は國家的の施設でありまして、數へ歳十五歳より廿五歳迄の男子と、男子で廿六歳以上の希望者に就いて行ふものであります。それには國防力の充實、産業力の擴充等國家目的に依つて一定の體力標準

體力檢定成績を 履歷書にも記入

市內十ヶ所で一齊に實施

來年四月と六月に執行せらるべき管の新體制下最初の選舉に使用せらるる最も意義ある名簿ですから關係市民は進んで縦覧され各選舉に際し大政翼賛の誠を捧げる覺悟を固められたいものです。なほ名簿縦覧開始前でも選舉課にお問合せになれば、名簿登錄有無の見込をお答へ申上げることが出来ますから間借其の他調査に洩れ易い向きは特にこの方法を御利用下さい。名簿縦覧を開始すると資格の有る人でも相當の手續を経ぬと名簿登錄が困難であります。

ニ至ル間ノ擴築道路ノ周圍 一、事業着手ノ日 昭和十五年十月十四日 廣島市告示第一三七號 靖國神社臨時大祭ニ付本月十八日本廳事務ヲ休停ス 昭和十五年十月十四日 廣島市長 藤田 若水

叙任及辭令 下 追 藤 吉 任廣島市主事、秘書課監査係長ヲ命ズ(九月二十八日附) 津 田 忠 勇 任廣島市視學教育部指導課教化係長ヲ命ズ(十月二日附)

- 走幅跳の六種目でありまして、各々の檢定標準に合格した者には各人の體力に應じ厚生省より上級、中級、下級と夫れ、體力章を授與されます。尚本年からは級外の制度も出來級外甲、乙、丙の三種類がありまして、何人でも自分の體力を知ることが出来る様になつて居ります。體力章は單なるメダルやバッジと異り自分の體力を表現する勳章のやうなものでありますから今後は履歷書などに合格期日、合格級を記入するやうになります。又徴兵檢査、簡閱點呼入學試驗、就職などに有力な體力證明となるのであります。以上申した如く體力量檢定は非常に大切な施設でありますから一人も残らず受檢されるやう切に希望いたします。申込みは檢定を受くべき學校區の小學校長へ檢定日の三日前までに直接申込めばよろしいのであります。檢定會場は左表の通り

この表で例へば尾長校、荒神校、矢賀校の學校區域の受檢者は松本商業學校で受檢するのであります。檢定の期日は何れの會場も十月廿七日十一月十七日、十一月廿四日でありますが、どの日でも都合のよい日に受檢して差支へありません。市當局に於ては既に九月、十月の二ヶ月に亘つて數回練習指導會を開催して多數の子弟に受檢要領を會得させました。

第二の國民を 結核から護る ツベルクリン反應に就て 本市の小學兒童に對するツベルクリン反應檢査實施から今更のやうに一般家庭でこの反應檢査に注目されるやうになりましたが、ツベルクリン反應とはどんなことか左に極く概略を解説します。

ツベルクリン反應による新感染者的の發見 一集團(例へば學校、工場、會社等)の全員に第一回のツベルクリン反應を檢査すると陽性者として陰性者が出來ます。第二回の檢査は其の後三四ヶ月を経過した時に第一回檢査の陰性者のみの反應を檢査します。此の時も亦陽性者として陰性者が出來ます。此の時の陽性者は此の三四ヶ月の間に感染した所謂新感染者であります。かくして新感染者を發見するのであります。

第一回檢査陽性者の處置 此の内に舊感染者と新感染者が混つて居りますから全部レントゲン檢査によつて活動性結核者を發見すれば理想的であります。 第二回檢査以後の陽性者の處置 之れは新感染者でありますから計畫的養護を要します。兒童生徒の場合では特に受持教師や家庭の注意を必要とします。例へば運動の時に常に疲勞状態に注意し過勞に陥らぬ様にせねばなりません。勿論偏食は大の禁物です。野菜を充分に攝ること餘り美食しないこと、糖分を與へぬこと、又毎晩睡眠を充

Table with columns for '種別' (Category), '檢定標準' (Standard), and '級' (Grade). It lists various physical activities like walking, running, and throwing, with corresponding time and distance standards for different age groups (甲, 乙, 丙).

しつたり、睡眠不足したり、又無理な勉強をしたり、他の病氣にかつたりすると結核菌に對する防禦陣を攪亂され包圍戰は失敗に終り、結核菌は身體中を暴れ廻つて肺門腺炎、肋膜炎、腹膜炎、肺結核等の結核病を發病することに成ります。ですから感染した者が全部發病するのでなく感染者の極一部分しか發病しないので感染と發病とは區別して考へる必要が有ります。要するに新感染後一、二年の間に發病が最も高い事實は特に注意すべきことで陰性者のツベルクリン反應反覆檢査によつて新感染者を發見して之れを適當に養護することは集團の結核發病防止の要點である計りでなく國家的に考へても結核撲滅の秘訣であります。

在郷軍人の職業申告

十月末日までに提出

分にとる様指導せねばなりません。又無熱の場合に充分日光浴をさせて抵抗力を養ふ必要がありませす。然し餘り疲勞する様なれば出校を停止して静養を必要としませす。又場合によつては診療を受けねばならぬこともありませす。此の初感染者の養護すべき期間は約一年半位です。

陰性者の處置 陰性者は今後何時かは結核に感染するのですから今の内に身體を鍛錬して置くことがやがて新感染者となつた時の抵抗力増強に役立ちませす。勿論食物、運動、睡眠等の指導も必要です。要するに陽性だからといつて悲觀する必要は更に無く陰性だからといつて決して安心する事は出來ないのであります。要は感染を早期に發見して發病を防止する事が最も肝要な事でありませす。

廣島市では九月三十日公布された陸軍省令第四十號に基く左記廣島陸軍司令部より通牒により、今回全市の在郷軍人に對し夫々注意書を發したが、右省令には相當の罰則もあることだから本人は勿論一般に充分留意され、手續上不明の點あれば聯隊區司令部に就て承知され度い。

左記（廣島聯隊區司令官より通牒）

本年九月三十日官報を以て公布せられたる在郷軍人職業申告は本年に限り九月三十日現在を以て十月三十一日迄（但し昭和十六年以後は毎年五月三十一日現在を以て六月三十日迄）に本人より直接本籍地の聯隊區司令部（朝鮮、滿洲、臺灣に在りては兵事部）に直接本人より請求せしめられたし

司令官（朝鮮、滿洲、臺灣に在りては兵事部長）に之れが届出履行に遺憾なき様御傳達相成度候也

追て申告票用紙は本籍地聯隊區司令部（朝鮮、滿洲、臺灣に在りては兵事部）に直接本人より請求せしめられたし

◎注意 正當の事由なくして本申告等により職業異動届出をなさざるものは五十圓以下の罰金又は拘留若しくは科料に處せらる

◎要申告者の指定職業區分左の如し

- 一、鑛山技術者
- 二、冶金技術者
- 三、電氣技術者
- 四、電氣通信技術者
- 五、機械技術者
- 六、航空機械技術者
- 七、造船技術者
- 八、化學技術者
- 九、窯業技術者
- 一〇、木工技術者
- 一一、建築技術者
- 一二、航空機搭乗員
- 一三、氣象技術者
- 一四、航空機検査員
- 一五、金屬試験工
- 一六、實驗工
- 一七、機械検査工
- 一八、レンズ検査工
- 一九、試運轉工
- 二〇、分析工
- 二一、坑内運炭夫
- 二二、炭坑支柱夫
- 二三、炭坑運炭夫
- 二四、機械運炭夫
- 二五、採炭夫
- 二六、鑛山支柱夫
- 二七、鑛山運炭夫
- 二八、機械選炭夫
- 二九、坑内運炭夫
- 三〇、製鉄工
- 三一、石油鑛夫
- 三二、製鋼工
- 三三、非鐵金屬製錬工

市内傳染病發生月表

（九月中）

東部管内	西部管内	天部管内	上水主町
南竹屋町	尾長町	三條本二	宇品管内
二葉ノ里	若草町	東觀音二	宇品町三八
牛田町	仁保瀨崎	寺町	翠町二
金屋町	仁保背崎	大手町九	寶貨町三
下柳町	矢野町	北極町	寶貨町二
段原東浦	段原中町	銀治屋町	南千田町
白島北町	昭和町	大手町八	出汐町
鐵砲町	東白島町	舟入幸町	舟入病院
段原大畑	白島西中	西大工町	舟入病院
上流川町	西白島町	草津東町	鐵道病院
荒神町		草津南町	計
			一三三

生野菜は是非消毒して食膳へ

三、金屬熔融工	四、操爐工
三、壓伸張工	三、鑄物工
三、鍛工	三、熱處理工
三、現圖工	四、鋸打工
三、熔接工	四、製罐工
三、野書工	三、旋盤工
三、タレット工	三、中グリ工
三、研磨工	六、フライス工
三、齒切工	三、工具仕上工
三、齒仕上工	三、電氣組立工
三、電氣通信工	三、精密組立工
三、機械組立工	三、航空機組立工
三、自動車工	三、機裝工
三、電線被裝工	三、熱線工
三、巻線工	三、絶緣工
三、目盛工	三、木型工
三、木工	九、アルミニウム製造工
三、石炭乾溜工	九、人造石油工
三、石油工	三、ゴム工
三、電極工	一〇、電池工
三、特殊工	一〇、蒸氣機關
三、ガラス工	一〇、車運轉手
三、内燃機關車	二四、航空機
三、運轉手	二四、整備員
三、有線電信	二六、無線電信
三、通信工	二〇、通信工
三、製圖手	二〇、通信工
三、通信電機工	二三、電力電路工
三、電力電機工	二四、汽罐士
三、氣象手	

諸税納付期日

（國稅）十月三十一日 第二期臨時利得税△十一月三十日第三期所得税（縣稅）十月三十一日 第一期地租附加税、家屋稅前期、漁業權稅全額

徴兵適齡届

十一月中に提出

昭和拾六年度徴兵適令者は大正九年十二月二日から同十年十二月一日までに生れた者であります。右に該當の者は本年十一月中に戸主から徴兵適齡届を本籍地の市町村長に差

勞務動態調査

延期中のところ愈よ十一月實施

第二回勞務動態調査は去る九月末實施の豫定のところ國勢調査と重複するため特に延期されてゐたが、愈よ左の通り實施されることとなつた。なほ調査員七百四十二名の打合せ研究會は十月末頃開催の筈。

一、調査の趣旨 勞務動態調査は資源調査法第一條の規定に基く勞務動態規則に依り勞務者の全部に付其の員數所在、異動の状況等を調査し政府の行はんとする諸々の勞務對策樹立の基礎資料を得んとするものである。

二、調査時期 九月三十日現在を基準として調査し、十一月十日迄に報告すること。

三、報告義務者 過去六ヶ月に於て一人以上三ヶ月に互り勞務者を雇傭せる者。

四、調査事項 雇入、解雇減耗、前職將來の雇入豫定人員等。

右に付調査員は擔當區域内の申告義務者數を本月二十日までに市長宛報告、それにより市よりは各調査員に三十日まで調査票其の他用紙を配付せられる。

人事欄

町正副總代

（昭和十五年十月十五日現在）

町名	總代	副總代
東平塚町	香川 菊三	石井 富吉
西平塚町	安田 壽夫	木村 潤一
北平塚町	吉本芳太郎	松岡 忠雄
田中町	岡田 陸藏	梅田 友吉
竹屋町	平岡卯三郎	村岡 初太郎
鶴見町	今中小三郎	高橋 英一
寶町	立川 達雄	荒木 孝夫
富士見町	重信 珠雄	砂入 常吉
同本通組	門田幾次郎	草尾 正助
昭和町	立座 宥慈	横山 彌喜
南竹屋町	村上 敬二	大江 辰良
平野町	戸田喜四郎	高橋 芳郎
上柳町	齊藤 正雄	佐藤 新一
橋本町	穂井田小市	藤田 新兵衛
職町上組	田中品太郎	村野 文次郎
職町下組	内海 了二	中島 直喜
上流川町		天野 悅胡

（上組）	大西 善六	道田 義造
（中組）	種田龜太郎	新井長次郎
（下組）	土岡喜代一	山崎 高登
鐵砲町		今田 壽盛
（中甲組）	下山 哲	横田 喜太雄
（中乙組）	中尾 藤三	泉尾 正一
（下組）	中野 傳一	谷口卯三郎
八丁堀		勝二
（上組）	土井 正義	工藤 繁雄
（中組）	砂原 格	森 讓一
（下組）	田中 新八	島村 讓一
下柳町	八幡 香	西三宅 庫三郎
石見屋町	三枝助太郎	永野 隆三
山口町	山室 正市	大濱 己三郎
銀山町	桑原 謙吉	藤崎 一郎
東胡町	崎 禎一郎	三津井 稻市
針屋町	久保田 豊造	佐々木 學
彌生町	尼子 勝吉	小田 政次郎
彌生町	増田 卓一	高橋 孝昇
藥研堀	楠原 徳太郎	坪谷 多作
新天地	桶屋 吉郎	野村 正俊
下流川町	清水 敏雄	中島 寛六
堀川町	丸岡 才吉	宮下 文造
三川町	坂田 達	三宅 高次郎
二葉ノ里	川手 武一	向井 庄之進
東白島町	大横田 義雄	松村 憲一
		野村 要次郎

常會は斯うして

運営して居ます

る觀を市阪大

大阪市の町會は自治制發布五十周年記念日たる昭和十三年四月十七日全市一齊に三千の町會を結成、同年八月町會を中心として三百餘萬市民が事變下に於ける國民精神總動員運動の實踐母體として將又大都市に於ける自治行政補助機關としての戦時市民生活運動を起して實績を擧げてゐる。

一、町會の組織形態

大阪市の町會は町の區域に於て會員組織を爲し、その居住の有無を問はず町會員たらしめてあるところから特色がある。町内ニ居住スル世帯主△町内ニ在ル法人又ハ之ニ準ズルモノ△町内ニ在ル工場、倉庫、營業所又ハ事務所ヲ有スルモノ其ノ他ニ準ズルモノ△町内ニ土地又ハ家屋ヲ所有スルモノ

Table with 2 columns: 部制 (Department System) and 分掌事項 (Assigned Tasks). Rows include 総務部 (General Affairs), 庶務部 (Secretariat), 教育部 (Education), 衛生部 (Health), 貯蓄部 (Savings), 軍政部 (Military Administration), 奉公部 (Public Service), 援護部 (Welfare), 防衛部 (Defense), 消防部 (Fire Protection), 衛生部 (Health), 貯蓄部 (Savings), 軍政部 (Military Administration), 奉公部 (Public Service), 援護部 (Welfare), 防衛部 (Defense).

ゐるものではないが、試みに之を總括的に示すと次の通り

社會部 (Social Dept): 救護其ノ他保護事業ノ援助協力△職業紹介 (Aid and cooperation for relief and other protection activities, vocational introduction)
(婦人部) (Women's Dept): 婦人ヲ中心トシタル家庭生活ノ改善△婦道ノ強化及婦人會△愛國婦人會△國防婦人會トノ連絡協調 (Improvement of domestic life centered on women, strengthening of women's conduct, and women's association, patriotic women's association, and defense women's association)
會計部 (Accounting Dept): 會計事務一切(つゞく) (All accounting business)



袋町 (Fukurocho) (戸数一三五戸)
昨年九月九日午後七時半町内妙蓮寺で勝亦縣主事、黒瀬市社會教育課長臨席、町内戸主又は世帯主全部集合して發會式を擧げてより既に一年餘を経ました。發會式當夜の協議で戸主常會は毎月七日、主婦常會は同十七日、青壯年常會は同二十日開催、役員常會、一般常會は必要に應じ開催のこと
を申合せ爾來毎月これを勵行、當常會發會式に引續き結成された銃後奉公會袋町分會と連繫して各種の申合せをなし逐次これを實行し、同年十二月の常會に於て皇紀二千六百年奉祝行事として町内五百人残らず一口五十錢の記念貯金をなすことを申合せ、同時に次の生活改善規約を決定、本年二月早くも町内貯蓄組合は當局より表彰され常會は一段と緊張し翌三月より諸儀式に詔書奉讀、大臣告諭朗讀を加ふる一方町民一人残らず常會員たらしむるため小組常會

- 白島九軒町 横山 重雄 (松本 吉助)
白島東中町 西村 春三 (高野 權太郎)
白島中町 木村松次郎 尾川 伴六
白島西中町 山根芳太郎 鈴木 仲藏
西白島町 村上長次郎 (富田 梅太郎)
白島北町 金谷 富介 (岡村 次郎吉)
牛田町
(南町區) 森田 勇 (田淵 登喜雄)
(本町區) 田羅 賢市 (正岡 繁太郎)
(神田區) 吉川 鎮植 (佐々木 得一)
(早稲田區) 中石喜三郎 吉岡 助三
(丹土區) 石田 仲吉 馬野 利準
(旭町區) 藤田 金一 (桑原 定之助)
(新町區) 牛尾卷太郎 (酒井 春一)
似島町 濱木友吉郎 (山田 新吉)
東魚屋町 今井狀太郎 (伊藤 光次郎)
立町 熊谷孝兵衛 古林 都一
研屋町 吉田 幸一 小川 琢磨
紙屋町 木村 勝吉 長崎 清
平田屋町 齊木 勝吉 小川 信太郎
播磨屋町 佐久間 勇 渡部 岩助
草屋町 山本 彌助 坂部 佐一
鐵砲屋町 佐伯光太郎 (大西 德太郎)
新川場町 讚岐 章一 (藤井 清)
中町 廣藤 文造 (山中 忠)

を結成に決定、去る五月よりは毎月第二、第四日曜日町内清掃日として早朝町内總出にて掃除を行ひ毎月十一日には一齊に下水掃除を申合せて爾來これを勵行、小組常會結成により常會全機能は一段と充實して來て居ります。

袋町生活改善規約

第一條 本規約の目的は主として慶弔の事に關し時代に順應する費途を規定す故に必要に應じ本規約は改正することあるべし、此場合は町役員會の決議を以て行ふ
第二條 本規約に於て慶弔とは左の各項を謂ふ
一、入營の時金三十錢隣家組合醸出し冷酒煮干の準備し入營當日見送人へ立御酒として出す入營當家には可成心配迷惑を掛けざること無事入隊の回禮をなさず
二、満期の時満期土産を配り又は酒肴の饗應は絶対に廢すること、親族及び別懇者の場合は此の限りにあらず
三、婚禮の時金一圓酒肴の饗應にせよ贈物にせよ一圓以内
四、出産の時金二十錢返しなし
五、新築の時金五十錢隣家組合員手傳をなす
六、家移の時金二十錢宛を出し合ひ人夫賃として贈る、但し向ふ三軒兩隣の手傳は此の限りにあらず
七、店出しの時金二十錢返しなし但し向ふ三軒兩隣の手傳は此の限りにあらず

八、其他の祝事の場合は右標準に依り隣家組合毎に決す
九、病氣見舞の時金二十錢見舞の必要を認めたるるとき返しなし
十、死亡の時金三十錢葬儀途中行列を廢すること、隣家組合は全部喰出にて手傳、但し萬止むを得ざる差支の時代人を出すに及ばず立場、仕揚の饗應、香奠返し、山菓子、返禮は絶対に廢す、但し帳場に粗末な茶菓は差支へなし
十一、其他災害の場合は右標準に依り隣家組合毎に決す
第三條 本規約は昭和十五年一月一日より施行す、之が實踐に關しては町役員に於て監督し違反なき様努むること



市立浅野図書館でも事變は國民の關心を一つのものに集中したことが現實に現はれて、時代に相應した良書が多くなつてゐる。多くの人に讀ませられ共鳴されてゐるのも随分あります。所謂、戦争も、と言はれてゐる、例へば、土と兵隊、吳淞クレーク、建設戦記等がそれでありませぬ。更にこのごろよく讀まれる書物は「日本を狙ふス、パイ」等の防諜關係「ヒットラー傳」、「わが航空關係のもの」が目に付きます。圖書館としてもかうした青少年層の關

心には出来るだけ注意して購入してゐます。

然し、日支事變はニュース映畫を觀ればその姿を眺められますし、戦争文學を讀めば戰場に自分が在るやうな感度も得られますが、唯、それだけでは東亞新秩序建設の大業を背負つて闘つ人間は作れません。矢張りそこには深い基礎となる勉強が必要で、支那の歴史を知らないで事變を論ずる事位は愚い話ではありません。租界問題には支那政治史の智識法幣論には支那經濟史、文化工作には支那文化史の研究がなくては決してうまくゆく譯がありません。最近ドイツは蘭印佛印タイ國等の所謂南方諸國に關する調査會を設けて現に研究してゐるさうです。戦雲收まつた曉にはこの調査會の報告は、かつてウイットフォールゲル氏等に依つてなされた驚嘆すべき支那調査書以上のものとなつて世間を驚かさずとも知れませぬ。ドイツがあの大きな戦を戦ひつゝある一方百年の大計を基礎付けてゐるのを見ても、基礎的勉強をしなくては明日の日本は背負へないといふ青少年に特に呼びかけたいのであります。

市の圖書館としましては、この見地からよく讀まれる本と共にさうした良い本を揃へたく思つてゐます。市民各位の關心によつてそれが有効に利用される事を望み識者の御支援を御願ひします。

- 下中町 井上 博 (神田 彦一)
袋町 藤重 彦一 (江川 捨吉)
西魚屋町 光保熊次郎 (磯貝 四郎)
小魚屋町 秋山 賢吉 (山下 市藏)
鹽屋町 松島 信梧 (森野 貞一)
尾道町 久野瀬松太郎 (木原 八十吉)
猿樂町
(東組) 喜代吉五郎 三上 正雄
(西組) 宮本 貞藏 増田 熊市
細工町 齋藤 眞一 島本 秀吉
横引町 引地 秀吉 岡本 彦一
鳥屋町 中村 靜彦 泉 朝吉
大手町
一丁目 田頭 喜一 (大場 善吉)
二丁目 藤井徳兵衛 尾前 友助
三丁目 石原 肇 井關 俊郎
四丁目 渡部數太郎 杉島彦太郎
五丁目 吉岡 師顯
六丁目 倉本 周誓 馬場 竹三
七丁目 佐伯 十吉 五反田 壽男
表通 佐伯 十吉 熊野 泰次
東組 松本 寅吉 須藤 強吉
八丁目 藤田 哲二 三原彦三郎
九丁目 向西保太郎 平原 鶴一
國泰寺町
(眞菰組) 田中近太郎 森島 律雄
(北組) 土井田仁平 小谷 鎌藏
(南組) 村上 清二 津田野岩郎
雜魚場町 兒玉 省吾 (佐伯 藤吉)
(建島寛太郎)

劍に破れずとも

火には破れる

(一) 廣島市防火改修に就て

課 繕 營

一、緒 言

我が國都市を構成して居る建築物の大部分は何れも木造家屋で其集團より成つて居ると言つても過言ではありません。比較的耐火建築物の多いと言はれる東京市に於てすら僅かに全建築物棟数の一パーセントに過ぎない様な状態でありまして、更に廣島市に就いて考へて見ますと僅かに〇、〇四パーセントといふお話にならない僅少な比率に過ぎないのであります。即ち残りの建物は全部木造家屋で之れを極端に言へば木材と紙類の様な可燃性物質で造られた家屋で丁度廣い面積に薪を並べた様なものであります。この事は遠く歐米の諸都市は勿論の事支那に於てすら其の類例を見ない様な状態で近來非常に喧ましく成つて來た、都市防空の上から考へて見ますと我が國都市の一大弱點であるといふことは眞に宿命的の感があるものであります。かやうな都市が一朝焼夷彈の攻撃を受ければ、其對策宜敷を得なかつたなら、彼の關東大震災以上の悲惨な結果を生ずる事は最早異論の餘地は

ない事と思ひます。従つて我が都市防空諸問題の内我が國都市の特性に鑑み且つ各問題の緩急を考慮して見ますと當分の内防火第一主義で進まねばならないかと思ひます。

されば我が國重要都市に於ては之が對策として防火消防に對する人的訓練と消防機關の整備と自然並に人工的水利の充實に向つて一意邁進しつゝあります。一方政府に於きましては、市街地建築物法の改正及防空建築規則を制定して都市の新建築物の防空に關する方針を確立したのであります。更らに昭和十四年度より向ふ六ヶ年間に亘り國及市が補助金を支出して既存木造建築物の外周の防火的改修を助成することに成つたのであります。

我が廣島市に於てもこの國策的事業に賛助し去る三月十八日市會に於て昭和十四年度より向ふ六ヶ年繼續事業として其の助成費及事務費が決議され愈々之れが實施に乗り出す事になつたのであります。然らば防火改修とは何か防火改修は何故必要であるか、以下由つて來る理由と本事業の内容とを概説し市民各位の理解

を仰ぎ以て本事業の圓滑なる進捗に資し度いと思ふのであります。

ふ事は異論のない所でありまして、而しながら其の何れの事項を取り上げて見ましても之れを達成する爲めには相當の經費を必要とする事ばかりであります。従つて之等諸種の對策を一時に實行することは却々至難な事でありましてから宜しく我が國都市の特性に鑑み各問題の緩急宜しきを得て確固たる指導方針のもとに逐次各問題を處理し以て我が國都市防空に誤りなきを期する事が最も肝要であります。

二、防火第一主義

凡そ都市防空の問題は極めて多方面に亘つて居て其の建築的技術方面のみならず就て見ても防火防毒防彈並に燈火管制偽裝等の諸問題であります。就中防火防毒防彈偽裝等の問題に至りましては、至難中の至難といふ現状であります。思ふに此の都市防空の諸問題は歐洲諸都市に於ては彼の第一次歐洲大戰以來茲に約二十年を経過して居りますので、其の間研究に腐心して諸種の防空對策も相當備るに至つたのであります。之に反して我が國都市に於ては少くとも一般國民の防空上の認識がこの時局下に於て漸く其の緒についたばかりであります。然るに我が國都市の構成を見ますに前述の様に歐洲諸都市は煉瓦造りで一般に不燃焼材料をもつて構築されて居るのに反し我が國都市は他に類例を見ない木造家屋の集團でありますから防空上極めて不利なる事は申すまでもありません。かやうな状態にありまして我が國都市の防空は誠に困難な問題で眞に市民各位の一致協力を得ないことにはよく其の目的を達成する事が出来ないのではないかと思ひます。都市防空に關する各種の問題は何れも極めて重要なことに屬するものであります。現下時局に鑑み出來得る限り速かに解決しなくてはならないとい

以上述べました様な見地から防空技術上難關である防空防毒防彈等の諸問題について其の輕重を比較して見ますと現下我が國木造都市に於ては少くとも防火第一主義でなくてはなりません、この事は一日にして十萬の生命と百億の財貨とを失つた彼の關東大震災!!この一大戦争にも匹敵すべき慘禍の大部分が實に火災のためであつた事を想起せば納得の行く事でありませう。彼のソヴイェツト前極東軍司令官ブリュッヘルはかつて僅か二トンの焼夷彈を以て東京を灰燼に皈せしめ得ると豪語致しました。又我が國の様な木造都市でない獨逸の諺に「多くの都市は劍には破れずとも火には破る」といふことを云つて居ります所から見ましても都市に於ける火災の恐ろしさは最早や説明を要しないほどであります。

廣 島 市 報

號 五 十 四 百 第
昭和十五年十一月十五日
發行所 廣島市本町一丁目
電話 二五五
印刷所 廣島市本町一丁目
電話 二五五

【告 示】

●廣島市告示第一三九號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年
度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ
如シ

昭和十五年十月十六日
廣島市長 藤 田 若 水

昭和十五年度廣島市
歳入出豫算追加
(歳入) 第十三款 繰越金 金貳
萬圓、第一項 前年度繰越金 金
貳萬圓 歳入合計金貳萬圓

(歳出臨時部) 第廿五款 雜支出
金貳萬圓、第一項 雜出 金貳萬圓
臨時部計金 貳萬圓
歳出合計金 貳萬圓
歳入出豫算追加ノ要領左ノ
如シ但シ本豫算ハ即日執行ス

●廣島市告示第一四四號
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年
度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ
如シ但シ本豫算ハ即日執行ス

昭和十五年十月三十一日
廣島市長 藤 田 若 水

昭和十五年度廣島市
歳入出豫算追加
(歳入) 第十三款 繰越金 金貳
萬四千七百貳拾四圓、第一項 前
年度繰越金 金貳
萬四千七百貳拾四圓、第一項 前

年度繰越金 金貳萬四千七百貳拾
四圓
歳入合計金貳萬四千七百貳拾四圓
(歳出經常部) 第六款 役所費 金
貳萬四千七百貳拾四圓、第一項
給料 金壹萬參千六百拾圓、第二項
雜給 金七千五百六拾四圓、第三
項 需用費 金參千六百圓

經常部計金貳萬四千七百貳拾四圓
(臨時部) 第廿六款 補助費 金五
百圓、第一項 補助費 金五百圓
臨時部計金五百圓
歳出合計金貳萬四千七百貳拾四圓
歳入出豫算追加ノ要領左ノ
如シ但シ本豫算ハ即日執行ス

●廣島市告示第一四五號
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年
度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ
如シ但シ本豫算ハ即日執行ス

昭和十五年十月三十一日
廣島市長 藤 田 若 水

昭和十五年度廣島市
歳入出豫算追加
(歳入) 第十三款 繰越金 金參
百參拾四圓、第一項 前年度繰越
金 金參百參拾四圓△第十四款
市債 金拾萬圓、第一項 市債
金拾萬圓
歳入合計金拾萬參百參拾四圓

●廣島市告示第一四六號
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年
度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ
如シ但シ本豫算ハ即日執行ス

昭和十五年十月三十一日
廣島市長 藤 田 若 水

昭和十五年度廣島市
歳入出豫算追加
(歳入) 第十三款 繰越金 金貳
百拾壹圓、第一項 前年度繰越金
金貳百拾壹圓
歳入合計金貳百拾壹圓
(歳出經常部) 第六款 役所費 金
壹圓、第二項 雜給 金壹圓△第
卅三款 產業諸費 金貳百拾圓、
第四項 度量衡諸費 金貳百拾圓
經常部計金貳百拾壹圓
歳出合計金貳百拾壹圓
歳入出豫算追加ノ要領左ノ
如シ但シ本豫算ハ即日執行ス

●廣島市告示第一四七號
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年
度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ
如シ但シ本豫算ハ即日執行ス

昭和十五年十月三十一日
廣島市長 藤 田 若 水

昭和十五年度廣島市
歳入出豫算追加
(歳入) 第十三款 繰越金 金貳
百拾壹圓、第一項 前年度繰越金
金貳百拾壹圓
歳入合計金貳百拾壹圓
(歳出臨時部) 第廿五款 雜支出
金五百圓、第一項 雜出 金五百
圓
臨時部計金五百圓
歳出合計金五百圓
歳入出豫算追加ノ要領左ノ
如シ但シ本豫算ハ即日執行ス

●廣島市告示第一四八號
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年
度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ
如シ但シ本豫算ハ即日執行ス

昭和十五年十月三十一日
廣島市長 藤 田 若 水

昭和十五年度廣島市
歳入出豫算追加
(歳入) 第十三款 繰越金 金五
百圓、第一項 前年度繰越金 金
五百圓
歳入合計金五百圓
(歳出臨時部) 第廿五款 雜支出
金五百圓、第一項 雜出 金五百
圓
臨時部計金五百圓
歳出合計金五百圓
歳入出豫算追加ノ要領左ノ
如シ但シ本豫算ハ即日執行ス

●廣島市告示第一四九號
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年
度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ
如シ但シ本豫算ハ即日執行ス

昭和十五年十月三十一日
廣島市長 藤 田 若 水

昭和十五年度廣島市
歳入出豫算追加
(歳入) 第十三款 繰越金 金貳
百拾壹圓、第一項 前年度繰越金
金貳百拾壹圓
歳入合計金貳百拾壹圓
(歳出臨時部) 第廿五款 雜支出
金五百圓、第一項 雜出 金五百
圓
臨時部計金五百圓
歳出合計金五百圓
歳入出豫算追加ノ要領左ノ
如シ但シ本豫算ハ即日執行ス

第七條 委員會ノ審査手續ハ委員長之ヲ定ム

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

達乙第七號 秘書課、會計課、財務部主計課

昭和十五年十月三十一日

廣島市告示第一四二號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年廣島市歳入出豫算追加更正

Table with columns: 歳入, 更正額, 増減額. Lists various tax items like 國稅附加稅, 地租附加稅, etc.

Table with columns: 歳入, 更正額, 増減額. Lists various tax items like 船舶稅附加稅, 自動車稅附加稅, etc.

教育部指導課 紀元二千六百年奉祝式費支出ノ爲本年歳入出豫算歳出臨時部第四十九款ニ左ノ項目ヲ設ケ豫備費補充ノ上之ヲ處理スベシ

昭和十五年十一月二日 廣島市長 藤田若水

Table with columns: 種目, 豫算額, 附記. Lists items like 舟稅, 自轉車稅, 荷車稅, etc.

達乙第七號 秘書課、會計課、財務部主計課

昭和十五年廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年廣島市歳入出豫算追加更正ノ要領左ノ如シ但

昭和十五年十月二十六日

Table with columns: 種目, 豫算額. Lists items like 廣島控訴院, 廣島內務課, etc.

町正副總代 (三) (昭和十五年十二月八日現在)

Table listing names and titles for various districts like 東千田町, 千田町, 三丁目, etc.

Table with columns: 第一項 寄附金, 第二項 雜收入, 第三項 繰越金, etc. Lists financial items and amounts.

Table with columns: 第八項 雜種稅附加稅, 第九項 特別稅戶別稅, 第十項 特別稅所得稅, etc. Lists financial items and amounts.

Table listing names and titles for various districts like 河原町, 舟入仲町, 舟入本町, etc.

Table with columns: 第一項 目的稅, 第二項 都市計畫稅, 第三項 舊法ニ依ル稅收入, etc. Lists financial items and amounts.

Table with columns: 第一項 臨時地方財政補助金, 第二項 負擔金, 第三項 雜收入, etc. Lists financial items and amounts.

Table listing names and titles for various districts like 舟入川口町, 舟入川町, 舟入幸町, etc.



牛田南町常會

去る十一月一日創立滿一周年を迎へる同常會では同日午後八時半同町廣島教員養成所に會員五百餘名參集、相川廣島縣知事、谷山市指導課長臨席の下に記念講演會を開催、森

田町總代の挨拶あつて相川縣知事登壇、事變前後の内外の情勢より説き起し今日日本が直面せる容易ならぬ事態を述べ、この時艱克服と常會の重大使命につき一時間半に亙り熱辯を揮ひ會員に多大の感動を與へ、最後に谷山課長の挨拶あつて散會したが町常會での相川知事の講演は極めて稀であり且つその剴切懇篤な説示は一段と同常會の感奮興起を促し運営上新展開が期せられてゐる。

八丁堀中組町内會 八丁堀中組町内會では十一月一日夜砂原總代司會の下に常會を開き谷山市指導課長の講演後紀元二千六百年記念行事の一つとして町内五十二戸が各十圓宛贈出し、記念貯蓄債券五十二枚を共同購入することを申合せたが、右共同購入債券のうち俸に當籤するものある場合は當籤金額を町内各戸に平等分配する方針であつて町内の徹底的融和を具象するものとして讃嘆されてゐる。

Table listing names and titles for various districts like 鷹匠町東組, 鷹匠町西組, etc.

年賀寒中見舞は 断然やめませう

新生活実践要綱さまる

公私生活の全面的刷新を断行し、實剛健にして而も明朗豁達なる新生活様式を確立し、以て高度國防國家の態勢の完成を期するため、今回左記の通り新生活実践要綱が定められた。全市民一人洩れなく之れを日常生活に具現し、眞に戦時下に相應しい健全なる風潮を速に樹立し、時艱克服に邁進せしませう。

実践事項

- (一) 結婚 1、結婚費は極力節約すること。2、結婚は儀禮の程度に止め、節、錫、鹽物、末廣、熨斗、昆布の中一種又は數種を取合せ適宜一臺にして贈ること。3、荷物の陳列、衣裳見せ等は廢止すること。4、式服は團服又は制服を利用し得る場合は之を利用し、然らざる時は白下着黒紋付に止め、直しは廢止すること。5、學式は神社、家庭又は公共の場所を選び近親者に止め、簡素且嚴肅に行ふこと。6、披露宴、土産物は近親者に止め、簡素となすこと。7、出産其の他

- (二) 1、出産祝は近親者に止め、精神を主とし、なるべく物品を用ひず。貯金帳、子寶貯金、國債等にて祝ふこと。2、宮詣り、七五三等の晴衣の新調は全廢すること。3、七夜、百日、節供等は簡素とし、虚禮は廢すること。4、葬儀 1、凡て精神を主として簡素嚴肅に行ふこと。2、花輪、生花、放鳥、弔問者への禮状、香典返し、法要等の引

- (三) 1、物は全廢すること。2、公葬儀を執行せる場合は重ねて自宅葬儀は行はざること。3、社交及一般生活 1、年賀郵便、寒暑中見舞其の他不要不急なる通信は廢止すること。2、中元、歳暮、手土産等の虚禮的贈答は廢止すること。3、形式的送迎は廢止すること。4、諸會合は時間勵行をなすこと。5、皇室關係、神社の正式參拜等の外はフロックコート、モーニング等の着用を廢すること。6、貯蓄の勵行に努むること。7、入營の際の幟、附添は全廢すること。8、娛樂は健全なるものを選び、體育運動に努むること。

昭和十五年度市稅率 (抜萃)

稅目	市稅	都市計畫稅
地租附加稅	年額 本稅百分ノ二百三十	年額 本稅百分ノ六十八
營業稅附加稅	同上	同上
家屋稅附加稅	貨價價格 百分ノ四〇・二五	貨價價格 百分ノ一・一九
縣稅附加稅	百分ノ百	百分ノ三十四
附加稅	一噸ニ付 汽船三錢 帆船四錢	(六錢) (四)
自轉車稅	二〇〇(特) 四〇〇	(六錢) (一・二)
舟車稅	馬車(大)六〇〇 (小)三〇〇	(一〇〇) (一〇〇)
車庫稅	(1) 四〇〇 (2) 三〇〇 (3) 二〇〇	(一三〇) (一〇〇) (五〇)
金庫稅	(4) 二〇〇 (小) 一〇〇 (大) 六〇〇	(一七〇) (一〇〇)
扇風機	(小) 三〇〇 (大) 六〇〇	(一七〇) (一〇〇)
備用人	三〇〇	(一七〇)

常會は斯うして 運営して居ます

大阪市を觀る

二、町會の活動概況 大阪市の町會は全市一丸となり、一定の期間を定め「戦時市民生活運動」として一つの目標に向つて活動を續けてゐる。即ち第一期戦時市民生活運動は昭和十三年八月十五日から同年十一月十四日迄の三ヶ月間、第二期は昭和十三年十二月一日より翌十四年五月末迄、第三期は十四年七月七日より同年十二月末迄、第四期は十五年元旦より六ヶ月間に亘り第四期を實施したが、第一期に於ては

- 一、生活刷新 生活の無駄排除、簡素生活の樹立、隣保生活の強化
- 二、消費節約 物資の節約の活用、貯蓄及献納の勵行、健康生活、體位向上、勤勞奉仕
- 三、心身鍛鍊 職場を守れ、時間を活かせ、學び貯蓄を進め、献納、生活は簡素に、鍛へよ心身を、護れ銃後

- 一、金の集中 金の賣却、貯蓄の倍加
 - 二、物の活用 物資の愛護、食糧品の尊重
 - 三、力の集中 隣保團結、勤勞の倍加
- 等の實踐綱目を掲げ此の四期間に於て爲された具體的な活動の成果を見るに

國民儀禮章の佩用△モンペ服の普及△時間勵行△休閑地の利用△災害の共同防衛△遺家族の慰問△死藏衣服及不用品の活用△廢品蒐集△貯蓄の徹底△公債債券の購入△安價榮養食の普及△簡單な醫療の講習△ラヂオ體操、相撲、武道、ハイキング、體力テスト等の普及△神社佛閣及町内清掃奉仕△糧原神宮造營奉仕△災害地への勤勞奉仕△年末年始の贈答廢止△忘年会新年宴會の遠慮△年賀狀、廻禮の差控へ△慰問文の發送△門松、注連飾の質素△出征將士の遺家族援護△慰問文慰問袋の發送△出征者に家族の寫眞贈呈△出征者の保險加入△傷病兵の慰安慰問△町内戦歿者の慰靈祭執行△慰安演藝會の開催△稻刈勤勞奉仕△鏡餅の贈呈△敬老會、孝子節婦善行者の表彰△日用品の共同購入、配給△休閑地利用、茶園の造成等を主たるものとしてゐるが、大

市會議員選舉人 千五百人増加

十二月下旬に確定

昭和十五年九月十五日現在調廣島市會議院議員選舉人名簿並に同市會議員名簿は廣島市役所に於て去る十一月五日より十五日間毎日午前九時より午後四時まで關係者の縦覧に供されたが右名簿記載人員は次の通りであり昨年同様に比較すると衆議院

市會	議員	選舉人
東	三、九六	三、一四
西	三、九六	三、一四
市會	三、九六	三、一四

議員選舉人は一千三百九十六人、市會議員選舉人は一千四百九十五人の増加となつてゐる。衆議院議員選舉人名簿は本年十二月二十日、市會議員選舉人名簿は同十二月二十五日それ〴〵確定し何れも明年施行の總選舉に用ひられるのである。

町名	新總代	新副總代
中組 後田	孝 覆並 寛一	
下組 石場愛之助	西村平次郎	
西組 戸田	弘	
左官 町 佐伯辰次郎	三戸 謙一	
猫屋 町 勝盛 信一	郷田 金太 大杉 廣吉	
油屋町東組 松村悦次郎	山崎 政次 西村榮次郎	
西組 富吉	恭治 西村榮次郎	
十日市町 井上 春美	中原勝治郎	
西大工町 松野梅三郎	阿部常三郎	
榎町 高橋 剛	平田 秀吉 川崎友三郎	
堺町二丁目 熊野芳太郎	世良 盛吉	
三丁目 瀨尾 増藏	柳川利一郎	
四丁目 塚脇 邦吉	金口 盛次	
西地方町 高 議二	富士谷盛夫 太田 與藏	
西新町 志賀 嘉一	藤卷 國平	
小網町 田熊 一郎	揖野節太郎 玉本 幾松	
西組 福永 信藏	倍川 清三 古田 光義	
小舟 區 新納 賢吉	洞木 龜吉 田原 友吉	
空鞆町東組 横田 治六	村上 友吉	
西組 三上 丹二	桑原 梅松	
寺 町 井内助次郎	山下谷次郎 三好健次郎 戸島 眞諦	
西引御堂町	内村光次郎 中川 安造	

町名	新總代	新副總代
(西組) 田村吉太郎	米田榮次郎	
西九軒町 米澤松太郎	仁井 龜次	
錦 町 小字羅讚一	吉田庄次郎	
横堀 町 木村 亮一	伊達 半助	
新市 町 秋山 卯平	世良 正次	
北 榎 町 岩井 大吉	三浦 萬吉 吉野榮次郎	
廣瀨元町 宮原常次郎	莊川 徳一 山崎 元	
廣瀨北町		
(北組) 由井善次郎	島津 春季 渡部 健一	
(旭組) 村田太喜三	脇中 保一	
東觀音町		
(二丁目) 山本勇三郎	北山雄三郎 山口松太郎	
(二丁目) 津島市太郎	宗井 健一 伊玉 雲人	
町名 新總代	新副總代	
桐木 町 皆崎 誠一	坪川時次郎	
仁保堀越	大西 嘉六 神田 恭一 橋本 會一	
平田屋町	近森 三六	
袋 町	石井松太郎 外波 良助	
大手 町	池田 利男	
訂正	宇品町南部港町副總代伊藤繁一氏は佐藤繁一氏の誤植につき訂正す。	

都市が丸となつての實踐運動であるだけ相當の實績を挙げ、廢品回収によつて得た金額が十五萬圓、各種の勤勞奉仕に出た人員が一九七、七九七人、モンペ服を着用する婦人數が八三、四六三人と云ひ近頃婦人間に問題とされてゐるモンペ服の着用などから見ても相當徹底して各般に互に實踐されてゐるかの如く見受けられる。

國民體力法實施

本市でも近く體力検査
例年の體力量検定とはまた別です

大體大阪市の町會は任意に個人同志が趣味や嗜好によつて結ばれた社交的なもの、或は商業的な立場から結合された私的な、懇親本位な、地域的には極めて蕪雜な、まことに不規則不統一な集合體であつたのだがそれが支那事變勃發以後時局の影響を受け昭和十三年四月二十四日中央公會堂に於て町會結成記念大會を舉

國民の體力は國家活動の本源であり、國力の基礎であります。然るに聖戰四年、東亞新秩序の建設に邁進せねばならぬ我國國民體力の現狀は徴兵検査の成績、結核、花柳病等の蔓延状態等から見まして洵に憂慮に堪へぬものがあります。よつて政府は國民體力法を設け本年からの之を實施して未成年者に體力検査を受けしめ

その結果によつて指導その他必要な措置をなし以て之が體力向上を圖ることとなりました。
この法律によりますと特別の規定ある者を除き内地に居住する帝國臣民たる未成年者全部が體力検査を受けねばならぬことになつて居ります。本年度は差當り
△十七歳の男子 大正十一年十二月二日より大正十二年十二月一日までに生れたる者△十八歳の男子 大正十年十二月二日より大正十一年十二月一日までに生れたる者△十九歳の男子 大正九年十二月二日より大正十年十二月一日までに生れたる者

此の際注意のため申添へます一部では體力量検定とこの國民體力法とを混同してゐる向きがあり、體力量検定を受けたから體力検査は受けなくてもよい様に誤解されてゐるやうですが、これら二つは全く別個のものであり體力量検査を受けるか否かは寧ろ隨意ですが、體力検査は法律で命令されたものですから届出を怠るとか検査を受けぬとかその他違犯行為がありますと、千圓以下の罰金を科せられるのでありますから都合のないやうにせねばなりません。

市税納付期日 (十五年度限)

税目	納期	限
地租附加税	第一期十月三十一日	第二期一月三十一日
家屋税附加税	前期十月三十一日	後期一月三十一日
縣稅獨立稅附加稅	十月三十一日	
市稅獨立稅	十月三十一日	
反別稅附加稅	全額一月三十一日	
營業稅附加稅	全額二月二十八日	
市民稅	全額二月二十八日	
藝妓稅附加稅	隨時	
不動産所得稅附加稅	隨時	
屠畜稅	隨時	

△陸海軍軍人にして現役中の者(未入營者及歸休下士官兵を除く)又は戰時事變に際し召集中の者△陸海軍の學生生徒△海軍豫備練習生及海軍豫備補習生△從軍中の陸海軍軍屬△外地又は外國のみを航行する船舶の乗組員
は除外されることになつて居ります。

さて本年度體力検査を受くべき者の親権者、後見人又は後見人の職務を行ふ者或は教育、監護又は使用の目的で寄寓させてゐる者はそれら届出をせねばなりません、これに就ては本市では曩に各町衛生組長の方を通じてそれら手配いたしましたから一般に既に御諒知のことと思ひます。而して體力検査は本年十一月下旬より十二月月上旬市長によつて行はれる豫定でありまして検査項目は身長、體重、胸圍、視力、色、聴力、疾病異常、結核性疾患(ツペルクリン皮内反應)、トラホーム、花柳病、寄生蟲病、精神病、榮養障碍、脚氣、齒疾、形態異常、運動機能(荷重速行)

であつて検査當日病氣旅行等の場合は居宅検査、検査日時を変更することとなつてゐる。斯くして検査が済めば本人又は保護者に體力手帳を交付され、體力手帳には體力検査の結果のみならず體力向上に關する指導其の他の措置に關する記事も記載せられる。體力手帳の保存期間は被管理者が滿二十歳に達する迄であるが、徴兵検査を受ける者は之を終る迄保存し體力検査、徴兵検査其の他法令を以て定められた場合に提示しなければならぬ。更に體力検査の結果に基き指導其の他の措置として體力向上に關する指導、體力向上に關する指示、療養に關する處置命令が講ぜられそれら要旨を體力手帳に記載されるのであります。

青年國民登録

一人漏れなく登録せよ

戰時體制の強化に伴ひ軍需要員の充足は益々緊要性を加へつゝあるを以て政府は國民登録制を更に強化する爲めに本年十月二十日より別に青年國民登録を左の通り施行されました。

- 一、登録する者の範圍、年齢滿十六歳以上徴兵未滿の者で次の各項に該當する者以外は全部登録しなくてはなりません
- 一、前に國民登録をして現に手帳をもつて居る者
- 二、徴兵猶豫を受くる學校に在學する者
- 三、登録する期日、毎年九月三十日に登録します。之は十月十日迄

叙任及辭令

篠原 一 衛
任廣島市技師水道部工務課長ヲ命ス(十月十六日附)

廣島市天津 主事 下 村 浩
貿易事務所長
教育部指導課勤務ヲ命ス(十月十六日附)

元山 修 二
任廣島市部長財務部長ヲ命ス(十一月四日附)

陸軍墓地 參道改修

勤勞奉仕を望む

比治山陸軍墓地參道改修につきまして去る七月號の本誌に記載いたしましたところ其の後縣立廣島師範學校、廣島貯金支局、廣島協和會西支部青年部等より延人員一、四七〇名の勤勞奉仕を受けまして目下着々進捗中でありまして時節柄努力と資力との關係で完成になほ相當日數を要する状態でありまして。一方陸軍墓地參拜者は日々多數に上りつゝありますので、此の際更に一般の勤勞奉仕を御願ひする次第であります。なほ勤勞奉仕要綱は次の通りであります

人員 二百名以下 △作業時間 二時間以上△作業器具 本市に於て準備△辨當 奉仕者の負擔(但し湯茶の設備あり) △記念寫眞 勤勞奉仕實況を撮影の上之を贈呈 △勤勞奉仕名簿に記録し永久に保存し謝意を表す。

市内傳染病發生月報 (十月)

町名發生數	西醫屋町	船場町	舟入幸町	鐵道病院
昭和町	一	二	一	六
仁保向洋	一	一	一	一
皆賀町三	一	一	一	一
打越町	一	一	一	一
新川場町	一	一	一	一
宇品町一〇七	一	一	一	一
河原町	一	一	一	一
橋本町	一	一	一	一
南邊屋町	一	一	一	一
計	一七六			

病は口より入り禍は口より出ず

一、登録用紙は正票と副票の二通になつて居りますが、兩方共丁寧に書いて調査員に渡すと割印と受領印を捺して控を返して呉れますから其の控は徴兵検査當日迄大切に保管して徴兵官に提出するのです。

四、本年の特例
1. 本年の登録義務者大正九年十二月二日より同十三年十一月一日迄に出生の者

なほ調査漏れの向は至急市役所統計課に申出て遅くとも十一月中に登録手續を經へねばなりません。

全國に冠たる

區劃整理の現況

更に一段の認識が必要

本市では夙に土地區劃整理の必要を痛感し大正十四年度より區劃整理調査及び助成費を豫算に計上し、之が基本の各種調査を行ひ昭和二十年一月設立の認可を得た福島町土地區劃整理組合を初めとし區劃整理施行の勧誘に専念したが、各種事情に依り容易に組合設立の運びに至らざりし一方本市の膨脹發展は急激に郊外地に進展し、無秩序、無統制な市街地形成の傾向にあり就中迅速な發展を豫想された皆實、草津、舟入、中廣町方面の四地區に對し宅地としての利用を増進する爲め、都市計畫法第十三條の市長執行に係る所謂強制的土地區劃整理に依る計畫をなし、昭和八年十月内閣の認可を得た。其の後引續き比較的發展性著しき大須矢賀、吉島、牛田、尾長、翠町の各

地區も都市計畫法第十二條に依る任意組合組織に依り順次工を起し、今や吉島町を除くの外は大半其の工を終へ、大須矢賀町、尾長町兩地區も本市の功成に依り、目下着々工を進め近く其の工を終へんとする現況にある。

を計り、其の他の公共事業とも密接不離の關係にあり。之れとも融合一體を策し、彼は負擔の分任を實際化して、公共事業と整理事業の併行促進を圖りし事は、公共團體、整理事業相互の利益たるのみならず、其の協和精神は自治精神の發露にして、現下の時局が國民に要求する總親和の大精神にも副ふ所以である。偶々昭和十二年廣島縣立師範學校の移轉改築の議起るや、東部東雲町土地區劃整理組合に於ては、進んで之が誘致を策し、一萬七千餘坪の敷地を安

公告

字名設定ノ件

廣島市似島町字家下地先海面埋立地ニ對シ「似島町字家下」並同市同町字大黃地先海面埋立地ニ對シ「似島町字大黃」ノ字名稱ヲ何レモ新ニ附スルノ件昭和十五年十月二十五日附指令土經第三二八號ヲ以テ本縣知事ノ許可ヲ得タリ

本市は更に將來の發展を豫期して目下事業申請中に係る草津、古江、庚午町の一部二十五萬餘坪を合し、僅に二百餘萬坪を整理しつゝある現狀にあり、今後本市の發展膨脹により一層斯業に期待されるものがある。此の際一般に斯業に對する認識と理解を一段と深められんことを御願ひする次第である。

奉祝行事寫眞

市役所て永久保存

本市では去る十日、十一日の兩日市民歡喜の至情を披瀝して行はれた記念寫眞を永久に保存すべく種々手配中でありませう。つきましては各町や各團體で實施されました奉祝行事の寫眞がありませうれば御惠贈願ひたいと存じます。秘書課

名譽の戦死者

昭和十五年十一月十一日現在

工兵一 岡増治郎 富士見町
歩兵一 山崎貞明 段原中町
砲兵 島谷安雄 己斐町

輜重上 觀野 顯 三浦町
醫少佐 今村 見意 白島中町
輜重二 角川與左衛門 皆實町三
騎兵伍 中尾政雄 仁保町大森
歩曹長 藤村宣明 小町
歩兵上 田村源作 中島新町
歩中尉 深田 壽 仁保町大森
砲少尉 田原昇一 東胡町

歩兵上 中浦富士男 河原町
歩兵一 神出忠男 尾長町
輜重一 湧永良三 皆實町二
歩兵伍 柳樂吉夫 大須賀町
歩曹長 古堀靜夫 金屋町
歩兵二 松本 詔 大須賀町
軍屬 加藤尙虎 中廣町
同 木村勘次 千田町二

軍屬 扇元敏三 段原大畑町
歩少尉 櫻庭武夫 西天滿町
歩兵上 梅田竹夫 己斐町
歩兵一 多田岩男 宇品町
同 伊東信行 大手町三
同 粟井栗人 楠木町二
同 谷崎修一 仁保町榎山
同 松田馬里 西蟹屋町

歩兵一 田原好式 西蟹屋町
同 村上邦行 舟入川口町
歩兵上 瀬川 保 尾長町
歩兵伍 疋田正之 宇品町
歩兵一 池田菊三 仁保町作木
歩兵上 山本高次 三篠本町一
同 下澤重任 仁保町青崎
同 可部政一 草津南町

歩兵一 藤村秀一 横川町三
同 加藤義明 大手町七
同 言下勝登 尾長町
歩兵伍 谷岡高次郎 段原中町
歩兵上 山本忠三 尾長町
歩兵伍 竹島茂治 廣瀬北町
同 吉本幸市 福島町
同 岡林建一 東蟹屋町
軍屬 海塚治朗 寶町

下水の泥揚は

所定の日に願ひます

街渠や家屋内の下水泥揚げは豫て各町で一定の日に各戸一齊に行ひ其の泥は翌日市役所の入夫が蒐集搬出することになつて居ますが、近頃間隣組や常會の申合せで定期日以外の日泥揚げをして其の處分を市役所へ申告される向があります。市役所では一定の人員で順序を定め定期日には夫々所定の作業を施行し得る様計畫して居りますので斯様な臨時の作業を行ひ兼ねる事情がありま

毎月十日 (東部衛生組合、聯合會、區域) 牛田町、白島一圓、臺屋町、京橋町、松川町、土手町、比治山町、稻荷町、金屋町、的場町、比治山本町、桐木町、段原一圓、橋本町、鐵砲町、上流川町、幟町、上柳町、石見屋町、東雲町、仁保町、淵崎、本浦 (西部衛生組合、聯合會、區域) 平田屋町、東魚屋町、立町、研屋町、猿樂町、革屋町、播磨屋町、細工町、紙屋町、横町、鳥屋町、鹽屋町、大手町一丁目ヨリ同四丁目迄、鷹匠町、左官町、鍛冶屋町、油屋町、北榎町、錦町、西九軒町、新市町、榎町、西大工町、猫屋町、寺町、西引御堂町、十日市町、空鞆町、横堀町、廣瀬町、北町、同元町、觀音町一圓、天滿町一圓、中廣町 (宇品衛生組合、聯合會、區域) 元宇品町、宇品町、翠町

毎月十一日 (東部) 尾長町、大洲町、荒神町、若草町、愛宕町、松原町、猿猴橋町、大須賀町、二葉ノ里、蟹屋一圓、山口町、藥研堀下柳町、彌生町、斜屋町、銀山町三川町、胡町、東胡町、下流川町東新天地、新天地、堀川町、八丁堀 (西部) 大手町五丁目ヨリ同七丁目迄、新川場町、中町、下中町鐵砲屋町、袋町、西魚屋町、小町尾道町、國泰寺町、雜魚場町、江波町、舟入川口町、同幸町、同仲舟區、西新町、西地方町、塚本町堺町一圓、三篠一圓、福島町、己斐、草津一圓 (宇品) 皆實町一圓、出汐町、旭町、霞町、仁保町、大河、丹那、日字那

毎月十二日 (東部) 平塚町、田中町、竹屋町、鶴見町、昭和町、富士見町、寶町 (西部) 吉島一圓、大手町八丁目ヨリ同九丁目迄、天神町、中島本町、中島新町、水主町一圓、材木町、元柳町、木挽町 (宇品) 平野町、南竹屋町、東千田町、千田町一丁目、同二丁目、同三丁目、南千田町

奉祝行事寫眞の廣島市内成績 奉任運動は例年の通り去る十一月三日を期して開始本市に於ても各方面委員、各町總代に依頼して各戸に奉任袋を配布して一般に於ける奉任の成績は十一月十二日現在に於ける市内奉任袋の六割は本市社會事業の資に充てられ残る四割を縣社會事業協會に納められるのである。

何は措いても

先づ防火の對策

(二) 廣島市防火改修に就て

課 繕 營

(承前)次に焼夷彈の恐威と毒ガス及び爆彈とを比較して見ませう。

1、焼夷彈と毒瓦斯
投下彈には色々の種類があります。其の主なるものは爆彈、瓦斯彈、焼夷彈等の三種でありまして是等の内でも亦種類があつて其の威力も一定しては居りませんが、都市の受ける被害について考へて見ますと次の様な事が云へます。先づ都市の被害區域の大小に就て比較して見ますと毒瓦斯彈は到底焼夷彈に及ばないのであります。今假りに敵の數機が我が防護線を突破して都市上空に侵入して五砲の投彈をしたものとしますと若し之が毒瓦斯彈であつた場合其の汚毒面積は僅か〇、五—五平方料の程度となりませう、そして天候の如何によつては更に効力が減少する事も多いのであります。然るに之が焼夷彈であつたと致しますと一彈五疋として投下彈の僅か三十パーセントが家屋に命中したと假定しますと約三百箇命中したことになる。即ち出火點が三百箇所に上ることになる理であ

ります。之を關東大震災に於ける東京の出火點九十八箇所と比較して見ると洵に思ひ半に過るものがあるものであります。又都市の火災は假令火元が一箇所でありましても風向や風速の状態や水利消防の如何によつては僅かの時間の内に第二次的の火元を造り、これだけでも延焼して行くことは、これまでも幾つもの實例によつてもお判りの事と思ひます。さらに又毒瓦斯は彼我兩國の都市に對して其の威力の上に相異がありませんのに反し、焼夷彈は敵の都市には威力が少く我が都市にとつてのみ特に威力の絶大であることを思ふと敵に於ては主として焼夷彈を以て攻撃して來るであらう事は戦略上明白な事でありませう。故に市民は毒瓦斯を恐れる以上に火災の煙と焔を恐れるべきであります。

2、焼夷彈と爆彈
爆彈は焼夷彈、毒瓦斯彈に比べて重量が遙かに重いため其の飛行機搭載箇數は著しく減少されます。前項に於て例示しました様に五砲

の投彈と假定致しますと僅かに數十砲に過ぎない事になります。而も其の威力圏は相當大きい爆彈でも一彈僅かに二〇—三〇平方メートルで原則として焼夷彈の様に被害が擴大する虞がありません。勿論着弾點は被害甚大でありまして威嚇的效果は少くないのであります。國民の精神が不動である限り焼夷彈の火災被害の大なるには遠く及びませぬ。新聞の傳ふる所によれば爆彈の洗禮を受けた都市の住民は初めの中こそ飛行機の襲來の度に從つて却つて空襲警報下に防護室から飛び出して着弾點を觀測した者もあるといふ事でありませぬ。今次支那事變に於て上海居留民が敵の襲撃下に曝され、當初は恐怖の極に達して居りましたが、一週間の後には爆彈威力の真相を體得すると防護室さへも造らず敢然踏み止まつて遂に權益擁護を完了したといふことを聞き及んで居る事は正に此の間の消息を語る絶好の實例と見るべきであります。更に之を戦略的方面及び戰術的方面から考へて見ますと、戦略的方面より見た利點としては

- 1 木造都市に於ける焼夷彈投下による火災が延焼するものとせば時に徹底的であります。
- 2 爆彈の被害は命中箇所に局限されるので特別なものは別として一般市區に對しては焼夷彈の被害に遠く及びませぬ。
- 3 爆彈及び毒瓦斯彈は彼我兩國都市に於て效果の大差はありませんが、焼夷彈は我に對してのみ大きな被害を與へます。
- 4 毒瓦斯は爆彈より被害範圍は廣いのであります。無防禦の場合の火災の延焼はより以上廣くなります。

1 木造都市に於ける焼夷彈投下による火災が延焼するものとせば時に徹底的であります。

2 爆彈の被害は命中箇所に局限されるので特別なものは別として一般市區に對しては焼夷彈の被害に

遠く及びませぬ。

3 爆彈及び毒瓦斯彈は彼我兩國都市に於て效果の大差はありませんが、焼夷彈は我に對してのみ大きな被害を與へます。

4 毒瓦斯は爆彈より被害範圍は廣いのであります。無防禦の場合の火災の延焼はより以上廣くなります。

戦術的方面より見たる利點としては

1 焼夷彈は大なる高所から投下して目的を達する事が出來ます故に攻者に有利であります。

2 焼夷彈は輕量であります故に携行數が多い。

3 焼夷彈は瓦斯彈の様に氣象による効力の差異が少く時間的に制限がありません。

以上の様に色々の方面から見ましても歐米都市に比べて特異性を持つ我が國都市防空の當面の問題はどうしても焼夷彈對策でなくてはならぬ事を痛感するものであります。萬一之に對して適當な對策を有しない場合には彼の關東大震災の如き悲惨事の惹起を誰が否定出來ませうか、されば今日都市防空上爲すべき事は如何に多くありませう、先づ第一に實現すべき事は焼夷彈を對象とする防火對策でなくてはなりません。而も此の防火對策は常に戰時に對して重要であるばかりでなく平時に於ても火災の被害の軽減に資する處極めて大であります。(つゞく)

廣島市報

號六十四百第
昭和十五年十月三十一日
發行所 廣島市役所
印刷所 廣島印刷局
電話 二一七
代印所 廣島印刷局
代印所 廣島印刷局

條例

●廣島市條例第六號
廣島市稅條例制定ノ件
廣島市會ノ議決ヲ經廣島縣知事ノ許
可ヲ得廣島市稅條例左ノ通り定ム
昭和十五年十月三十一日
廣島市長 藤田若水

●廣島市條例第六號
廣島市稅條例制定ノ件
廣島市會ノ議決ヲ經廣島縣知事ノ許
可ヲ得廣島市稅條例左ノ通り定ム
昭和十五年十月三十一日
廣島市長 藤田若水

二目的稅

都市計畫稅 地租割、家屋稅割、
營業稅割、段別稅割、船舶稅割、
自動車稅割、電柱稅割、不動產取
得稅割、漁業權稅割、狩獵者稅割、
藝妓稅割、舟稅割、自轉車稅割、
荷車稅割、金庫稅割、扇風機稅割、
屠畜稅割、犬稅割、傭人稅割

第一章 總 則
第一條 市稅及其ノ賦課徵收ニ關シ
テハ法令ニ規定アルモノノ外本條
例ノ定ムル所ニ依ル
第二條 市稅トシテ課スベキ稅目左
ノ如シ

一 普通稅

國稅附加稅 地租附加稅、家屋稅
附加稅、營業稅附加稅、鑛區稅附
加稅
縣稅附加稅 段別稅附加稅、船舶
稅附加稅、自動車稅附加稅、電柱
稅附加稅、不動產取得稅附加稅、
漁業權稅附加稅、狩獵者稅附加稅、
藝妓稅附加稅
獨 立 稅 市民稅、舟稅、自轉
車稅、荷車稅、金庫稅、扇風機稅
屠畜稅、犬稅、傭人稅

第二章 賦 課
第一節 通 則
第五條 賦課期日ヲ定メタル市稅ハ
其ノ期日ニ於テ納稅義務ヲ有スル
者ニ之ヲ賦課ス
第六條 既往年度ニ屬スル市稅ハ其
ノ事實ノ存シタル年度ノ賦課率ニ
依リ一時ニ之ヲ賦課ス
第七條 地租附加稅ハ賦課期日現在
ニ於テ地租ヲ納ムベキ義務ヲ有ス
ル者ニ之ヲ賦課ス
第八條 地方稅法第四十四條第二項

第三章 賦 課
第一節 通 則
第五條 賦課期日ヲ定メタル市稅ハ
其ノ期日ニ於テ納稅義務ヲ有スル
者ニ之ヲ賦課ス
第六條 既往年度ニ屬スル市稅ハ其
ノ事實ノ存シタル年度ノ賦課率ニ
依リ一時ニ之ヲ賦課ス
第七條 地租附加稅ハ賦課期日現在
ニ於テ地租ヲ納ムベキ義務ヲ有ス
ル者ニ之ヲ賦課ス
第八條 地方稅法第四十四條第二項

ノ規定ニ依ル地租附加稅ハ本市内
ニ於ケル貸賃價格ノ合計金額五圓
未滿ノ土地ニハ之ヲ賦課セズ
第三款 獨 立 稅
第一款 市 民 稅
第九條 市民稅ハ賦課期日現在ニ於
テ納稅義務者ノ使用スル住居、家
屋敷、事務所又ハ營業所ノ家屋賃
賃價格(個人ニシテ二以上ヲ使用
スル場合ハ之ヲ合算シタル家屋賃
賃價格)ヲ標準トシテ之ヲ賦課ス
第十條 市民稅ノ課稅標準タル家屋
ノ賃賃價格ハ家屋稅ノ課稅標準タル
賃賃價格ニ依ル但シ家屋稅ノ賦
課ヲ受ケザル家屋又ハ賃賃價格ノ
定メナキ家屋ニ付テハ家屋稅賦課
ニ關スル規定ヲ準用シ市長ニ於テ
賃賃價格ヲ決定ス
左ノ營業ヲ爲ス者ニハ前項賃賃價
格ニ次ノ定率ヲ乘ジタルモノヲ以
テ課稅標準トス
倉 庫 業 ○・六

第十條 市民稅ノ課稅標準タル家屋
ノ賃賃價格ハ家屋稅ノ課稅標準タル
賃賃價格ニ依ル但シ家屋稅ノ賦
課ヲ受ケザル家屋又ハ賃賃價格ノ
定メナキ家屋ニ付テハ家屋稅賦課
ニ關スル規定ヲ準用シ市長ニ於テ
賃賃價格ヲ決定ス
左ノ營業ヲ爲ス者ニハ前項賃賃價
格ニ次ノ定率ヲ乘ジタルモノヲ以
テ課稅標準トス
倉 庫 業 ○・六

賃賃價格	備 人	法 人	率
二百圓以下ノ金額	百分ノ二	百分ノ四	
二百圓ヲ超ユル金額	百分ノ三	百分ノ六	
五百圓ヲ超ユル金額	百分ノ四	百分ノ八	
千圓ヲ超ユル金額	百分ノ五	百分ノ十	
二千圓ヲ超ユル金額	百分ノ六	百分ノ十二	

對スル市民稅ハ之ヲ三十錢トス
第十三條 市民稅納稅義務者ニシテ
綜合所得稅ヲ納ムル者ニ對シテハ
第十一條ノ規定ニ依リ算出シタル
稅額ニ尙綜合所得稅ニ左ノ賦課率
ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ加算
シテ之ヲ賦課ス
地方稅法第六十六條第二項ノ規
定ニ依リ其ノ年度ニ於テ賦課シ
得ベキ市民稅總額ヨリ第十一條
及第十二條ノ規定ニ依リ算出シ
タル賦課總額ヲ控除シタル額ノ
九割五分ヲ其ノ年度ノ綜合所得
稅總額ヲ以テ除シタル數(小數
第四位以下切捨)但シ其ノ數ガ
千分ノ五十ヲ超ユルトキハ千分
ノ五十ニ止ム

第十四條 納稅義務者ノ同居家族ガ
家屋敷、事務所又ハ營業所ヲ有ス
ルトキハ其ノ家屋ノ賃賃價格ヲ納
稅義務者ノ賃賃價格ニ合算シテ之
ヲ賦課ス
第十五條 納稅義務者ヲ有スル者二人
以上ニテ一構ノ家屋ヲ使用スルト
キハ其ノ家屋ノ賃賃價格ヲ適當ニ
配分シタルモノニ依リ又アパート
メントハウスニ居住スル納稅義務
者ニ對シテハ實際ノ賃賃料年額ノ
十分ノ五ヲ課稅標準トシテ市民稅
ヲ賦課ス
第十六條 水上生活者、間借、下宿
及寄宿等ノ者ニ在リテハ第九條及

第十二條 前條ノ規定ニ依リ算出シ
タル金額ガ三十錢ニ滿タザル者ニ
對スル市民稅ハ之ヲ三十錢トス
第十三條 市民稅納稅義務者ニシテ
綜合所得稅ヲ納ムル者ニ對シテハ
第十一條ノ規定ニ依リ算出シタル
稅額ニ尙綜合所得稅ニ左ノ賦課率
ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ加算
シテ之ヲ賦課ス
地方稅法第六十六條第二項ノ規
定ニ依リ其ノ年度ニ於テ賦課シ
得ベキ市民稅總額ヨリ第十一條
及第十二條ノ規定ニ依リ算出シ
タル賦課總額ヲ控除シタル額ノ
九割五分ヲ其ノ年度ノ綜合所得
稅總額ヲ以テ除シタル數(小數
第四位以下切捨)但シ其ノ數ガ
千分ノ五十ヲ超ユルトキハ千分
ノ五十ニ止ム

前條ノ規定ニ拘ラズ左ノ定額ニ依リ市民税ヲ賦課ス
 一、一人ニ付 年額 金三十錢
 第十七條 左ニ掲グルモノニ對シテハ市民税ヲ賦課セズ
 一、所得税法施行規則第一條ニ掲グル公共團體
 二、神社、寺院及教會
 三、民法第三十四條ノ規定ニ依リ設立シタル法人
 第十八條 市民税納稅義務者其ノ住所ヲ移轉シタルトキハ三日以内ニ市長ニ届出ヅベシ
 第二款 其ノ他ノ獨立稅
 第十九條 扇風機ヲ所有スル者ハ之ヲ使用スルモノト看做ス但シ使用シ得ザル事由明カナルモノニ付テハ此ノ限リニ在ラズ
 第二十條 屠畜稅ハ豫定ノ頭數ヲ課稅標準トシテ屠殺前之ヲ賦課ス但シ賦課後課稅標準ニ異動アリタルトキハ賦課額ヲ更正ス
 第二十一條 傭人稅ハ本市内ニ於テ専ラ家事ニ従事セシムル爲メ傭人ト被使傭人ヲ課稅標準トシテ傭人主ニ之ヲ賦課ス
 第二十二條 左ニ掲グルモノニ對シテハ獨立稅(市民税ヲ除ク)以下同シヲ賦課セズ
 一、總噸數五噸未滿又ハ積石數五十石未滿ノ舟、橋梁ニ代ヘ渡船ノミニ用フル舟及祭典專用ノ舟
 二、車輪ノ直徑五十六センチメートル未滿ノ普通自轉車
 三、所得税法施行規則第一條ニ掲グル公共團體、學校及幼稚園

(大正八年法律第三十八號第一條第一號及第二號ニ該當セザル私立學校並ニ文部大臣ノ認可ヲ受ケザル私立學校ヲ除ク)、圖書館、產業組合、工業組合、商業組合、貿易組合若クハ漁業協同組合又ハ此等ノ聯合會、恩給金庫、庶民金庫、民法第三十四條ノ規定ニ依リ設立シタル法人、社會事業法ニ依ル社會事業經營者、救護法ニ依ル救護施設ノ設置者、少年救護法ニ依ル少年救護院、母子保護法ニ依ル母子保護施設ノ設置者及司法保護事業法ニ依ル司法保護事業經營者ノ所有シ且使用スル荷積中車、普通自轉車、特殊自轉車及金庫但シ車ハ各一輛金庫ハ一箇ニ限ル
 四、巡查ノ所有シ且使用スル普通自轉車但シ一人一輛ニ限ル
 五、農業專用ノ荷車、非常專用ノ車、祭典專用ノ山車及荷臺ノ面積〇・七四平方メートル未滿ノ荷車
 六、機械若クハ製品冷却ノ爲メ使用シ又ハ火氣ヲ使用スル工場、養蠶室ノ湿度、温度ノ調節ニ使用スル扇風機及理髮業者ノ營業ノ用ニ供スル扇風機
 七、年齢十四歳未滿及六十歳以上ノ傭人
 第二十三條 獨立稅納稅義務者ニシテ逃亡若ハ失踪シ其ノ税金ヲ徵收スルコト能ハザルニ因リ缺損處分ヲ爲シ仍翌年度ニ至リ其ノ所在判明セザルトキハ市長ニ於テ其ノ賦課額ヲ推定スル

課ヲ一時猶豫スルコトヲ得盜難又ハ亡失ニ因リ課稅物件ヲ失ヒ警察署其ノ他ノ證明ヲ得テ其ノ旨届出デタルトキ亦同ジ
 第三款 諸届及鑑札
 第二十四條 新ニ獨立稅ノ賦課ヲ受ケベキ者ハ其ノ種類、課稅標準、納稅義務發生年月日及住所氏名ヲ具シ(船及金庫ニ付テハ左ノ事項ヲモ具シ)屠畜ハ屠殺前、其ノ他ハ納稅義務發生ノ日ヨリ三日以内ニ市長ニ届出ヅベシ
 一、船ハ船種、船名、用途區分、船籍港及主タル旋繫所
 二、金庫ハ外側ノ縦、横、高及體積
 第二十五條 左ノ物件ニ付前條ノ届出ヲ爲ス者ハ鑑札ヲ受ケベシ但シ自轉車ハ其ノ車體ニ鑑札ノ附着ヲ請フベシ
 一、自轉車
 二、犬
 前項犬鑑札ハ犬ノ頸部ニ附スベシ
 荷車(昭和九年九月十一日廣島縣令第三十二號交通取締規則ニ該當スル車ヲ除ク)ノ所有者ハ車體ノ測度及檢印ヲ受ケベシ
 第二十六條 屠畜稅ニ付第二十四條ノ届出ノトキ市長ヨリ税金納稅證票ヲ受ケ屠殺ノ際其ノ證票ニ臨檢警察官ノ認印、屠殺月日及頭數ノ記入ヲ請フベシ
 前項税金納稅證票ヲ受ケタル後課稅標準ヲ變更セムトスルトキハ直ニ届出デ其ノ證票ニ變更事項ノ記入ヲ請フベシ

第二十七條 第二十四條ノ規定ニ依ル届出事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ三日以内ニ同條ノ規定ニ準ジ市長ニ届出デ測定檢印ヲ要スルモノハ第二十五條ノ規定ニ準ジ之ヲ請フベシ
 自轉車ノ車體修繕ノ爲メ一時鑑札ノ取除ヲ要スル場合ハ市役所ニ於テ鑑札ノ取除ヲ受ケ其ノ修繕終リタルトキハ直ニ市長ニ届出デ鑑札ノ再附着ヲ請フベシ
 第二十八條 獨立稅ノ納稅義務者其ノ住所ヲ移轉シ物件ノ所在地、旋繫所(船籍港ヲ含ム)、定置所又ハ飼育所ヲ變更シ若クハ物件ヲ賣買讓渡、交換及相續シタル場合ハ三日以内ニ市長ニ届出(賣買、讓渡及交換ノ場合ハ當事者連署)ヅベシ
 前項ノ場合ニ於テ自轉車及犬ノ鑑札(第五十九條ノ規定ニ依ル從前ノ自轉車及犬ノ鑑札ヲ除ク)ニ付テハ其ノ物件ノ定置所又ハ飼育所ヲ本市外ニ移轉シタルトキニ限リ之ヲ返納スベシ
 第一項ノ場合ニ於テ荷車(昭和九年九月十一日廣島縣令第三十二號交通取締規則ニ該當スル車ヲ除ク)ノ定置所ヲ本市外ニ移轉シタルトキハ本市ノ檢印ノ抹消ヲ受ケベシ
 第一項ノ届出ニシテ課稅物件ノ所在地、旋繫所、定置所又ハ飼育所ヲ本市外ニ移轉シタルモノナル場合ハ市長ハ直ニ課稅標準其ノ他課稅上必要ナル事項ヲ關係市町村長

ニ通報ス
 第二十九條 昭和九年九月十一日廣島縣令第三十二號交通取締規則ニ依リ届出ヲ爲シタル荷車ハ第二十四條、第二十七條、第二十八條及第三十四條ノ規定ニ依リ届出ヲ要セズ
 第三十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル課稅外ノ物件ヲ所有スルモノハ第二十四條、第二十五條及第二十七條ノ規定ニ準ジ市長ニ届出デ鑑札又ハ檢印ヲ受ケベシ
 一、國、道府縣、市町村及地方稅法第十二條ニ依リ指定セラレタル公共團體ニ於テ公用ニ供スル自轉車及荷車
 二、第二十二條第三號ニ掲グル自轉車及荷車
 三、第二十二條第四號ニ掲グル自轉車
 第三十一條 自轉車販賣業者賣買交換ノ爲メ自轉車ヲ運搬スル目的ヲ以テ當該自轉車ニ乗用セムトスルトキハ毎年度市長ニ申請シ左ノ制限ニ依リ商品自轉車鑑札ノ交付ヲ受ケルコトヲ得但シ自轉車稅帶納中ノ者ニハ交付セズ既ニ交付ヲ受ケタル者ハ直ニ之ヲ返納スベシ
 一、有稅自轉車二輛ヲ有スル者ハ一枚
 二、有稅自轉車三輛以上ヲ有スル者ハ二枚
 前項ノ規定ニ依リ商品自轉車鑑札ヲ受ケムトスルトキハ乗用スベキ者ノ氏名及生年月日ヲ届出ヅベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ

商品自轉車鑑札ハ適宜ノ鑑札刺ニ挿入シ商品自轉車ノ「ハンドル」ニ附スベシ
 自轉車販賣業者營業ヲ廢止シタルトキ又ハ有效期間經過其ノ他ノ事由ニ因リ鑑札不用トナリタルトキハ三日以内ニ鑑札ヲ返納スベシ
 第三十二條 物件亡失シ又ハ盜難ニ罹リタル場合ハ三日以内ニ市長ニ届出デ其ノ鑑札ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ返納スベシ
 前項ノ規定ニ依リ届出ニ係ル物件ヲ發見シタルトキハ三日以内ニ市長ニ届出デ鑑札ヲ返納シタルモノハ更ニ鑑札ヲ受ケベシ
 第三十三條 鑑札ヲ亡失毀損ハ脫離シタル場合ハ直ニ其ノ事由ヲ具シ市長ニ届出デ之ガ引換ヘ又ハ再交付(商品自轉車鑑札ハ再交付セズ)ヲ受ケベシ亡失シタル鑑札ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ返納スベシ
 第三十四條 獨立稅ノ納稅義務消滅シタルトキハ其ノ事由及年月日ヲ具シ三日以内ニ市長ニ届出ヅベシ
 前項ノ場合ニ於テ鑑札アルモノハ届出ノ際之ヲ返納シ荷車ニ付テハ檢印ノ箇所ヲ切取り届出ノ際之ヲ提出スベシ但シ自轉車ニ在リテハ鑑札ノ離脱ヲ請フベシ
 第三十五條 第三十條ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル物件ノ解撤若ハ公用ヲ廢シタル場合ハ前條ノ規定ニ準ジ之ヲ届出ヅベシ
 第三十六條 鑑札ハ第一號樣式乃至第五號樣式ニ依ル(樣式略)
 第三十七條 車體ニ烙記スル檢印ハ

第六號樣式ニ依ル(樣式略)
 第三十八條 屠畜稅納稅證票ハ第七號樣式ニ依ル(樣式略)
 第四款 課稅標準査定
 第三十九條 市長ハ獨立稅ノ課稅標準ノ届出ヲ爲サザル者アリタルトキ又ハ其ノ届出ヲ爲スモノ不當ト認メタルトキハ其ノ課稅標準ヲ査定シテ之ヲ納稅義務者ニ通知ス納稅義務者前項ノ査定ニ對シ異議アル場合ハ通知ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ課稅標準ノ計算ニ關スル證憑書類ヲ添ヘ市長ニ再審査ノ請求ヲ爲スコトヲ得
 第三章 徵收
 第四十條 納期限ガ休日ニ當ルトキハ其ノ翌日ヲ以テ納期限トス
 第四十一條 法令ノ改正又ハ天災事變若ハ特別ノ事情ニ依リ定期ノ納期限内ニ賦課スルコト能ハザル市稅アルトキハ市長ニ於テ納期限ヲ延期スルコトヲ得
 前項ノ規定ニ依リ納期限ノ延期ヲ爲シタル場合ハ直ニ之ヲ告示ス
 第四十二條 同一年度ノ市稅ニシテ既納ノ税金過納ナルトキハ爾後ノ納期ニ於テ徵收スベキ同一稅目ノ税金ニ充當ス
 第四十三條 地方稅法第二十一條ノ規定ニ依リ發スル督促狀ハ納期限後二十日ヨリ發ス
 督促狀ニハ發付ノ日ヨリ七日目以内ノ期限ヲ指定ス
 第四十四條 地方稅法第二十二條ノ規定ニ依リ徵收スル督促手數料ノ額ハ金二十錢トス

第四十五條 地方稅法第二十四條ノ規定ニ依リ徵收スル延滞金ハ税金百圓ニ付一日金四錢トス
 第四十六條 督促狀ノ指定期限迄ニ税金及督促手數料ヲ完納セザル者ニ對シテハ三十日以内ニ滞納處分ニ着手ス
 第四章 市稅ノ減免及納稅延期
 第四十七條 地方稅法第二十八條ノ規定ニ依リ市稅ノ減免ヲ請ハムトスル者ハ其ノ稅目、稅額及事情ヲ詳記シ納期限前市長ニ申請スベシ
 第四十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ納稅者ノ申請ニ依リ納稅延期ヲ許可スルコトヲ得
 一、天災事變ニ因リ納稅困難ト認ムルトキ
 二、傷痍疾病ニ因リ納稅困難ト認ムルトキ
 三、入營(入團ヲ含ム)應召ニ因リ納稅困難ト認ムルトキ
 四、其ノ他前各號ニ準ズベキ事情ニ因リ納稅困難ト認ムルトキ
 五、地租法第五十五條ノ規定ニ依リ免租申請ヲ爲シタルトキ
 六、所有土地ノ主タル部分ニ付地租法第六十五條又ハ第六十六條ノ規定ニ依リ地租免除ノ申請ヲ爲シタルトキ
 前項ノ納稅延期ヲ請ハムトスル者ハ其ノ稅目、稅額、延期期間及事情ヲ詳記シ納期限前ニ市長ニ申請スベシ
 第四十九條 前二條ノ規定ニ依ル申請アリタルトキハ徵收ノ時猶豫

前項ノ規定ニ依リ徵收猶豫トナリタル者延期又ハ減免トナラザルトキハ更ニ納期ヲ定メ之ヲ納稅者ニ告知ス

第五章 罰 則

第五十條 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ市稅ヲ連脱シタル者ニハ其ノ連脱シタル金額ノ五倍ニ相當スル金額(其ノ金額十圓未満ナルトキハ十圓)以下ノ過料ヲ科ス但シ發覺前連脱ノ事實ヲ申出デタル者ニハ之ヲ科セザルコトアルベシ

附 則

第五十三條 本條例ハ昭和十五年度分ヨリ之ヲ適用ス但シ家屋稅附加稅及家屋稅割ニ關スル規定ハ昭和十七年度分ヨリ藝妓稅附加稅及藝妓稅割ニ關スル規定ハ昭和十五年十月分ヨリ之ヲ適用シ不動産取得稅附加稅及不動産取得稅割ニ關スル規定ハ本條例公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年三月告示甲第二十二號廣島市稅賦課徵收規程△昭和九年七月條例第二號廣島市特別稅賦別割條例△昭和十年十月條例第十號廣島市稅徵收ニ關スル條例△昭和十一年六月條例第四號特別所得稅條例△昭和十一年六月條例第六號特別戶別稅條例△昭和十二年六月條例第三號特別戶別稅條例△昭和十五年七月條例第三號廣島市稅賦課徵收暫行條例

第五十八條 定期ニ賦課スル市稅ハ昭和十五年度分ニ限リ左ノ賦課期日及納期限ニ依リ之ヲ賦課徵收ス

第六十條 本條例施行ニ關シ必要ナル細則ハ市長之ヲ定ム

納ノ際之ヲ納付スベシ 附 則 本條例ハ昭和十五年度ヨリ之ヲ適用ス

廣島市條例第八號

廣島市吏員給料條例中 改正ノ件

廣島市會ノ議決ヲ經廣島縣知事ノ許可ヲ得昭和七年五月廣島市條例第四號廣島市吏員給料條例中左ノ通り改正ス

昭和十五年十二月六日

廣島市長 藤 田 若 水

廣島市吏員給料條例中 改正條例

第五條 退職者ノ給料ハ當月分ヲ支給ス但シ左記各號ノ一ニ該當スル事由ニ依リ其ノ職ヲ免ゼラレタル者ニ對シテハ其ノ當日迄日割ヲ以テ之ヲ支給ス

昭和十五年十一月二十五日

廣島市長 藤 田 若 水

廣島市告示第一五九號

昭和十四年八月三十一日內務省告示第四百四十二號廣島都市計畫土地區劃整理第五號區域內施行命令區域ヲ變更セラレタリ仍テ其ノ區域ヲ表示シタル圖面ヲ本市役所ニ備付希望者ノ縦覽ニ供ス

昭和十五年十一月二十五日

廣島市長 藤 田 若 水

第十條 退職者ニ對シテハ其ノ休職期間中給料ノ三分ノ二ヲ減ズ但シ刑事事件ニ關シ起訴セラレタル者爲休職ヲ命ゼラレタル者ニハ給料ヲ

【告 示】

廣島市告示第一五七號 市稅納期限延期ノ件

廣島市稅條例第四十一條ニ依リ昭和十五年左記市稅ノ納期限ヲ昭和十五年十一月二十日ニ延期ス

昭和十五年十月三十一日

廣島市長 藤 田 若 水

地租附加稅及地租割第一期△家屋稅附加稅及都市計畫特別稅家屋稅前中期△縣稅獨立稅附加稅(段別稅附加稅ヲ除ク)及縣稅獨立稅割(段別稅割ヲ除ク)年額△市稅獨立稅(市民稅ヲ除ク)及市稅獨立稅割年額

廣島市告示第一六一號 昭和十五年九月十五日現在ニ依リ調製シタル廣島市會議院議員選舉人名簿ニ對スル修正申立ノ決定ニ依リ右選舉人名簿ヲ左ノ通り修正シタリ

昭和十五年十一月二十五日

廣島市長 藤 田 若 水

廣島市告示第一六七號 昭和十二年十二月十五日內務省告示第七百二十六號廣島都市計畫土地區劃整理第三號區域內施行命令區域ヲ變更セラレタリ仍テ其ノ區域ヲ表示シタル圖面ヲ本市役所ニ備付希望者ノ縦覽ニ供ス

昭和十五年十二月三日

廣島市長 藤 田 若 水

廣島市告示第一六二號 昭和十五年九月十五日現在ニ依リ調製シタル廣島市會議院議員選舉人名簿ニ對スル修正申立ノ決定ニ依リ右選舉人名簿ヲ左ノ通り修正シタリ

昭和十五年十一月二十五日

廣島市長 藤 田 若 水

廣島市告示第一五五號 達甲第一五號

Table with columns: 番 號, 住 居, 生 年 月 日, 氏 名. Lists names and addresses for the 1926 election.

廣島市告示第一六二號 昭和十五年九月十五日現在ニ依リ調製シタル廣島市會議院議員選舉人名簿ニ對スル修正申立ノ決定ニ依リ右選舉人名簿ヲ左ノ通り修正シタリ

Table with columns: 番 號, 住 所, 生 年 月 日, 氏 名. Lists names and addresses for the 1926 election.

廣島市告示第一六七號 昭和十二年十二月十五日內務省告示第七百二十六號廣島都市計畫土地區劃整理第三號區域內施行命令區域ヲ變更セラレタリ仍テ其ノ區域ヲ表示シタル圖面ヲ本市役所ニ備付希望者ノ縦覽ニ供ス

昭和十五年十二月三日

廣島市長 藤 田 若 水

廣島市告示第一六二號 昭和十五年九月十五日現在ニ依リ調製シタル廣島市會議院議員選舉人名簿ニ對スル修正申立ノ決定ニ依リ右選舉人名簿ヲ左ノ通り修正シタリ

昭和十五年十一月二十五日

廣島市長 藤 田 若 水

廣島市告示第一五五號 達甲第一五號

二、臨時事務ニ従事スル吏員ニシテ其ノ事務ノ全部又ハ一部終了シタルトキ

三、身體若クハ精神ノ故障ニ因リ職務ニ堪ヘザルトキ

四、傷痍疾病ヲ除キ私事ノタメ引續キ三十日以上執務セザルトキ

五、市吏員ノ體面ヲ汚シ又ハ信用ヲ失フ行為アリタルトキ

六、職務ニ違背シ其ノ他不都合ノ行為アリタルトキ

七、市制第七十條ニ依リ懲戒處分ヲ受ケタルトキ

第三條 市制第八十五條ニ依ル吏員年滿六十歳ニ達シタルトキハ其ノ職ヲ免ズ但シ部長及技術上餘人ヲ以テ代ヘ難キ者ハ滿六十三歳迄延期スルコトヲ得

第四條 吏員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ休職ヲ命ズルコトアルベシ

一、公務ニ因ラザル傷痍疾病ノ爲引續キ九十日以上執務セザルトキ

二、職制又ハ定員ノ改正ニ依リ過員ヲ生ジタルトキ

三、刑事事件ニ關シ起訴セラレタルトキ

四、其ノ他市長ニ於テ必要ト認メタルトキ

前項休職期間ハ第一號、第二號及第四號ノ場合ハ發令ノ日ヨリ第三號ノ場合ハ起訴ノ日ヨリ一年トス

第五條 前條ノ休職者休職期間滿了シタルトキ又ハ前條第三號ノ休職者ニシテ有罪ノ判決確定シタルトキハ當然退職者トス

第六條 休職者ニ對シテハ事務ノ都合ニ依リ復職ヲ命ズルコトアルベシ

第七條 休職者ハ職務ヲ執ラザル外總ベテ現職者ト異ルコトナシ但シ特別ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス昭和九年六月達甲第五號廣島市吏員停年規程ハ之ヲ廢止ス

●達甲第一六號

廣島市役所處務規程 改正ノ件

廣島市役所處務規程左ノ通り改正ス昭和十五年十一月二十二日

廣島市長 藤田 若水

廣島市役所處務規程

第一條 市役所ニ左ノ部、課及係ヲ置ク

秘書課 庶務係 人事係

會計課 出納係 用度係

企畫課 庶務係

財務部

主計課 財務係 經理係

稅務課 庶務係 賦課係

徵收課 庶務係 徵收係

教育部

指導課 庶務係 教化係 警防係

學務課 庶務係 學事係

兵事課 庶務係 徵兵係 召集係

戶籍課 庶務係 印鑑係 選舉係

厚生部

體力課 庶務係 體育係

保健課 庶務係 豫防係

社會課 福利係 援護係

清掃課 庶務係 清掃係

産業部

商工課 商工係 統制經濟係

殖産課 農産係 水産係 市場係

統計課 庶務係 調査係

土木部

土木課 庶務係 工事係

營繕課 庶務係 工事係

都市計畫課 庶務係 計畫係

區劃整理課 庶務係 工事係

用地課 庶務係 用地係

水道部

水道課 庶務係 工事係

經理課 庶務係 料金係

工務課 庶務係 工事係 淨水係

第二條 部、課及係ノ事務分掌左ノ如シ

秘書課

秘書係 御眞影ニ關スル事項△勅語、詔書、令旨ニ關スル事項△式典ニ關スル事項△公印ニ關スル事項△市交際ニ關スル事項△機密ニ關スル事項△式辭、祝辭等ニ關スル事項△廳内取締ニ關スル事項△廳内令達ニ關スル事項△事務引繼ニ關スル事項△市長會議及都市間會議等ニ關スル事項

庶務係 法規、例規ニ關スル事項△公告ニ關スル事項△文書ノ收受、配付、發送ニ關スル事項△簿冊ノ整理、保管ニ關スル事項△褒賞、

表彰等ニ關スル事項△功勞者調査委員會ニ關スル事項△自衛團ニ關スル事項△出張所ニ關スル事項△市史ニ關スル事項△市勢要覽ニ關スル事項△訴願、訴訟、和解、異議申立ニ關スル事項△他ノ部、課、係ニ屬セザル事項△課内庶務ニ關スル事項

人事係 職員ノ進退、賞罰、服務、給與、其ノ他身分ニ關スル事項△退職料、退職給與金、死亡給與金等ニ關スル事項△名譽職員ノ身分ニ關スル事項△吏員試驗ニ關スル事項△職員ノ修養、訓練ニ關スル事項△職員ノ福利施設ニ關スル事項△職員ノ出張ニ關スル事項△職員ノ國民登錄ニ關スル事項

監査係 市役所事務監査ニ關スル事項△市立學校及各部ノ會計並ニ物品出納保管監査ニ關スル事項△月並ニ臨時出納監査ニ關スル事項△補助事業團體ノ會計檢查ニ關スル事項△報償契約締結者ノ計算調査ニ關スル事項

會計課

出納係 收入、支出及決算ニ關スル事項△有價證券其ノ他出納保管ニ關スル事項△市公債證券其ノ他市債證券ニ關スル事項△市債ノ償還及利子支拂ニ關スル事項△市金庫ニ關スル事項△郵便振替貯金ニ關スル事項△恩給、退職料、扶助料其ノ他交付囑託金ニ關スル事項△課内庶務ニ關スル事項

用度係 物品購入、賣却及棄却ニ關

スル事項△物品出納、保管ニ關スル事項△物品修理ニ關スル事項△電話ニ關スル事項△收入證紙ノ調製ニ關スル事項

企畫部

企畫課

庶務係 企畫審議ニ關スル事項△營業臨時調査委員會ニ關スル事項△新規事業、企畫ノ連絡、統制ニ關スル事項△企畫上ノ調査ニ關スル事項

財務部

主計課

財務係 歳入出豫算編成ニ關スル事項△市債及一時借入金ニ關スル事項△各種借入金ニ關スル事項△市會及市參事會ノ議案並ニ決議ニ關スル事項△財政調査委員會ニ關スル事項△市廳會及公會堂ニ關スル事項△臨時公會堂改築調査委員會ニ關スル事項△事務報告及財産報告ニ關スル事項△部内庶務ニ關スル事項

經理係 歳入出豫算ノ經理ニ關スル事項△決算審査ニ關スル事項△收入及支出命令ニ關スル事項△名譽職員ノ費用辨償ニ關スル事項△市有財産ノ現金、有價證券ニ關スル事項

稅務課

庶務係 各稅及稅外諸收入金ノ集計簿整理及送納ニ關スル事項△各稅

及稅外諸收入金ノ缺損並ニ繰越整理ニ關スル事項△減額整理並ニ過誤納金還付ニ關スル事項△分與稅ニ關スル事項△國稅調査委員選舉ニ關スル事項△納稅組合並ニ納稅施設ニ關スル事項△課内庶務ニ關スル事項

賦課係 各稅及稅外諸收入金(水道部關係ヲ除ク)ノ賦課、徵收並ニ減免及納稅延期ニ關スル事項△土地臺帳及地租名寄帳ニ關スル事項△課稅願届ニ關スル事項△國稅滯納者報告及縣市稅並ニ稅外諸收入金督促狀發付ニ關スル事項△諸鑑札ニ關スル事項

檢稅係 課稅物件ノ檢查並ニ課稅標準調査ニ關スル事項△家屋稅臺帳ニ關スル事項△其ノ他檢稅ニ關スル事項

徵收課

庶務係 不動産ノ差押ニ關スル事項△差押財産公賣處分ニ關スル事項△滯納處分囑託及受託ニ關スル事項△所在及財産調査ニ關スル事項△國庫貸付金債務者ニ關スル事項△課内庶務ニ關スル事項

徵收係 各稅及稅外諸收入金滯納處分ニ關スル事項△納稅督勵ニ關スル事項

教育部

指導課

庶務係 町總代ニ關スル事項△舊御便殿ニ關スル事項△山陽文德殿ニ關スル事項△神社、寺院及祭祀、

宗教ニ關スル事項△史蹟、名勝、天然記念物等ニ關スル事項△部内庶務ニ關スル事項△課内庶務ニ關スル事項

教化係 常會ニ關スル事項△青少年團、婦人團體其ノ他教化團體ニ關スル事項△講演、講座其ノ他市民教化ニ關スル事項△精神總動員運動ニ關スル事項△社會教育委員會ニ關スル事項

警防係 警防團體ニ關スル事項△防空委員會ニ關スル事項△防空計畫並ニ實施ニ關スル事項△防空設備及資材ノ整備ニ關スル事項

學務課

庶務係 市立學校ノ校地、校舍ニ關スル事項△公立學校、幼稚園ニ關スル事項△學務委員會ニ關スル事項△課内庶務ニ關スル事項

學事係 市立學校教職員及圖書館職員ノ進退、賞罰、服務、給與其ノ他身分ニ關スル事項△兒童、生徒ノ就學ニ關スル事項△學事視察、指導及調査ニ關スル事項△學校衛生ニ關スル事項△學校行事ニ關スル事項△圖書館ニ關スル事項△教育會其ノ他教育團體ニ關スル事項△壯丁ノ教育程度調査ニ關スル事項

兵事課

庶務係 軍隊、入營兵ノ宿營ニ關スル事項△徵兵旅費練習支辨ニ關スル事項△軍人、軍屬及比其ノ家族遺族ニ關スル事項△兵事團體ニ關

スル事項△課内庶務ニ關スル事項

徵兵係 徵兵、徵集ニ關スル事項△現役軍人ニ關スル事項△陸海軍諸生徒召集ニ關スル事項△海軍志願兵徵集ニ關スル事項

召集係 召集ニ關スル事項△在郷軍人ニ關スル事項△馬籍ニ關スル事項

戶籍課

戶籍係 戶籍ニ關スル事項△改氏名族稱變更及ビ相續猶豫ニ關スル事項△破産、家資分散及ビ犯罪者名簿ニ關スル事項△寄留ニ關スル事項△課内庶務ニ關スル事項

印鑑係 印鑑ニ關スル事項

選舉課

庶務係 名譽職員資格ニ關スル事項△陪審員候補者名簿調製ニ關スル事項△課内庶務ニ關スル事項

選舉係 各種議員選舉資格者調査並ニ選舉人名簿調製ニ關スル事項△陪審員資格者調査並ニ同資格者名簿調製ニ關スル事項△各種議員選舉執行ニ關スル事項

厚生部

體力課

庶務係 國民體力法ニ關スル事項△母性及ビ乳幼児ノ健康指導ニ關スル事項△兒童、生徒、教職員ノ身體檢查、健康相談並ニ養護ニ關スル事項△兒童、生徒ノ營養補給其ノ他健康増進ニ關スル事項△體育ノ調査研究ニ關スル事項△體力向

保健課
 上並ニ健康管理施設ニ關スル事項
 △厚生運動並ニ厚生團體ニ關スル
 事項△人口問題並ニ優生問題ニ關
 スル事項△部内庶務ニ關スル事項
 △課内庶務ニ關スル事項
 庶務係 體育ノ獎勵、指導ニ關スル
 事項△武道獎勵ニ關スル事項△競
 技運動ニ關スル事項△體力檢定ニ
 關スル事項△體育團體ニ關スル事
 項

清掃課
 庶務係 屎尿處理場、塵芥燒却場其
 ノ他清掃施設ニ關スル事項△課内
 庶務ニ關スル事項
 清掃係 汚物掃除ニ關スル事項△下
 水道、溝渠及ビ用悪水路ノ掃除ニ
 關スル事項△公共便所ニ關スル事
 項

社會課
 福利係 公益質屋、託兒所、診療所

ニ關スル事項△隣保、授産、融和、
 協和等ノ事業ニ關スル事項△少年
 救護ニ關スル事項△兒童虐待防止
 宅其ノ他住宅ニ關スル事項△地
 代、家賃統制ニ關スル事項△臨時
 社會事業調査委員會ニ關スル事項
 △職業紹介及ビ職業紹介聯絡委員
 會ニ關スル事項△移殖民ニ關スル事
 項△社會事業團體ニ關スル事項△
 其ノ他市民福利ニ關スル事項△課
 内庶務ニ關スル事項

産業部
商工課
 商工係 商工業ノ助長獎勵ニ關スル
 事項△貿易並ニ販路擴張ニ關スル
 事項△輸出入統制ニ關スル事項△
 發明ニ關スル事項△商工團體並ニ
 貿易團體ニ關スル事項△貿易事務
 所ニ關スル事項△工業指導所ニ關
 スル事項△機械工訓育所ニ關スル
 事項△金融及ビ資金調整ニ關スル
 事項

殖産課
 農産係 農畜産業助長獎勵ニ關スル
 事項△林業ニ關スル事項△病蟲害
 防除ニ關スル事項△副業ニ關スル
 事項△農畜産物加工並ニ出荷ニ關
 スル事項△農畜産物團體ニ關スル
 事項△獸醫、蹄鐵工、牛馬及
 △隊商ニ關スル事項△耕地整理ニ
 關スル事項△開墾助成ニ關スル事
 項△農畜産物資材配給統制ニ關
 スル事項△政府米拂下及ビ米穀携
 精ニ關スル事項△軍用保護馬ニ關
 スル事項△農地委員會ニ關スル事
 項△經濟更生委員會ニ關スル事項
 △課内庶務ニ關スル事項
 水産係 水産業助長獎勵ニ關スル事
 項△水産物加工並ニ出荷ニ關スル
 事項△漁業權ニ關スル事項△遊漁
 場ニ關スル事項△水産關係團體ニ關
 スル事項△水産關係資材配給統
 制ニ關スル事項△工業港修築ニ伴
 フ水産業者ノ轉業ニ關スル事項△
 其ノ他水産業ニ關スル事項

事項△爲替管理ニ關スル事項△鑛
 業ニ關スル事項△觀光ニ關スル事
 項△度量衡ニ關スル事項△臨時産
 業調査委員會ニ關スル事項△其ノ
 他商工業ニ關スル事項△部内庶務
 事項
 統制經濟係 物資ノ需給調整ニ關ス
 ル事項△生活必需品配給切符ニ關
 スル事項△價格統制ニ關スル事項
 △物資需給狀態調査ニ關スル事項
 △其ノ他經濟統制ニ關スル事項

市場係 公設市場ニ關スル事項△食
 料品市場ニ關スル事項△家畜市場
 等ニ關スル事項△屠場ニ關スル事
 項
統計課
 庶務係 各種統計ノ整理並ニ統計書
 編纂ニ關スル事項△課内庶務ニ關
 スル事項
 調査係 各種統計ノ調査ニ關スル事
 項△各種經濟調査ニ關スル事項

土木部
土木課
 庶務係 土木事業諸手續ニ關スル事
 項△道路、橋梁、河川、堤塘、公
 園等ノ管理並ニ占用、使用ニ關ス
 ル事項△鐵道、軌道、渡船、飛行
 場、航路(貿易航路ヲ除ク)等ニ
 關スル事項△宇品棧橋、共同荷揚
 場及ビ其ノ附屬設備ニ關スル事項
 △港灣並ニ港灣施設ニ關スル事項
 △公有水面埋立並ニ占用、使用ニ
 關スル事項△河川、堤塘等ノ生産
 物拂下ニ關スル事項△水防ニ關ス
 ル事項△部内庶務ニ關スル事項△
 課内庶務ニ關スル事項
 工事係 道路、橋梁、河川、堤塘、
 港灣、公園等ノ維持修繕ニ關スル
 事項△土木工事ノ計畫、調査、測
 量、設計ニ關スル事項△土木工事
 (都市計畫事業ヲ含ム)施行ニ關
 スル事項△道路臺帳ニ關スル事項
 △其ノ他土木技術ニ關スル事項

事項△建物ノ評價並ニ地上物件ノ
 補償調査ニ關スル事項△防火改修
 事務ニ關スル事項△課内庶務ニ關
 スル事項
 工事係 建築工事ノ計畫、調査、設
 計ニ關スル事項△建築工事ノ施行
 等ニ關スル事項△防火改修工事ニ關
 スル事項△市廳舎内電氣、機關ニ
 關スル事項△其ノ他建築技術ニ關
 スル事項

都市計畫課
 庶務係 都市計畫ノ諸手續ニ關スル
 事項△都市計畫事業費精算ニ關ス
 ル事項△課内庶務ニ關スル事項
 計畫係 都市計畫ノ企畫ニ關スル事
 項△都市計畫事業ノ計畫、調査、
 測量、設計ニ關スル事項△建築線
 等ニ關スル事項△其ノ他都市計畫ノ
 技術ニ關スル事項

區劃整理課
 庶務係 土地區劃整理ノ諸手續ニ關
 スル事項△土地區劃整理ノ助成ニ
 關スル事項△課内庶務ニ關スル事
 項
 工事係 土地區劃整理ノ計畫、調査、
 測量、設計ニ關スル事項△土地區
 劃整理ノ施行ニ關スル事項

用地課
 庶務係 地籍、地圖及ビ土地境界ニ
 關スル事項△登記ニ關スル事項△
 不動産ノ拂下及ビ貸借ニ關スル事
 項△町名、字名ノ新設、變更ニ關
 スル事項△受益者負擔金ノ測定ニ
 關スル事項△部落有財産ニ關スル
 事項

事項△他部課ノ管理ニ屬セザル市
 有財産ニ關スル事項△課内庶務ニ
 關スル事項
 用地係 不動産ノ買収、收用ニ關ス
 ル事項△土地ノ評價ニ關スル事項
 △地上物件ノ各種補償ニ關スル事
 項

下水道課
 庶務係 下水道事業ノ諸手續ニ關スル
 事項△下水道、溝渠、用悪水路、
 溝溜池、抽水所、灌漑所等ノ管理
 並ニ占用、使用ニ關スル事項△溝
 渠、溝溜池等ノ生産物拂下ニ關ス
 ル事項△課内庶務ニ關スル事項
 工事係 下水道、溝渠、用悪水路、
 溝溜池、抽水所、灌漑所等ノ維持、
 修繕ニ關スル事項△下水工事(灌
 漑所並ニ浚渫ヲ含ム)ノ計畫、調
 査、測量、設計並ニ施行ニ關スル
 事項△其ノ他下水技術ニ關スル事
 項

工務課
 庶務係 水道工事ノ諸手續並ニ工事
 費精算ニ關スル事項△給水ノ制限
 及ビ斷水ノ告知ニ關スル事項△課
 内庶務ニ關スル事項
 工事係 水道工事ノ計畫、設計及ビ
 實施ニ關スル事項△水管ノ維持修
 繕ニ關スル事項△給水裝置ニ關ス
 ル事項△水量水器(點檢ヲ除ク)ニ
 關スル事項△假出倉庫ニ關スル事
 項△材料ノ檢査ニ關スル事項△工
 事用品ノ製作及ビ修繕ニ關スル事
 項△分室構内ノ取締ニ關スル事項
 淨水係 水源地、淨水場、調整場ノ
 維持、操作及ビ取締ニ關スル事項
 △水質ニ關スル事項△唧筒其ノ他
 機械ニ關スル事項△電氣ニ關スル
 事項

工務課
 第三條 部ニ部長、課ニ課長、係ニ
 係長ヲ置ク但シ會計課長ハ收入役
 ヲ以テ之ニ充ツ
 第四條 部長、課長及ビ係長ハ上司
 ノ命ヲ承ケ其ノ部、課又ハ係ノ事
 務ヲ掌理シ部下職員ヲ指揮監督ス
 部長不在又ハ故障アルトキハ其ノ
 部内主管課長、課長不在又ハ故障
 アルトキハ其ノ課内主管係長其ノ
 事務ヲ代理ス
 第五條 課員ノ事務分掌ハ課長之ヲ
 定ム

附則
 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 昭和十五年十二月達甲第八號廣島市役
 所處務規程ハ之ヲ廢止ス
 ●達乙第八號
 選舉事務取扱吏員夜
 勤手当支給規程廢止
 ノ件
 選舉事務取扱吏員夜勤手当支給規程
 ハ昭和十五年十一月二十九日限り之
 ヲ廢止ス
 昭和十五年十一月二十九日
 廣島市長 藤田 若水

公告
 廣島市長執行廣島都市計畫事業用地
 トシテ左記土地ニ對スル土地收用審
 査會裁決申請書類昭和十五年十一月
 二十六日ヨリ同年十二月三日迄當所
 ニ於テ公衆ノ縦覽ニ供ス
 縦覽ノ向ハ當廳土木部用地課ニ出
 頭セラルベシ
 右公告ス
 昭和十五年十一月二十六日
 廣島市長 藤田 若水

市場係 公設市場ニ關スル事項△食
 料品市場ニ關スル事項△家畜市場
 等ニ關スル事項△屠場ニ關スル事
 項
統計課
 庶務係 各種統計ノ整理並ニ統計書
 編纂ニ關スル事項△課内庶務ニ關
 スル事項
 調査係 各種統計ノ調査ニ關スル事
 項△各種經濟調査ニ關スル事項

市場係 公設市場ニ關スル事項△食
 料品市場ニ關スル事項△家畜市場
 等ニ關スル事項△屠場ニ關スル事
 項
統計課
 庶務係 各種統計ノ整理並ニ統計書
 編纂ニ關スル事項△課内庶務ニ關
 スル事項
 調査係 各種統計ノ調査ニ關スル事
 項△各種經濟調査ニ關スル事項

物價を知つて 買物を致しませう

生活必需品の販賣價格

政府は時局の推移と物價の奔騰に鑑み内外の情勢に適應した我が國物價の安定をはかるため、應急措置として、昭和十四年十月十八日國家總動員法に基き價格統制令を發令して物價を一應、昭和十四年九月十八日(指定期日)現在の額に釘付し、一般的に物價の昂騰を抑制して物價の引上を禁止したのであります。この九月十八日現在のオールストップは公定額を設定するまでの應急措置であります。そして、價格について餘り影響のないものについては、一部除外されておます。

扱て價格統制令によりますと、價格は左の通り分れておます。

- 1、新製品の價格 昨年九月十八日の指定期日以後に製造された商品でその以前には之に類似したものがない、指定期日當時の値段を算出すること困難な場合の物品を云ふのであります。これは昭和十四年十月十九日の商工省令の價格統制令施行規則等に依つて、物價の額を設定するのであります。
- 2、協定價格 組合その他の團體が九月十八日(指定期日)に於ける價額に付、凸凹を一應平にして協定

額を定め、行政官廳の認可を得た場合は、協定額と云ふのであります。

- 3、公定價格 中央行政官廳又は地方長官が最高販賣價格として定めたる額を云ふのであります。
- 4、許可價格 九月十八日以後價格が非常に昂騰した輸入品とか第三國へ輸出することが明らかな商品とか、その他特別な事情で縣知事の許可を受けて價格を定めた場合を云ふのであります。
- 5、停止價格 物價は昨年九月十八日で一應停止されておますのであります。新製品價格、協定價格、公定價格及許可價格の何れにも該當しない凡ての價格を云ふのであります。

そして本年六月二十四日暴利取締令が改正されましたので物品販賣者は、販賣價格は勿論價格統制令の何條に當る物品であるかの表示義務が有りますので販賣者は、公定價格又は協定價格又は許可價格の様に物品の見易い部分に記載するか又は店頭に掲示するか等の容易に解り易い方法で、表示しなければならなくなつたのであります。そして何にも表示のない物品は大體に於て價格統制令

の適用除外のものとして看做してよいのであります。

故に一般消費者は、これ等の價格の表示のものをなるべく買つて戴きたいのであります。よつて十分物價を知つて戴くため以下生活必需品から順次に販賣價格を掲載することに致しました。(單位圖)

白米小賣公定價格

(昭和十五年十月五日縣の指定)

等級	單位	甲地ニ於ケル乙地ニ於ケル	ル小賣價格	ル小賣價格
一等級	十四疋	四・七五	四・六五	四・五五
二等級	同	四・四五	四・四五	四・四五
三等級	同	四・四五	四・四五	四・三五
四等級	同	四・三五	四・三五	四・三五
五等級	同	四・三五	四・三五	四・三五

一、本表の甲地は廣島市、吳市、三原市、尾道市、福山市、安藝郡、佐伯郡、安佐郡、賀茂郡、豊田郡、御調郡、沼隈郡、深安郡、蘆品郡、神石郡、甲奴郡の地域を、乙地は其の他の地域とす。

二、本表に掲ぐる價格は店先渡價格又は持込價格とす。

三、玄米の重量に對する搗上の米の重量割合が九割四分を下らざるもの(七分搗米)は各等級共十錢下げとす。

外國精米及混合精米小賣公定價格

種類	指定並認可年月日	單位	小賣價格
外國米	昭和十五年四月六日	十四疋當	三・七五

糯精米小賣販賣公定價格

(昭和十五年十月五日縣の指定)

種類	單位	小賣價格
內地米	十四疋當	五・五五
蓬萊米	同	五・二五

一、右に掲ぐる價格は店先渡價格又は持込價格とす

小麥粉販賣公定價格

(昭和十五年四月五日縣の指定)

品級別	單位	小賣價格
強力品一・二・三	一疋當	〇・三三
薄力品二・三	同	〇・三三
特殊品	同	〇・三三
普通品二	同	〇・三三
等外品	同	〇・三三

豆腐揚物類小賣協定價

(昭和十五年五月十日認可) (同 五月二日より實施)

品名	規格	重量	單位	小賣價格
豆	廣	六十五匁	一個	五錢
絹漉豆腐	廣	五十匁	同	五錢
油漉豆腐	廣	八匁	同	四錢
小形油揚	揚	四匁	同	四錢
備後油揚	揚	十匁	同	四錢

牛肉公定價格

(昭和十五年十二月五日縣の指定)

種類	等級	單位	小賣販賣價格
正肉	一等	百匁	一・四〇
同	二等上	同	一・二〇
同	二等下	同	一・〇〇
同	三等上	同	〇・八〇
同	三等下	同	〇・七〇

豚肉公定價格

(昭和十五年八月六日農林、商工兩省の指定)

種類	等級	單位	小賣販賣價格
正肉	一等	百匁	一・四〇
同	二等上	同	一・二〇
同	二等下	同	一・〇〇
同	三等上	同	〇・八〇
同	三等下	同	〇・七〇

鶏肉(食鶏)公定價格

(昭和十五年八月六日農林、商工兩省の指定)

種類	等級	單位	小賣販賣價格
正肉	一等	百匁當	一・一〇
同	二等	同	〇・八〇
同	三等	同	〇・五〇
同	四等	同	〇・五〇

干瓢販賣公定價格

(昭和十五年八月廿日縣の指定)

品名	單位	小賣販賣價格
干瓢	百匁當	〇・九二

切符制の必需品

ミルクその他の配給方法

市産業部商工課統制經濟係で取扱つてゐる必需品の切符制度は政府の命令に基き育兒用乳製品、特免綿織物及びゴム製被服類と市が自治的に行政事務の四種であります。右のうち政府の命令に基き三種につき購入票交付の手續その他につき概略解説いたしますと次の通りであります。(商工課)

育兒用乳製品(粉乳、調製粉乳、煉乳)
育兒用乳製品は最近一層不足して乳幼児保健上由々しいこととなるので今般育兒用並に病弱者等以外の消費を禁止又は抑制して乳製品を確保

し絶対必要方面へ公平に配給するため本年十一月一日より切符制を實施されることとなり十一月一日以降は廣島市長の發行したる切符と引換へでなければ右の品は購入することが出来なくなりました。

一、切符(購入)票の種類 普通購入票
△特別購入票

二、被交付者の資格と其の手續 (普通購入票) 満一歳以下の乳兒で母乳ばかりで育てることの出来ないものに世帯主の申請によつて町總代を通じて交付する△(特別購入票) 左記何れかの資格有るものに醫師

町正副總代

(昭和十五年十二月六日現在)

町名	總代	副總代
觀音本町	前濱百太郎	狩野卯之助
西觀音町	一丁目 岩崎 泰雄	中川忠次郎
二丁目 小山 物市	今井 久朝	次郎
南觀音町	一丁目 宮原 庄助	加藤 吉郎
二丁目 田中 數太	田中 讓	
南組	山本 鐵治	安田 遙
同北組	山本 一實	米澤治良造
三丁目 木本		

●廣島市告示第一六〇號
左記ノ者本日廣島市會議長ヲ辭任セリ
昭和十五年十一月二十八日
廣島市長 藤田 若水
市會議員 安井 藤造

上天満町	(南部) 中島彌太郎	大田 喜一
(北部) 野村 修一	鋼 松藏	
中廣町	中尾 三郎	紺田順太郎
(同二丁目) 飯村 資郎	伊藤 常一	
(同西組) 山中 悦藏	三宅 貫一	
福島町	(北區) 大川 武夫	岩井 常吉
(本通區) 杉本 秀一	西本 是一	
(中區) 山崎 行正	谷口 明	
(南區) 菊崎 正行	高田 靜雄	
南三條町	三宅政一郎	大國 健二
楠木町	一丁目 登 貫一	辻野松太郎
二丁目 高田 鐵吉	山村 只一	
三丁目 登 顯	河田 恕一	
四丁目 加土 廣次	若山 信雄	
大芝町	三村 次三	香川 末三
横川町	一丁目 山本 豊松	矢口 圓助
二丁目 秋山 藏三	山崎 實造	
三丁目 小田 瀧三	佐久間 作一	戸津川 英太郎
	中村 源市	

又は巡回指導婦の證明書によつて市役所商工課で世帯主又は實需者の申請を受けて交付する。

満一歳以上満五歳以下の幼児△妊産婦△病弱者△他の市町村より一時本市に來た者等で本市に世帯を有せざるもの△満一歳以下の乳兒で普通購入票に依る最高數量で尙不足するもの

特免綿織物

綿製品は原則として製造を禁止され止むを得ぬ製品に限り特免品として製造を認められてゐるが所謂純綿品は市内の在荷又は家庭の手持品も漸く減少し配給の圓滑を缺ぐに至つたので取敢へず赤坊用の綿ネルと肌着用綿布、手拭地紺木綿等を本年六月一日より切符によつて購入させることゝなつた(都合に依り未だ實施

各種税納期日

Table with columns for tax type (e.g., 臨時利得税, 田租, 地租附加税), period (第一期, 第二期), and date (一月卅一日).

に至らないものもある(一)出生用綿ネル及肌着用綿布(金巾)1. 被交付者の資格 昭和十五年六月一日以降生れた者で本市へ出生届を出した本籍人又は寄留者

二、手拭地 1. 被交付者の資格 一般市民(一般家庭員)但し配給數量僅少の爲一時に交付し得ざるも逐次交付の豫定

Table with columns for tax type (e.g., 家屋税, 地租附加税), amount/type (全額, 後半期), and date (一月卅一日).

すること

ゴム製被服類

時局の影響でゴム製被服の生産が減つて配給の圓滑を缺ぐに至つたので必要方面へ公平に配給するため差し當り地下足袋、學童用ズックに對し切符制を實施された。

一、地下足袋 1. 被交付者の資格 農林業従事者 漁業従事者、其の他一般労働者(職工、大工、人夫、仲仕、土方、行商各官公署の労働者等)で地下足袋を必要とするもの

2. 購入票交付の手續 農林業従事者で産業組合に加入してゐるものは同組合を経由し然らざるものは直接廣島市農會長宛(市役所殖産課内)に申込むこと△漁業従事者は所屬漁業組合を経由し廣島市水産會長(市役所殖産課内)宛申込むこと△一般労働者は自己の屬する又は自己勤務先又は雇傭主の屬する組合團體を経由して商工課宛申込むものとする但し直接と間接たるを問はず何れの組合團體にも所屬せざるものは直接商工課へ申込むものとする。なほ現在申込みを徴しつゝある主な組合團體は左の如し。

- 廣島石炭同業組合、廣島合同運送廣島木材商工同業組合、廣島廻漕同業組合、廣島鐵鋼製品工業組合、東、西、南建築業組合、東、西左官組合、廣島古物行商組合、

市役所清掃課

右に依り購入票交付の申込をなしたるものに對し市は其の組合團體經由購入票を交付(一時に全員の希望を充たし得ざるを以て各組合團體長は適當なる方法に依り必要の程度に應じ考慮すること)△購入票と引換へに地下足袋を購入すべき配給所は市内總數約百ヶ所が二ヶ月交代で約五十ヶ所宛配給することゝなつて居り夫等の店名は其の都度指示される。

二、學童用ズック (1) 被交付者の資格 小學校兒童 (2) 購入票交付の経路 紺木綿と同じ (3) 配給所市内約百三十ヶ所で購入票引換へに販賣

市内傳染病發生日報

(十一月中)

Table with columns for district (e.g., 町名發生數), disease type (e.g., 打越町, 三條本町), and count.

病菌は季をえらばず

商工課で市内各町の人口比により購入先を指定した購入票を町總代宛交付し、町總代は交付を受けた購入票と引換へに指定の販賣店で可及的立替購入の上現品を常會等を通じて適當な方法で各家庭に交付すること但しこの場合労働者に對し優先配給の方法を考慮すること

徵兵受檢願

一月中に出願

昭和十六年度徵兵の者で本市に寄留し徵兵身體検査を受けんとする向は一月中に寄留地受檢通常願を本市兵事課へ提出されなくてはなりません此の期日を経過し二月一日以後となると臨時願となり許可されぬことがありますからなるべく一月中に願書を提出せらるゝ様お勧めいたします。

般なるも差し當り五年生徒たる男子 2. 購入票交付の経路 縣に於て各小學校生徒數に應じ割當てた購入先指定の購入票を市役所商工課を通じて小學校長に交付△五年男生徒にして紺木綿の必要なるものは豫め校長に購入票交付の申込をなし置くこと△校長は前記の者に對し適當なる方法に依り購入票を交付



[8]

十二月五日日本年掉尾の常會を開催田村町總代の挨拶あつて上砂廣島憲兵隊長登壇現下日本が直面せる容易ならぬ状態を軍事上より説き此の時艱克服と常會の重大性を力説し多大の感動を興へ最後に次の十二月分常會申合事項の勵行を相約して散會した

十二月分常會申合事項

神宮大麻を拜受し敬神崇祖報本反始の日本精神を昂揚させませう△皇軍勇士並に其の遺家族の方へ一層感謝の意を表させませう△絶対に火事の起らぬやう皆で火氣の取扱ひに注意させませう△木炭、石炭、電

Table with columns for district (e.g., 三條本町, 一丁目), name (e.g., 中田傳次郎), and title/role.

Table with columns for district (e.g., 町名, 新總代), name (e.g., 新副總代), and title/role.

叙任及辭令

主事下村浩 水産部指導課庶務係長ラ命ス 主事補田中辰雄 任廣島市主事 依願免職(十二月六日附)

氣、ガス其の他燃料は出来るだけ節約しませう△一層生活の改善を...

東西練兵場の通行制限を強化

一般市民は御注意のこと

廣島師團では各部隊の演習上の必要と防禦並に危険防止との見地から...

- 東練兵場大制札
一、演習中練兵場内ニ立入ルヲ禁ズ
二、練兵場ハ演習セザル場合ニ限リ...

正月の輪飾に稻穂の使用は止めませう
八丁堀下組 (戸数六七)

豫て町内會設置を計畫中のところ
十二月四日町内の戸主又は世帯主...

四、右ニ違反スル者ハ處罰セラルコトアルベシ。

- 西練兵場制札
一、演習中ハ練兵場中央一本松ニ赤旗ヲ掲グ
二、演習中練兵場内ニ立入ルヲ禁ズ...

名譽の戦死者

- 陸軍伍長 安田 眞殿 大手町七丁目
同 兵長 田原 卓巳殿 古田町字古江...

キ車馬ノ通行ヲ禁ズ
四、練兵場ハ許可ナクシテ使用ヲ禁ズ

昭和六年度海軍志願兵徵募検査は左記に依り執行せらるゝこととなり...

海軍志願兵 二月徵募検査

- 同 兵長 宮本長太郎殿 河原町
同 伍長 網井 義美殿 旭町
同 曹長 桑原 昇殿 西魚屋町...

自大正 九年十二月三日生
自大正 十四年十二月二日生
自大正 十五年十二月二日生

社會奉仕袋 その後の成績

- 一、八五錢牛田町早稲田區△一
四、五四同旭町△三九、四二同南區△
二、四〇五同本町區△四八、四八大手...

- 園△一四、九〇同南部港組△三九、八
一吉島本町△〇、七五猫屋町△六、三
九細工町△六、五六銀山町△七、二〇...

- 本町東組△三三、一一同西組△一三、
八〇鐵砲町中組△五、八六同中組
△一、一五同上組△二五、〇〇鐵砲...

- 〇段原新町△二一、六八竹屋町△五
〇、九二南竹屋町△二七、九三田中町
△六、七五上流川中組△四、七〇同下...

市勢の發展を 現はす塵の山

三十五年間に二倍となる

都市に於ける清掃事業は人體に於ける排泄器官と同じく、之が完全に...

Table with columns: 年次, 塵芥汚泥尿尿備考, 明治廿年, 昭和廿年

増加の跡が窺はれる
〇、七五新川場町△一七、八七舟入

昭和五年 二、四六〇、三五三 二、七六
昭和六年 二、四六〇、六六三 二、六八三

の考へられる。又一昨年中搬出した塵芥を米俵に入れて横に並べると...

【告示】

廣島市告示第一六八號
道路工事受益者負擔規程に依り受益者負擔金を賦課すべき工事...

木造建物全部を 簡易防火に構造

(三) 廣島市防火改修に就て

課 繕 營

三、都市の防火対策

戦時火災の特徴として先づ考へなければならぬ事は焼夷弾攻撃による火災であります。これは同時に極めて多数の出火のある事を豫想しなくてはなりません、而も其の出火點は全市域に均等でなく各方面に集中し更に毒瓦斯及爆弾の補助攻撃を受けるであらう事も豫想しなくてはなりません、従つて其の消火に對しては多大の困難を生じて來ることになります。然らば此の防火対策として如何なることを考へるべきか、第一に出火防止の方法を講ずればよい理で其の方法には消防施設、建築的施設、都市計畫的方面等がありますが、以下是等の特徴に就て概略的説明を試み、時局下に於て緊急且つ適切な方法に就て述べ度いと思ひます。

戦時に於ても大いに有効であることは疑のない所でありますが、戦時火災を之れのみで頼る事は以下述べる様な難點が起つて參ります。第一に焼夷弾攻撃の様に一時に多数の出火點が豫想される場合は消火力が不足勝ちとなりますし又、假りに之を擴充したとしても一區域に集中攻撃を受けた場合に對して十分な能力を持たせる爲めには莫大な經費が必要となります。又、消防水利の爆撃による杜絶や、爆弾・毒瓦斯彈及焼夷彈の混用される混亂時を想へば其の活動は多少阻害されることになりませう。故に公設消防のみに依頼せず別方法を併せて考へる必要があらります。

家庭消防 家庭消防は公設消防の補助機關として最も必要な機構でありまして防空問題のやましくなつて以來各都市に家庭防火群又は家庭防空組合等と稱して我が家の防空は我々の手で又向三軒兩隣相扶け合つてといふ風に火災を小範圍に止める様に對策が講じられてあります。都市防空の如きは

都市を戦場の一部と考へて市民は總べて確固たる國民精神の下に決死的活動を爲すことが必要であり、現に家庭防空精神も平素よりこの主旨に依つて訓練されて居ることと思ひます。

焼夷弾の中には小型のもので素人の手に依つて容易に消火可能のものもありますし又、少くとも炎上に至る時間を遅延せしめて公設消防の活動に餘裕を與へるといふ考でこの家庭消防群の組織は直に結構なことであります。之等は從來の防空訓練の實績に徴し明瞭であります、而しながら實戦に用ひられる焼夷弾は防空訓練の時に用ひられる様な小型なものばかりでなく素人の手に負へない物もある事を考へねばなりません。例へば落達位置に就て考へて見れば押入内天井裏或は狭くて人の通れない様な家と家との間に落ちた場合十秒を出でずして手に負へない様な火事になり得るのであります。又中型以上の焼夷弾では假りに室の中央に到着致しましても容易に消火は出来ません、中型焼夷弾の實例として支那が今次事變に於て上海租界攻撃に用ひたものは十五疋黄燐焼夷弾でありましたが、之を野原で點火した實驗を見ると半徑百米に火花が飛散した事によつても判るのであります。要するに家庭防火群の強化は極めて緊要な事でありますが、之れと併せて建築的

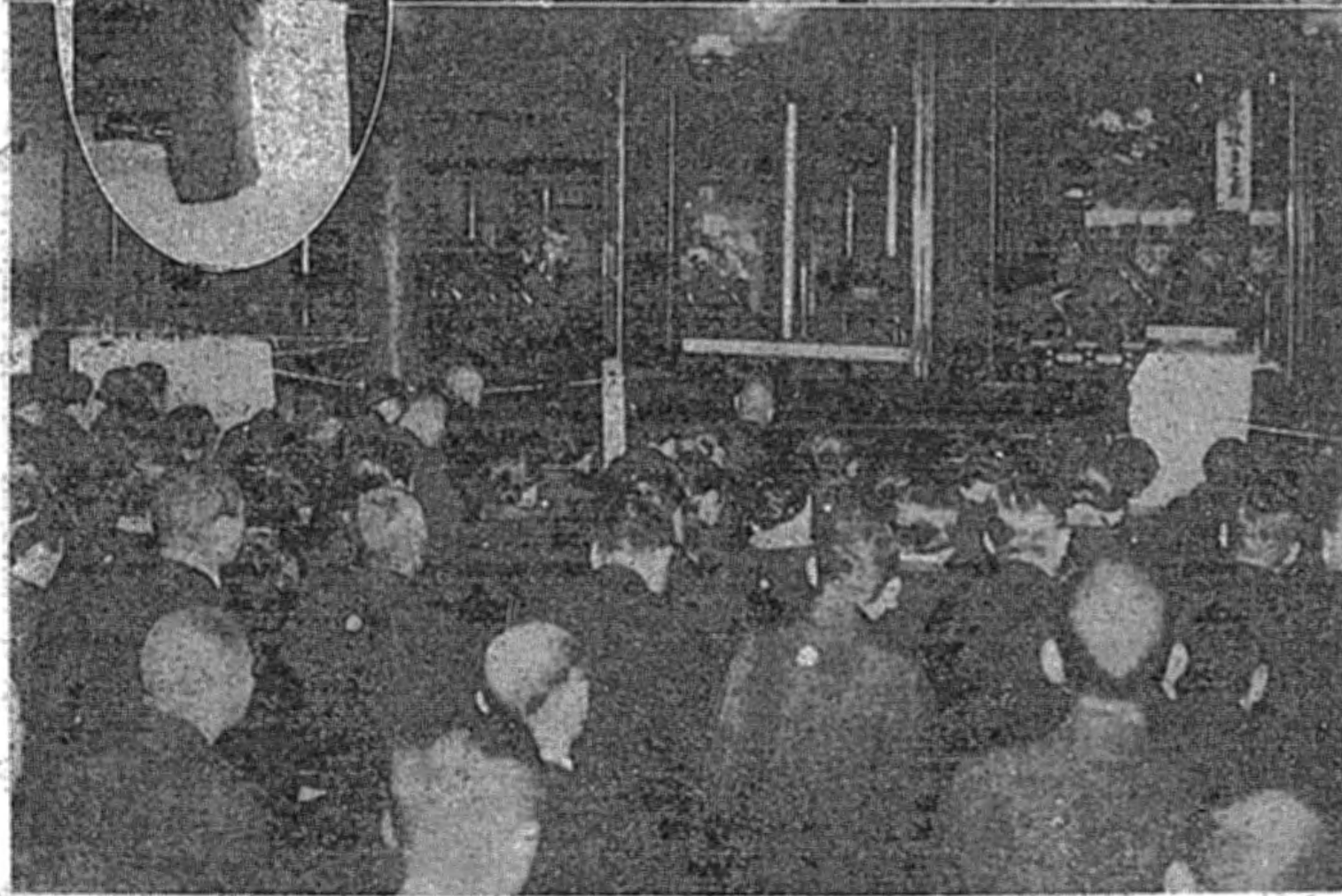
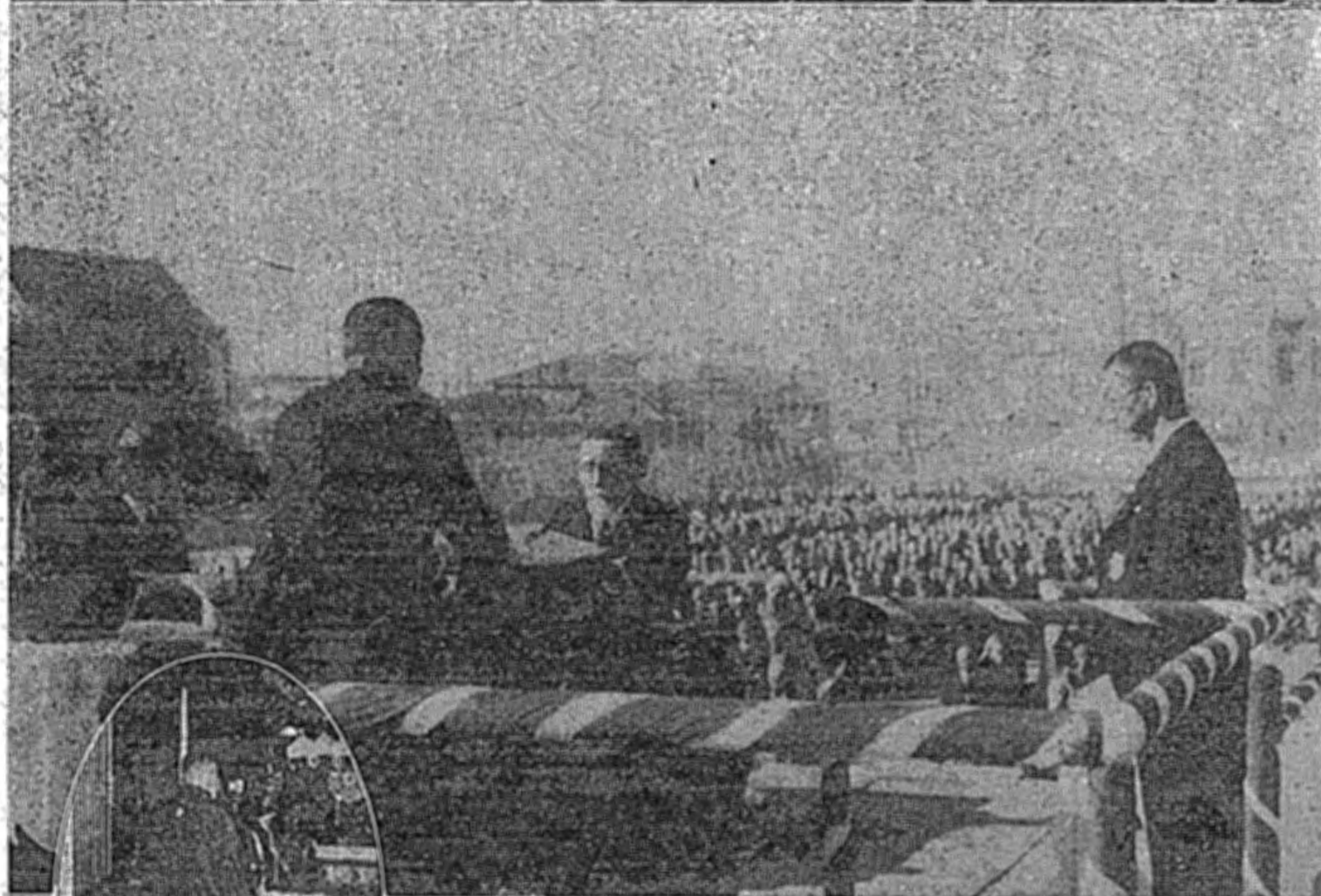
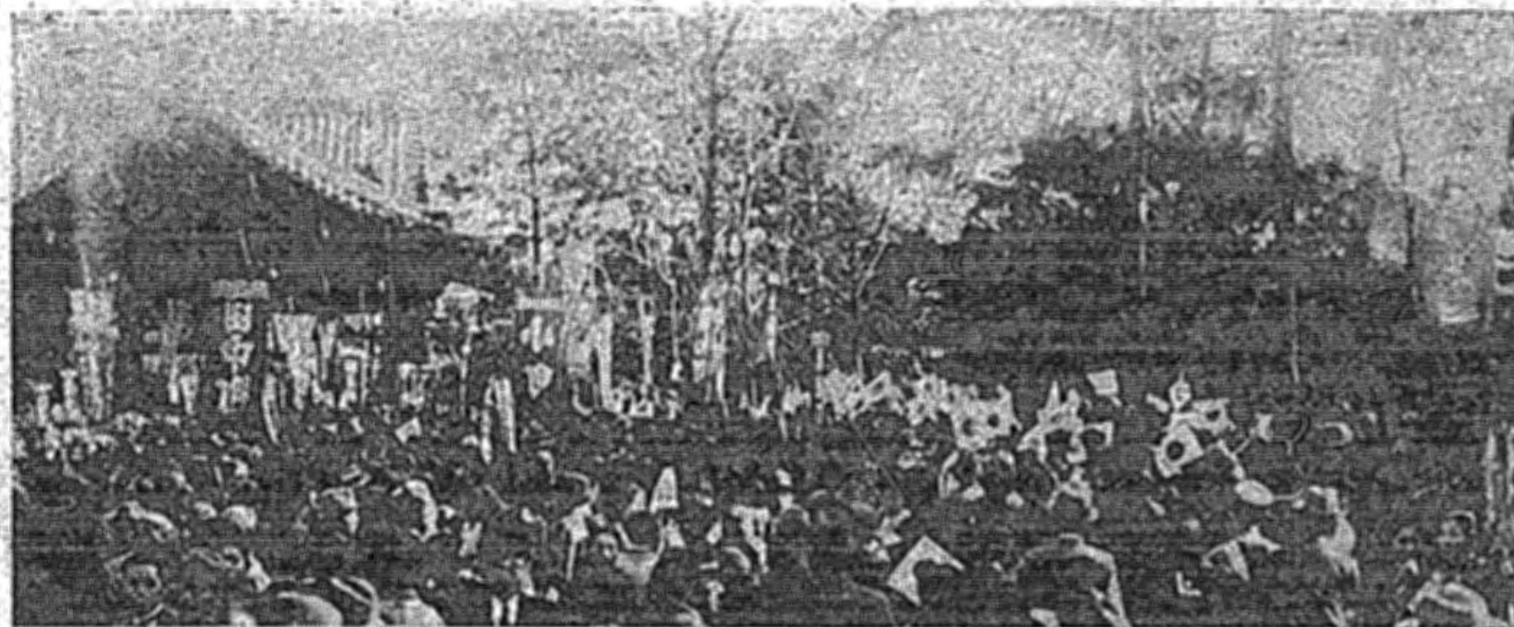
にも防火対策を考へねばなりません。

2、建築的施設 建築的施設としては耐火建築及簡易防火建築等が考へられます。

耐火建築 我が國都市の建築に對する永年の指導方針は鐵筋コンクリートの様な建築にする事でありました、然るに我が國の民度は其の實現を阻み現狀は理想に甚だ遠い状態にあるのであります、従つて永年の策としては上述の理想を遂行すべきであります。前述べの様に我が國都市建築の九パーセント以上が木造建物である實狀に鑑み我々は刻下の問題としてむしろ此理想のみに依らずして他の別法を以て進むべきであります。

簡易防火建築 簡易防火建築は前項までに述べた様に我が國都市防火対策として公設及家庭消防の外に何等かの対策を必要とする事及建築的に從來の鐵筋コンクリート以外に別法を考案せねばならぬ事などの趣旨に依つて生れた木造家屋の簡易防火構造でありまして新築の木造建物に對しては去る昭和十四年二月十七日内務省より發令になつた防空建築規則により取締り、既存木造建築に對しては今回本市に於て實施する事になりました。防火改修事業に依つて簡易防火構造とし、遂には全部の木造建物を簡易防火構造に改め以て都市防火の完璧を期する計畫であります。

(つづく)



廣島市報

附 録

印刷日四廿月二十年五十和昭
 行發日五廿月二十年五十和昭
 社 設 市 島 廣 所 行 發
 市 島 廣 人 行 發
 所 設 區 第 見 田 地 式 株 會 所 副 印
 地 番 一 日 丁 七 町 手 大 市 島 廣
 地 番 一 日 丁 七 町 手 大 市 島 廣

明 說 眞 寫

本市では去る十一月十日午前十一時より比治山記念館前廣場で紀元二千六百年奉祝式を舉行。集まる市民五萬人餘、聖壽の萬歳を奉唱奉祝の赤誠を披瀝した。寫眞は當日會場の一部(陸軍運輸部檢閲済)――最上段△市政五十周年記念式に於て市長藤田若水氏より元、前市長代表横山金太郎氏に感謝狀贈呈(中段)廣島別院に於ける物故功勞者追弔法會にて市會副議長牛尾孟氏の弔文朗讀(下段幅内)と同遺族席の一部(下段)



寫眞説明

市政五十周年記念式典に於ける藤田市長の自治制

ナリ同年九月畏クモ 昭治天皇大本營ヲ本市ニ進メ給ヒ八ヶ月ノ長キニ...

其ノ他各種重要工業ノ會社工場ガ設立セラレマシテ商業・貿易・園藝・水産等ノ發達ト共ニ百般産業ガ著シク振興致シマシタ...

新聞社・各町役員其ノ他ノ絶大ナル支持援助ト全市民ノ勤勉精勵等ニ因ル所亦極メテ甚大デアリマシテ是等ノ勞功ニ對シ茲ニ深厚ナル謝意ヲ表スルモノデアリマス...



大廣島建設の新發足點 燦たり市政五十周年 記念式典と追申法要行はる

市制布かれて五十年、當年僅か戸數約二萬四千、人口八萬三千餘の舊城下町が、今や戸數九萬八千餘、人口四十萬を超え、軍都として將又教育都市として...

記念式典

廣島市政五十周年記念式は十二月一日午前十時三十分折柄の快晴に惠まれた市役所南側一申運動場で舉行、参列者約三千名入場後、中邑式典委員長の開式の辭あつて一同起立...

記念式辭

光輝アル紀元二千六百年ト共ニ我ガ廣島市々政五十周年ヲ迎ヘテ之ガ記念式ヲ舉行シ監督官廳・文武諸官...

ナカッタノデアリマスガ今ヲ去ル三百五十年前天正十九年毛利輝元公ガ居城ヲ築造シ吉田郡山城カラ此ノ地ニ移轉セラレ茲ニ大都市タル不動ノ基礎ガ据エラレタノデアリマス...

斯クテ時勢ノ進運ニ伴ヒ地方自治制ノ公布セラレマスルヤ明治二十二年四月一日市制ヲ施行シ行政諸般ノ準備ヲ整ヘテ同年九月二十一日中島新町ノ舊區役所廳舎ニ於テ開廳式ヲ舉行致シタノデアリマス...

願フニ廣島市ノ發展ハ彼ノ市制實施ノ當年タル明治二十二年ニ竣工セシル宇品港ニ俟ツモノガ極メテ多クコノ大事業ヲ決行セラレタ時ノ本縣知事千田貞曉男ノ偉大ナル功績ハ吾等市民ノ永久ニ記念シ衷心ノ感謝ヲ捧グルモノデアリマス...

記念式挨拶

明治二十一年地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進シ給フ渥キ御恩召ニヨリ市制ヲ發布セラレ翌年當市ニ市制施行致サレマシテヨリ茲ニ五十年本日其ノ記念式ヲ舉行セラル、ニ當リ不肖廣島市會ヲ代表シテ御挨拶申上ゲマス...

スルニ止マリマシタ。然ルニ其ノ後年ヲ經ル事五十年市勢年ト共ニ發展シ遂ニ今日戸數十萬ニ垂ントスルニ至リマシタコトハ先輩各位ノ市政ニ對スル熱心御努力ノ賜デアリマシテ感謝ノ念禁ゼザル次第デアリマス。顧ミレバ毛利公ハ夙ニ勤皇ノ志篤ク戰國爭亂ノ間 皇室ノ式微ヲ歎キ屢々供御ノ料ヲ獻ゼラレ淺野侯ハ尊皇ノ大義ニ基キテ明治維新ニ翼賛シ奉リ藩士頼山陽ハ日本外史ヲ著シテ大ニ國體ノ尊嚴ヲ明徴ニ致サレマシタ而シテ此等ハ相傳ヘテ市民忠誠ノ氣風ヲ醸成シ軍都トシテ國運ノ伸長ニ寄與セル所以デアリマス。特ニ明治二十七年日清戰役ニ方リ畏クモ明治天皇大勳ヲ此ノ地ニ進メサセラレ御駐蹕實ニ八月月ニ及ビマシタコトハ吾等市民無上ノ光榮トシ感激措ク能ハザル所デアリマス。

今ヤ時局愈々重大デアリマシテ滅私奉公各自職域ニ其ノ本分ヲ盡スベキ秋本市ノ歴史ヲ憶ビ市制ノ精神ニ鑑ミ更ニ現在並ニ將來ヲ考察致シマヌレバ其ノ責愈々重ク其ノ任益々大ナルヲ痛感スルモノデアリマス。

時恰モ紀元二千六百年ノ嘉キ歲ヲ迎ヘ國ヲ學ゲテ奉祝ノ誠ヲ捧ゲマス。際茲ニ記念祝典ヲ舉ゲテ市制施行以來ノ功勞者並ニ多年勤績セラレタ職員・町役員等一千五百五十五名ニ對シ感謝及表彰狀ヲ贈呈セラレマス。コトハ眞ニ慶祝ニ堪ヘザルト共ニ各位ノ御勞功ニ對シテ滿腔ノ敬意ヲ表スルモノデアリマス。

幸ニ今後一層ノ御協力ニ依リ本市ガ更ニ一段ノ發展ヲ遂ゲマスル様切望シテ御挨拶ト致シマス。

昭和十五年十二月一日
廣島市會副議長 牛尾 孟
廣島市會議長 藤田市長より
表彰狀贈呈に移リ藤田市長より

市功勞者に對シ感謝狀
並ニ記念品贈呈

元廣島市長 佐藤信安氏、川淵龍起氏、伊藤貞次氏、横山金太郎氏（右代表横山金太郎氏）△現職市會議長中議長並副議長在任者、元議長長松坂義正氏、森安祐昌氏、安井藤造氏、元副議長井上博氏、牛尾孟氏、甲川亮三氏（右代表松坂義正氏）△現職市會議員勝達之助氏外四十一名（右代表勝達之助氏）△元市會議員中議長並副議長在任者元議長長松坂義正氏、横山金太郎氏、富島暢夫氏、西村榮藏氏、元副議長三宅兼一氏、内田哲郎氏、安宅太郎氏、角森好藏氏、村井林市氏、西本壽一氏（右代表富島暢夫氏）△元市會議員高松誠氏外六十七名（右代表高松誠氏）△元助役並收入役元助役久登氏、福田五郎氏、永井貞氏、元收入役宗兼德氏、黒河房五郎氏、（右代表久登氏）△市政記者石井麗雲氏外六名、（右代表石井麗雲氏）

多年勤績職員に對シ
表彰狀贈呈

町正副總代並に町評議員十年以上在任者八百七十一名、（右代表奥

本鐵漢氏）△衛生正副組長並に衛生委員十年以上在任者百五十四名（右代表高橋直吉氏）△方面委員十年以上在任者四十六名（右代表向西保太郎氏）△廣島市學校衛生醫會並に廣島市醫師會役員四名、（右代表廣藤文造氏）△統計調査員十年以上在任者三十五名、（右代表古川八重吉氏）△納稅組合役員十年以上在任者十名、（右代表萬谷孫八氏）△本市職員十五年以上勤績者二百二十二名、（吏員代表德永健三氏、傭人代表深尾猪郷氏）△元市吏員十五年以上勤績者六十一名、（右代表今中權六氏）

の諸氏に夫れ、贈呈、内務大臣以下各來賓左の祝辭朗讀あり

祝辭（代讀）

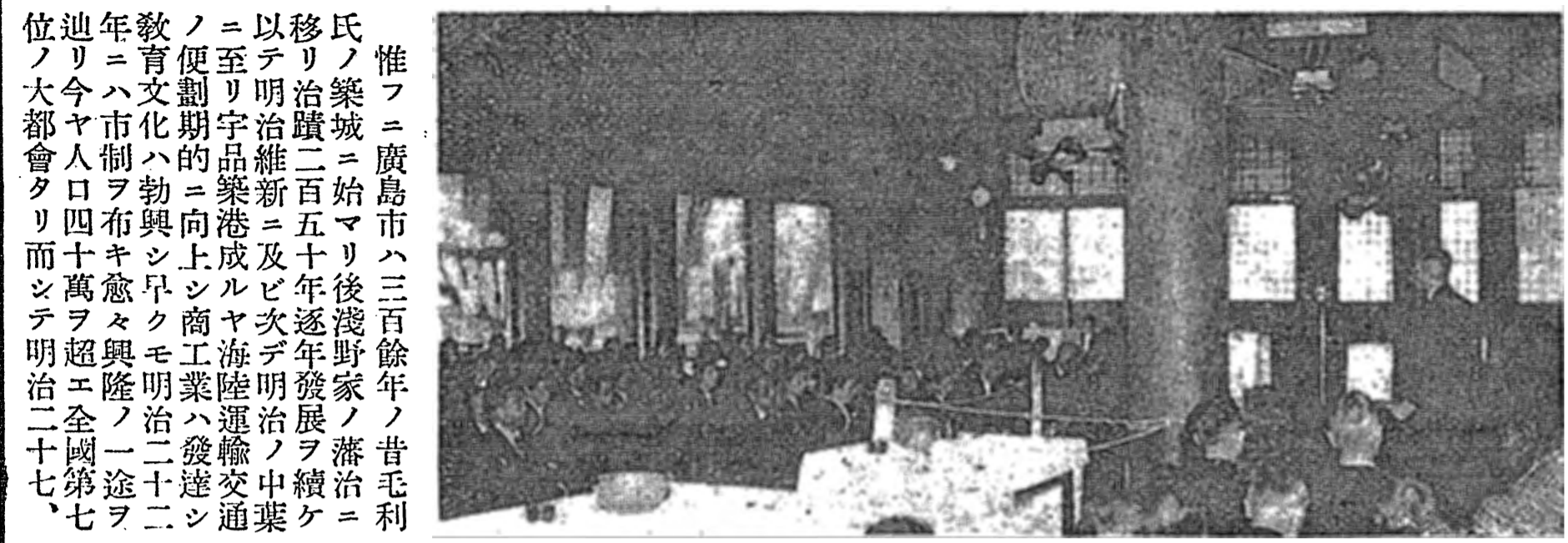
廣島市本日茲ニ市政五十周年記念式典ヲ舉行セラル洵ニ慶祝ニ堪ヘズ現下内外ノ情勢極メテ重大ニシテ國家ノ前途自治ノ振興ニ俟ツモノ頗ル多シ冀クハ此ノ盛儀ヲ期トシ協力一致自治ノ大成ニ一段ノ力ヲ致シ相率ヒテ國運ノ進展ニ寄與セラレンコトヲ一言述ベテ祝辭トス

昭和十五年十二月一日
内務大臣 安井英二

代藩主ノ居城スル處トナリ更ニ明治維新ニ至リ地方制度ノ發布ニ伴ヒ市制ヲ施行セラレテヨリ一層中國地方文化・經濟ノ中心タルノミナラズ軍都トシテ日清・日露等ノ大戰役ニハ國家的重要ナル役割ヲ果シ以テ茲ニ五十年ノ歲月ヲ經シ市勢愈々向上發展シ今日ノ殷賑ヲ極ムルニ到レルハ眞ニ慶賀ニ堪ヘズ。然リト雖今本市ノ過去ヲ稽ヘ將來ヲ大觀スル時ハ市民ハ更ニ協力一致以テ中國ノ雄都大廣島市ヲ建設セザルベカラズ

惟フニ今年ハ神武大帝肇國ヨリ正ニ二千六百歲上ハ萬世一系ノ皇統連綿トシテ國體愈々鞏ク歷朝民ヲ愛撫シ給ヒ君臣父子ノ情一君萬民ノ風實ニ宇内ニ滿溢シ國體ノ精華萬邦ニ冠絶シ皇威八紘ニ燦然タル故アリト謂フベシ此ノ聖代ニ生ラ享クル者ノ榮光ト感激ハ又無限ナリ。本日此ノ佳歲ニ方リテ自治功勞者ヲ表彰セラルハ、一層意義ノ深遠ナルヲ覺ユ。今ヤ非常ノ時局ニ際會シ上下一致、一億一心以テ大政ヲ翼賛シ奉リ臣道ヲ實踐スベキノ秋ニ方リ各位ハ倍々忠誠ヲ竭シ公益ヲ圖リ大ニ職域奉公ニ邁進セラレムコトヲ望ム

昭和十五年十二月一日
廣島縣知事 相川勝六
從四位勳三等



八年戰役ノ際長クモ大森進轉ノ光榮ニ浴シタルヲ始メ爾來數次ノ征戰ニ皇軍ノ海運基地トシテ赫々タル功績ヲ殘シ今次事變以來益々其ノ機能ヲ發揮シツ、アリ市勢ノ殷實ニ空前ト謂フベシ是レ歴代ノ市長以下一致協力シテ市政ノ刷新擴充ニ盡瘁セラレタル結果ニシテ特ニ現下ノ事變ニ際シ出征歸還軍隊傷病將兵ノ迎送ヲ始メ備軍ニ恤兵ニ凡有ル銃後ノ活動ニ目醒シキ奮闘ヲ續ケツ、アリテ眞ニ軍都市民ノ名ニ背カザルハ感謝措ク能ハザル所ナリ

今ヤ太田川ノ改修並ニ港灣修築ノ事業等着々トシテ其ノ歩ヲ進メ本市ノ一大飛躍期ヲ待ツベキモノデアリ茲ニ本市ノ洋々タル前途ヲ祝福スルト共ニ益々軍都タルノ使命ヲ全ウシ以テ國運ノ進展ニ貢獻セラレンコトヲ切望スルモノナリ

一言無辭ヲ述ベテ祝辭トナス
昭和十五年十二月一日
廣島師團長 篠原次郎

祝辭

本日茲ニ廣島市々政五十周年記念式典ヲ舉行セラル、ニ當リ一言所懷ヲ述ベテ衷心ノ祝意ヲ表スルヲ得ルハ本職ノ最モ光榮トスル所ナリ

願レバ天正十九年毛利有馬頭輝元山陰山陽九ヶ國ノ都城ヲ茲ニ定メテヨリ武門治亂ノ年ヲ開スルコト三百有餘年幾多ノ名將・文臣・碩學・名僧・志士ヲ輩出シ山紫水明ノ形勝ト歴史的背景ト相俟チ日本文化ノ一大中心ヲ建設シ來レリ

明治二十二年市制ヲ布キテ茲ニ近

代都市行政ノ誕生ヲ見ルヤ郷黨克ク隣保共同ノ精神ヲ以テ事ニ當リ驛々乎トシテ隆運ヲ重ネ明治二十七年、八年戰役ニ當リテハ畏クモ明治天皇大勳ヲ此ノ地ニ進メテ國運ノ大政ヲ總攬シ給フコト實ニ八閩月軍都廣島市民ノ眞價ヲ發揚シテ國難克服ニ寄與シ爾來事變ニ際シテハ恒ニ作戰機動ノ樞機ニ處リ平時ニ在リテハ學都廣島ノ名ヲ辱カシメズ歴代ノ當局至誠ヲ致シテ大局ヲ執リ市民各位亦克ク自治ノ本義ニ則シテ共榮ノ施設ヲ怠ラズ現ニ人口四十萬ヲ超エ關左第一ノ雄都ヲ成シ政治・國防・經濟ノ重鎮トナリ而シテ雄大ナル抱負ト豪宕ナル規畫ヲ以テセル廣島工業港ノ一大築港工事成ルノ日到ラムカ本市ノ景觀ハ更ニ一變シ内海ヲ運河トスル中國工業地帯ノ一大中心地ヲ約束セラレ大東亞新秩序建設ノ大業翼賛ニ貢獻スル所絶大ナルモノアラム洵ニ本市ノ前途洋々トシテ轉々羨望ニ堪ヘザル所ナリ

茲ニ開闢五十周年ヲ迎ヘ往時ヲ追想シテ先人ノ遺功ヲ讚ヘ多年本市々政ニ貢獻セラレタル人士ノ功ヲ頌シ温故知新以テ今後ノ飛躍ヲ期待セラ、實ニ故ナキニアラズ

今ヤ時局ハ非常多難ニシテ曠古ノ歴史ノ時代ト云ハザルベカラズ、重且大ナルト云ハザルベカラズ、冀クハ光輝アル本市ノ歴史ニ省ミ深ク先人苦心ノ跡ヲ尋ネテ其ノ志ヲ承ケ以テ今後ニ資シ官民一途和衷協同帝國ノ國是ニ恪遵シ臣道實踐ノ大道ヲ前進セラレンコトヲ

昭和十五年十二月一日
吳市長勳四等 水野甚次郎

茲ニ紀元二千六百年本日ノ佳日ヲトシ廣島市制五十周年記念式ノ盛儀ニ列シ一言歡喜ノ微衷ヲ披瀝シ得ルハ私ノ最モ欣幸トスル所デアリマス

願レバ明治二十二年二月時ノ廣島縣知事千田貞曉氏ニ依リ同年四月一日ヲ以テ廣島市制施行ノ期日ト定メラレ引續キ市會議員ヲ選舉ラシ初代市會議長三木達氏ヲ推シテ初代市長ニ舉ゲテヨリ爾來官界・財界又ハ法曹界ニ於ケル練達堪能ノ士ヲ迎ヘテ歴代市長及市會議長トシ其ノ統率ノ下ニ一糸亂レズ市政ノ運用其宜シキヲ得タルト市民ノ協助力ト既往及現在ニ於ケル幾聖戰ニ拍車セラレテ市勢ハ向上發展ノ一途ヲ辿リ今ヤ當時ノ十二ヶ村八十餘ヶ町ヨリ殆ド三百ヶ町ニ垂タル大飛躍ヲ爲シ地域ニ於テ二倍半人口ニ於テ五倍ヲ擁スルニ至リ軍都トシテ將又産業文化都市トシテ教育・衛生・土木・産業・都市計畫及社會事業等ノ施設能ク完備充實シ自治治績ノ昂揚セルコト洵ニ隔世ノ感ナキヲ得ナイノデアリマス

之ノ畢竟スルニ市政機關ニ其ノ人ヲ得タルト之レガ協力機關ト全市民ノ有機的活動ニ依リテ招來セラレタ努力ノ結果デアリマシテ本日ノ目出度キ式典ニ當リ市制施行以來ノ功勞者一千五百有餘名ヲ選ビテ其ノ功績ヲ表彰セラレタルハ舉國一致東亞新秩序ノ建設ヲ目指シテ公益優先ノ理念ヲ固クシ最低限度ノ生活ニ甘シジ只管ニ減市政ニ奉公シツ、アル人士ヲ遇スルニ最大ノ名譽ヲ以テシ利益ヲ和衷協同ノ實ヲ舉ゲ能率ヲ増進ニ資スル所以デアリマシテ時局下最モ機宜ヲ得タル措置トシテ感佩措ク惟フニ悠久二千六百年ノ聖代ニ遇

市政功勞者芳名 (追録)

市政五十周年記念式當日御列席の各位へ市政功勞者芳名録を呈上致しました。右印刷の手順上なほ追録を要する方がありますので左に芳名を掲げ併せて前の芳名録中二、三訂正いたしました。

現職市吏員

(四十一年以上勤続者) 田中丈吉、山科市太郎(訂正)

(三十一年以上勤続者) 西村保次郎、船本仁助、森脇徳次、山本卯八

(二十一年以上勤続者) 谷本三吉、山口虎吉、濱本友吉郎、西本進、山本伸藤、前田勘兵衛、森田亮一

(十五年以上勤続者) 尾森唯男、砂一夫、武藤秀四郎、内山正一、辻岡義雄、木村順之助、中村甚太郎、小川兵太郎、林藤太郎、大濱眞一、石川豊久、藤本信次郎、武田利一、木戸市郎、山口タカ子、佐々木侃

前市職員

(三十一年以上勤続者) 曾田米人、今中權六

(二十一年以上勤続者) 田村那太郎、大屋信之進、梶川貞市、村本宅馬、中島

圓之丞、細川和三郎、阿原數三、天野篤太郎、菅野郁郎、久留主兼一、岡本胖、武藤享一、香川謙治郎、中田頌象、小出字三郎

(十五年以上勤続者) 植木繁造、山本要之助、若山正一、吉岡喜太郎、天野一造、三好良之進、高橋才市、藤田顯、沖本兼吉、持田耕作、吉田太平、川上宇平、松谷實、奥田龜三郎、鍵本増次郎、蘭福藏、岡島信男、石崎甚四郎、荒井常吉、石井隆造、魚谷清一、出口卯一郎、岩崎房太郎、宮本豊藏、福島治五郎、江口信太郎、池田吾一、高松耕作、福島萬吉、植由兵衛、後藤美義、毛利宗三、松島坂二、安井清春、藤岡良一、行永政夫、中尾柳作、宮本基、石井定雄、吉山磯三郎、大久保春一、肥谷林市、平木柳平、多田三郎

納税組合役員

(勤続二十年以上) (西地方本祭番) 木村重吉

(勤続十年以上) (古田町田方區) 小畑孫一、笹口靜雄、前清水、小畑吾作、大迫田豊、前田勘兵衛、(草津本町) 田原直市、坂川龜一、橋本啓次郎

造、三戸徳左衛門、岩本勇造、野間隼次、半川信吉、幸山敬、河名彦吉、秋本久之進、神尾歸一、佐々成一、田岡彌次郎、安藤幸之助、檜山繁樹、松本和平、安藤直三郎、仙波高太郎、佐々木靜也、三田村金宜、中野政藏、西川民太郎、山村重記、岡田熊太郎、國枝清吉、佐々木街、三浦加一、矢川萬太郎、江口助一、熊見定次郎、松本俊一、眞木延造、長屋謙二、松本致格、榎本助次郎、山香吉胤、名柄勝之助、三村建太郎、貝塚時之助、島山義憲、福本増吉、松谷彌三郎、片山源次郎、横井清、池田熊次郎、樋山小郎九、古江徹、酒井眞一、石津幾太郎、小池貫一、堀川爲夫、山本壽作、武田立雄、宮川勝次、前田千代植、小松稔、松本乙彦、町野壽男、熊谷治郎、谷本謙吉、福井平太郎、淺野嘉一郎、宮川直司、柄堀三太郎、西川信治、中野琴信、尼子義三太、川本祐照、志村幸三郎、本田三郎、沖本正男、三戸利雄、大澤壽七、濱本松太郎、山本猛次郎、山崎四郎、植田卓爾、吉田嘉一、土井亮一郎、中垣節三、山崎忠、寸石幸作、山崎楠岳、中川秀吉、小田川喜代一、三谷敬三、末田太郎、梅岡一雄、伊吹清俊、長尾捨一、小川三志雄、久村正雄、三宅作藏、大森清直、岡村光太郎、石田勇、潮眞澄、梶川清一、中村寛治、鈴木米造、立川一、水野規矩方

(以上追記法會執行)

統計調査員

(勤続十五年以上) 川口覺一、宮原庄助、中井勘藏、水野辰一、山本増太郎、火浦惣吉、平野仁助、吉川八重吉、清水數男、敷地捨吉、臺井和一

(勤続十年以上) 山岡只次郎、木村五三郎、小川市三郎、濱本友吉郎、中尾勇三郎、谷與一、吉川鎮穂、田村平一、辻岡儀一、西本義見、笹口靜男、佐々木玉吉、小川龜三、講元龍一、中石喜三郎、竹本米吉、吉田福一、岩原一雄、増田雅登、福本常太郎、永原常太郎、山川金一、中尾秋松、平野哲夫

(以上感謝狀、表彰狀贈呈)

物故者

(元市長) 吉村平造(訂正)

(市會議員) 佐々木達夫、平野盛太郎、和田六一(以上訂正)

勤続十五年以上 勤続市吏員 (退職後死亡) 田中壽太郎、田中新作(以上訂正)

(在職中物故吏員) 山本百吉郎、桂嘉

造、三戸徳左衛門、岩本勇造、野間隼次、半川信吉、幸山敬、河名彦吉、秋本久之進、神尾歸一、佐々成一、田岡彌次郎、安藤幸之助、檜山繁樹、松本和平、安藤直三郎、仙波高太郎、佐々木靜也、三田村金宜、中野政藏、西川民太郎、山村重記、岡田熊太郎、國枝清吉、佐々木街、三浦加一、矢川萬太郎、江口助一、熊見定次郎、松本俊一、眞木延造、長屋謙二、松本致格、榎本助次郎、山香吉胤、名柄勝之助、三村建太郎、貝塚時之助、島山義憲、福本増吉、松谷彌三郎、片山源次郎、横井清、池田熊次郎、樋山小郎九、古江徹、酒井眞一、石津幾太郎、小池貫一、堀川爲夫、山本壽作、武田立雄、宮川勝次、前田千代植、小松稔、松本乙彦、町野壽男、熊谷治郎、谷本謙吉、福井平太郎、淺野嘉一郎、宮川直司、柄堀三太郎、西川信治、中野琴信、尼子義三太、川本祐照、志村幸三郎、本田三郎、沖本正男、三戸利雄、大澤壽七、濱本松太郎、山本猛次郎、山崎四郎、植田卓爾、吉田嘉一、土井亮一郎、中垣節三、山崎忠、寸石幸作、山崎楠岳、中川秀吉、小田川喜代一、三谷敬三、末田太郎、梅岡一雄、伊吹清俊、長尾捨一、小川三志雄、久村正雄、三宅作藏、大森清直、岡村光太郎、石田勇、潮眞澄、梶川清一、中村寛治、鈴木米造、立川一、水野規矩方

(以上追記法會執行)

(勤続二十年以上) (鷹匠町下組) 竹内六次郎

(勤続十年以上) (比治山町) 辻與吉、(牛田町新町區) 山根喜代藏、(播磨屋町) 木村熊四郎、渡部若助、(大手町九丁目) 天日熊次郎、(楠木町一丁目) 島本仙太郎

造、三戸徳左衛門、岩本勇造、野間隼次、半川信吉、幸山敬、河名彦吉、秋本久之進、神尾歸一、佐々成一、田岡彌次郎、安藤幸之助、檜山繁樹、松本和平、安藤直三郎、仙波高太郎、佐々木靜也、三田村金宜、中野政藏、西川民太郎、山村重記、岡田熊太郎、國枝清吉、佐々木街、三浦加一、矢川萬太郎、江口助一、熊見定次郎、松本俊一、眞木延造、長屋謙二、松本致格、榎本助次郎、山香吉胤、名柄勝之助、三村建太郎、貝塚時之助、島山義憲、福本増吉、松谷彌三郎、片山源次郎、横井清、池田熊次郎、樋山小郎九、古江徹、酒井眞一、石津幾太郎、小池貫一、堀川爲夫、山本壽作、武田立雄、宮川勝次、前田千代植、小松稔、松本乙彦、町野壽男、熊谷治郎、谷本謙吉、福井平太郎、淺野嘉一郎、宮川直司、柄堀三太郎、西川信治、中野琴信、尼子義三太、川本祐照、志村幸三郎、本田三郎、沖本正男、三戸利雄、大澤壽七、濱本松太郎、山本猛次郎、山崎四郎、植田卓爾、吉田嘉一、土井亮一郎、中垣節三、山崎忠、寸石幸作、山崎楠岳、中川秀吉、小田川喜代一、三谷敬三、末田太郎、梅岡一雄、伊吹清俊、長尾捨一、小川三志雄、久村正雄、三宅作藏、大森清直、岡村光太郎、石田勇、潮眞澄、梶川清一、中村寛治、鈴木米造、立川一、水野規矩方

(以上追記法會執行)



市政五十年紀念

面	積	東	南	西	北	口	數	人
明治二十二年	一方里六三	一方里五三	二方里九〇	一方里一八	三三	二里	二里	二里
	一里餘	三三	二里	一里餘	二里	二里	二里	二里
	二、八二四戶	九八、三五二戶	七四、五二八戶	八三、三八七戶	四〇三、九五二戶	三二〇、五六五戶	七、〇九四、四一八戶	二、六七六、三五〇戶
	一里餘	二里四五	一里餘	一里餘	七、一三〇、一六九戶	二、六七六、三五〇戶	五、四七四、八	一、四七六、五
	一圓五〇一	七圓二四九	一圓七六五	一圓四二九				

上諭 (明治二十一年四月十七日)
朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ隣保團結ノ舊慣ヲ尊重シテ益之ヲ擴張シ更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制及町村制ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム

勅語 (昭和十三年四月十七日)
朕惟フニ皇祖考維新ノ大猷ヲ弘メ地方自治ノ體制ヲ整ヘタマヒテヨリ茲ニ五十年ニ及ヒ治績見ルヘキモノアリ今ヤ希有ノ時局ニ際會セリ朕カ忠良ナル臣民ク私ヲ去リ公ニ奉シ規制ニ恪遵シテ益自治ノ根柢ニ培ヒ以テ國家無疆ノ康福ヲ増進セムコトヲ期セヨ



一般會計市稅(決算)	同 一人當リ	同 一戶當リ	市會議員定數	市役所分課數	市吏員數	市立小學校	輸移入額	輸移出額
二五、〇四七圓	〇圓三〇〇	一圓〇五一	三六人	三部(課)十五掛	書記二四 雇員五〇	高等二尋校五簡易二(高等)(三)尋高等(三)	二、九六八、六〇九圓	二、〇四五、七四〇圓
三、一四七、五四七圓	〇圓七七九	三圓二〇〇	四八人	七部二十六課五十八係	書記以上四六 雇員一〇	高等(三)尋高等(三)	九五、九四一、九〇一圓	九二、九七三、三九二圓
三、一二二、五〇〇圓	〇圓四七九	二圓一四九	一二人	七部二十三課四十三係	書記以上四三 雇員五六	一九校		



市政五十年紀念式

(昭和十五年十二月一日午前十時)
於市廳南側一中運動場

- 一、開式
- 二、宮内省 同 互禮
- 三、默禱
- 四、君が代奉唱 (一回)
- 五、勅語奉讀
- 六、市長式辭
- 七、市會議長挨拶
- 八、感謝狀並表彰狀贈呈
- 九、來賓祝辭
- 十、萬歲 聖壽萬歲、廣島市萬歲
- 十一、閉式

追弔法要

(同日午後二時於寺町廣島別院)

- 諸員着席
- 一、開式
 - 二、師登壇
 - 三、導師入堂 (導師入堂)
 - 四、導師燒香 (一堂禮拜)
 - 五、師登壇
 - 六、師燒香
 - 七、師登壇
 - 八、師燒香
 - 九、師登壇
 - 十、師燒香
 - 十一、師登壇
 - 十二、師燒香
 - 十三、師登壇
 - 十四、師燒香
 - 十五、師登壇
 - 十六、師燒香
 - 十七、師登壇
 - 十八、師燒香
 - 十九、師登壇
 - 二十、師燒香
 - 二十一、師登壇
 - 二十二、師燒香
 - 二十三、師登壇
 - 二十四、師燒香
 - 二十五、師登壇
 - 二十六、師燒香
 - 二十七、師登壇
 - 二十八、師燒香
 - 二十九、師登壇
 - 三十、師燒香
 - 三十一、師登壇
 - 三十二、師燒香
 - 三十三、師登壇
 - 三十四、師燒香
 - 三十五、師登壇
 - 三十六、師燒香
 - 三十七、師登壇
 - 三十八、師燒香
 - 三十九、師登壇
 - 四十、師燒香
 - 四十一、師登壇
 - 四十二、師燒香
 - 四十三、師登壇
 - 四十四、師燒香
 - 四十五、師登壇
 - 四十六、師燒香
 - 四十七、師登壇
 - 四十八、師燒香
 - 四十九、師登壇
 - 五十、師燒香
 - 五十一、師登壇
 - 五十二、師燒香
 - 五十三、師登壇
 - 五十四、師燒香
 - 五十五、師登壇
 - 五十六、師燒香
 - 五十七、師登壇
 - 五十八、師燒香
 - 五十九、師登壇
 - 六十、師燒香
 - 六十一、師登壇
 - 六十二、師燒香
 - 六十三、師登壇
 - 六十四、師燒香
 - 六十五、師登壇
 - 六十六、師燒香
 - 六十七、師登壇
 - 六十八、師燒香
 - 六十九、師登壇
 - 七十、師燒香
 - 七十一、師登壇
 - 七十二、師燒香
 - 七十三、師登壇
 - 七十四、師燒香
 - 七十五、師登壇
 - 七十六、師燒香
 - 七十七、師登壇
 - 七十八、師燒香
 - 七十九、師登壇
 - 八十、師燒香
 - 八十一、師登壇
 - 八十二、師燒香
 - 八十三、師登壇
 - 八十四、師燒香
 - 八十五、師登壇
 - 八十六、師燒香
 - 八十七、師登壇
 - 八十八、師燒香
 - 八十九、師登壇
 - 九十、師燒香
 - 九十一、師登壇
 - 九十二、師燒香
 - 九十三、師登壇
 - 九十四、師燒香
 - 九十五、師登壇
 - 九十六、師燒香
 - 九十七、師登壇
 - 九十八、師燒香
 - 九十九、師登壇
 - 一百、師燒香
- 閉式

前市長

佐藤信安、川淵龍起、伊藤貞次、横山金太郎

現市會議員

森保祐昌、松坂義正、安井藤造

(議長並副議長在職者) 甲口亮三、井上博牛尾孟

三期以上在職者

勝盛達之助、登貫一、井口正男、中山孫三郎、德永信男、小倉康弘、角和雄、山本久雄、福馬啓造

二期以下在職者

角田善之助、村上助次、池永清真、川本精一、加藤八代藏、川本泉、高橋武夫、保田庄一、松島良雄、福永友吉、三宅卯一、宮本隆一、柴田重暉、島本秀吉、前濱百太郎、海部惠一郎、日野熊太郎、井上爾樓、畑石兼吉、大横田義雄、大石長次郎、高田堯、村上源次郎、野間真一、山口善吉、柳慶次郎、松本正巳、湊龜太郎、三宅峯吉、平田遼一

市政記者

岡田逸郎、藤原俊明、吉本延行、佐々木廣己、石井麗雲、壽美谷善平

中幸一郎、高松謙、中島卯吉、中村久吉、長岡清藏、久保田榮次郎、佐々木達夫、佐伯善吉、平野盛太郎、玉木徳一郎
(二期以下在職者) 池尻松太郎、石光一美、岩本伊作、秦忠兵衛、戸田止才夫、友廣雅郎、岡田陸藏、温田逸彌、和田六一、渡邊高一、渡部安藝雄、若山正一、加來清造、香川秀作、加藤繁信、河崎寅吉、吉岡初太郎、横見勳一、田上諸藏、武田八修、高橋剛、相田憲一、辻富次郎、中川實中川謙吉、永井忠行、中川出來太郎、中村主一、中野一英、永井貢、野村龜太郎、能美謙作、黒米米樹、熊平源藏、山縣元兵衛、柳澤一男、松本吉助、藤井晰太郎、不破熊男、福原亮、藤田若水、麓巖、福田五郎、小松原要作、天野確郎、佐藤五三、笹野雄太郎、澤登一、佐竹新市、澤村賢悟、佐伯辰次郎、木原茂、結城淺次、森田福市、森田俊左久、吉田基衛、植本乙松、松浦治三郎、藤野泰次

前助役收入役

(助役) 奥久登、福田五郎(收入役) 宗兼徳、黒河房五郎(助役) 永井貢

市職員

(勤續四十年以上) 深尾猪郷、渡部新太郎
(勤續三十年以上) 齋藤安助、向井勇三郎、山科市太郎、谷本數一、梶山末登、稻生富雄、濱井芳太郎、竹元角一、土井九一、平尾戸一、奥田次郎
(勤續二十年以上) 伊藤半太郎、佐

木忠夫、花田仁三郎、徳永健三、中村光次郎、深井憲彰、三浦久太、松岡尚孝、石原長盛、伊藤寅一、坂本勝、備前秀吉、宮原敏雄、栗田廣一、廣田伊作、奥坊捨次郎、濱本ナ、慶徳貞男、田中哲藏、岩井良平、小松愛次郎、福原順三郎、平岡爲五郎、山崎晋五郎、福原順二、菊岡久一、槌井庄次郎、中村寛太郎、川本春太郎、山本丈太郎、川上宇平、山本倉吉、向井清市、小出眞則、安岡彌作、大下新吉、米原勝次郎、岡田久雄、爲角佐太郎、海崎乙吉、渡部健次郎、小原芳太郎、高畑常太郎、增村精一、角谷仁三郎、正田周一、光永庄太郎
(勤續十五年以上) 福場一男、山本秀人、栗根李、橋本涉、小森表三、中野又作、竹本信一、田村盛造、大志茂和一、下村浩、海野照治、吉田喜一、藤田二一、上田衡平、岸田奈良次郎、沖本徳太郎、尾崎芳登、高田捨吉、山田繁太郎、淺尾信市、瀨田藤吉、岡本増一、竹内善作、瀧澤捨雄、田中辰雄、手島正道、曾川一、吉野豊次郎、神林定男、中川短郎、太田乙一、河野三村、毛利隆吉、西本兼吉、堀野九郎、山根只市、桑原事吉、松林傳助、山崎利一、矢口徳一、松本文一、中川熊一、高野久一、河村道吾、森分安登、土井内竹鶴、弘中正熊、後藤壽勝、益田興一、江尻順藏、三隅春三、川本守一、高橋潔、品川春太郎、平下正一、高島雅男、谷口仁平、中松行一、中松熊吉

町役員

(勤續四十年以上) (牛田町早稻田區) 中石喜三郎、新川場町 藤本定吉、山田彌太郎(天神町) 中村久吉、塚本町(井東院二) 小網町小舟區 田原龜吉(東觀音町二丁目) 福井武市(福島町中區) 高橋直吉、角田佐喜太郎
(勤續三十年以上) (大須賀町) 奥本鐵漢(段原新町) 中井勘藏(段原東浦町) 石本庄次郎(白鳥西中町) 山根芳太郎(牛田町早稻田區) 竹本米吉(研屋町) 榎本太市(新川場町) 入江直三郎(尾道町) 久野瀨松太郎、高田龜次郎

市政記者

岡田逸郎、藤原俊明、吉本延行、佐々木廣己、石井麗雲、壽美谷善平

山口重郎、松本守秋、前田實一、藤原種三郎、福屋義夫、坂垣佐市、山崎兼吉、古田友衛、東三澤、木村貢、北澤良太郎、沖本豊太郎、榊山政平、吉尾磯吉、吉田國太郎、住本壽助、福田數雄、小松重義、寺西歴雄、血海篤夫、槌井甚太郎、佐々木榮吉、山本政市、宗像薰二、天野秀吉、河原稔、田村ユウコ、山澤澤義、平井憲太郎、菅尾眞澄、圓山和正、中邑元、吉田祐一、岡村直一、砂子佐登一、増田榮次郎、和久野謙作、森之上熊市、日浦今太郎、山口三治郎、安藤義夫、櫻村吾市、向井源市、三浦松男、吉川村人、中戸啓之助、竹内丈八、平岡豊太郎、野崎吉松、森本兼吉、坂田熊吉、横山藤人、坂本隆男、今井正身、池田壽一、石田覺、鶴岡葉、月岡陽一、村戸アサミ、藤井慶助

町役員

(勤續四十年以上) (牛田町早稻田區) 中石喜三郎、新川場町 藤本定吉、山田彌太郎(天神町) 中村久吉、塚本町(井東院二) 小網町小舟區 田原龜吉(東觀音町二丁目) 福井武市(福島町中區) 高橋直吉、角田佐喜太郎
(勤續三十年以上) (大須賀町) 奥本鐵漢(段原新町) 中井勘藏(段原東浦町) 石本庄次郎(白鳥西中町) 山根芳太郎(牛田町早稻田區) 竹本米吉(研屋町) 榎本太市(新川場町) 入江直三郎(尾道町) 久野瀨松太郎、高田龜次郎

市政記者

岡田逸郎、藤原俊明、吉本延行、佐々木廣己、石井麗雲、壽美谷善平

郎(天神町) 田中惣太郎(油屋町東組) 松村悅次郎(西引御堂町東組) 中本壽右衛門(天満町) 住田慶次郎(横川町二丁目) 秋山藏三(同町三丁目) 小田瀧三(古田町田方組) 前清次(鹽屋町) 八尾井直次郎
(勤續二十年以上) (矢賀町) 樋口文教、坂本清次郎(尾長町山根組) 馬田善(同町尾長組) 濱田二郎(愛宕町) 岩本千太郎(荒神町甲組) 倉西倉次、吉田徳一(大須賀町) 曾谷利三郎(比治山町) 佐久間吉太郎(稻荷町) 佐々木五郎吉(土手町) 堤豐次、平賀久吉(桐木町) 新見和一郎(仁保町本浦) 津村數一、濱岡逸作、深山房一(同町淵崎) 坂村信一、三保一二郎(比治山本町) 山口市藏、山口淺吉、江川勝太郎(宇品町南東組) 小林雅雄(同町同御幸組) 安井藤造、伊藤喜代八、眞鍋次次郎、榎本惠三郎(同町港組) 新見藤吉(同御幸組) 柴崎篁一(同町通四、五丁目) 村上源七(同御幸通六丁目) 米本俊藏(同七丁目) 大北金次郎(同九丁目) 木原乙吉(同十一丁目) 竹本多一(同十四丁目) 山中辰藏(同十五丁目) 木村克己、今村徳多(同十六、七丁目) 今村平吉(元宇品町) 松富松之助(田中町) 國村秋松(竹屋町) 平岡卯三郎(平野町) 土井彌一(橋本町) 藏田新兵衛(幟町下組) 須山友次郎(上流川町上組) 小野濱次(同中組) 山田重郎(鐵砲町中甲組) 中野忠一、横田喜大雄(山口町) 寺西正一(東胡町) 埴禎一郎、三津井稻市、加藤恒一郎(斜屋町) 高野松吉(彌生町) 八木恒次

郎(白鳥中町) 柴久吉(白鳥西中町) 菅生勝吉、福地平次郎(西白鳥町) 村上長次郎(牛田町南町區) 川島光吉(同丹土區) 石田仲吉(研屋町) 横田善四郎、泉完一、工藤舜夫(平田屋町) 池尻松太郎(新川場町) 土谷菅平、紀井淺吉、槻山芳次郎、小田市太、堀川三藏(袋町) 藤重彦一、加土善吉(西魚屋町) 光保熊次郎、三好寅吉(鹽屋町) 藤野貞一(尾道町) 木原八十吉(猿樂町) 増田熊市、石井市太郎(大手町二丁目) 野津謙吉、藤井徳兵衛(同四丁目) 渡部數太郎、永登範一(同五丁目) 吉田榮次郎(同六丁目) 馬場竹三(同八丁目) 藤田哲二、三原彦三郎、成瀬徳治(同九丁目) 向西保太郎、服部來助(千田町二丁目) 米倉慶太郎(天神町) 坂井岩三(材木町) 高山政楠(木挽町) 光本半次郎(中島新町) 木村長次郎(水主町中組) 永井眞三郎(河原町) 桑原新藏、浮田益吉、北口市松由元只一、八木常吉、滿田勝一、坂谷新次郎(舟入町) 前田二一、木坂伊太郎(舟入町東組) 重本吾作(舟入幸町東組) 梶田徳松(舟入川口町東組) 桑原文次郎(塚本町) 井東茂兵衛(鷹匠町西部上組) 末田万次郎(猫屋町) 勝盛信一、郷田金太(西大工町) 信濃助次郎(堺町一、二丁目) 長岡勝次郎(西地方町) 中島徳太郎、桑原庫太(西新町) 志賀嘉一、藤巻國平、宮川忠太郎、惠原龜夫(小網町新明組) 玉木鹿之助(空鞆町東組) 今中時松、藤野常吉(西引御堂町東組) 神田末太郎、上田梅吉(同西組) 田村吉太郎(新

市町) 秋山卯平(廣瀨元町) 中土井太丸(廣瀨北町旭組) 村田太喜三、脇中保一、長谷川幸一(南觀音町三丁目) 木本一實、惠美延太郎(竹内梅吉) 廣町西組) 小谷義男(福島町本通組) 杉本秀一、杉本早太郎、原詳次郎(二條本町一丁目) 長崎五郎(同二丁目) 東組) 倉本貢、石内森太郎(同三丁目) 土井午吉、二宮三郎、小野田庄太郎、川淵修市(已斐町上町區) 丸廣幸次郎
(勤續十年以上) (矢賀町) 松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組) 滿田升次郎(同三本松組) 水坂俊作(同岩鼻組) 金子守一(同尾長組) 植木達馬、天野利長、植木房次郎、金川澤一、松本春雄(同片河組) 村上源次郎(愛宕町) 福間三代藏、結城廣登、松下小一、眞木光藏、太田秀吉、林拓造、品川莊次郎、重谷林太郎、(若草町東部組) 大橋馨、中野吾一(同西部組) 井上庫一、龍田與三作(大洲町) 水野辰一、馬場爲八、山田三郎(西蟹屋町) 佐々木九兵衛、松本彌右衛門、黒川孫市、市川熊吉、水津元吉、深川秀二、三木彰一(荒神町甲組) 横田作藏、林政一、香川逸太郎(同東組) 赤毛才一郎、寺尾勘十郎(松原町) 坂本善太郎、波田幸次郎、中道乙丸、沖田磯太郎、井村郁爾(大須賀町) 加藤悅藏、吉田麟太郎、中村庄一、久西知二、西村靜一郎、三浦篤夫、田中勝(京橋町) 美濃重次郎

(的場町) 佐渡清次郎、川崎彌市、堀龜吉、吉松好太郎(金屋町) 坂田末松、佐々木賢一、松原篁一(比治山町) 平賀若次、得能敏雄、小林米藏、佐々木修二、平田音次郎、大田元吉(松川町) 池上龜太郎、山本久次郎(稻荷町東組) 杉岡彌一、井上利助、林音次郎、竹本豊太郎(同西組) 宮本齊、山田榮藏、堀内彌三郎、尾山宗三郎(土手町) 野尻松太郎、坂本吉太郎、米村峯吉、三好仁太郎、堤仙太郎(桐木町) 櫻井雲次、松田登一郎、坪川時次郎(段原町) 福馬啓造、村田万太郎、林權一(同末廣町) 中井萬藏、西久保淺次郎、坂田熊造(同新町) 井上六(同東浦町) 妻木伊三郎(同中町) 中井仙太郎(南段原町) 藤田宣彦(東雲町) 藤本鶴一(仁保町本浦) 加登竹一、田岡敬造(同淵崎) 谷本常松、吉川彦助、村木寅市(同堀越) 玖村光次(同日字那) 平野哲夫、倉本伊太郎、新川長平(同丹那) 松本舜介(同大河) 池田勝次、三宅峯吉(旭町) 杉村政太郎、玉田勘吾、濱井芳太郎(比治山本町) 杉原泉馬、波多江善吾、荒川捨次郎、大塚常吉、坂本實雄(皆實町一丁目) 大西謙次郎(同二丁目) 西谷徳右衛門、熊谷久吉、吉永三代人、宮本音一、藤金庄之助(同三丁目東部組) 畑石兼吉、宮迫新一(同西部組) 高橋浦太郎、村本庄松、高橋勇喜雄(宇品町南部東組) 井山保太郎、鹽本廣一郎、織田保太郎(同御幸組) 徳永佐吉、伊藤一郎、岡田經三、宮崎

要助、茶山安太郎、内海敬人、大平
靜雄(同西組)奥迫初太郎(同御幸
通榮組)勝丸要次郎(同西通四、五
丁目)光宗笹一、藤澤茂平、空田敷
一、今中乙次郎、橋本菊松(同御幸
通六丁目)山崎好太郎(同北組下組)
下高清水太郎(同七丁目)松本次郎市
(同北組下組)井上力太郎(同八丁目)
飯田與津吉、重森成人(同九丁目)
柴崎重次郎、大畑實(同十二、三丁
目)池田次郎平、石川七之助、梶村
壽實(同十五丁目)今村萬一、松田三
一(同十六、七丁目)岡村貞之助、
高田熊太郎、新出傳次郎(同神田通
下組)岡本辰藏(同十丁目)萬谷交
次郎(元字品町)松田泰行、坂木道
光、多葉井竹松(東平塚町)住田重
照、増井諒三(西平塚町)安田壽夫
瀧口忠雄、大下直平(北平塚町)吉
本芳太郎、松岡貢、吉川喜市、小野
了藏、二野宮太郎(竹屋町)村岡
初太郎、大森順一、倉本元次郎(鶴
見町)高橋六太郎(實町)立川達雄
荒木藏人(富士見町)中村爲三、砂
入常吉(同本通)門田幾次郎(昭和
町)立座有慈、三村正義(南竹屋町)
筒井仙次郎、大江辰良、森原民司
(平野町)戶田喜四郎(橋本町)藤井
田小市、立田貞六、栗信吉(職町上
組)田中品太郎、山根民藏(同下組)
内海了二、天野悅胡、佐々木肇(上
流川町上組)道田義造、山本得太郎
三佐尾貫一、村田直次郎、吉本正二
郎(同中組)新井長次郎、山王德次
重田爲四郎(鐵砲町上組)柳山英雄
(同中甲組)大島保吉(同中乙組)山

田善太郎、中尾藏三(同下組)中野
傳一、松浦佐一、谷口卯三郎、久保
安次郎(八丁堀上組)土井正義、工
藤勝二、山田清市、松田義一郎、東
野京一(同中組)中野十八、森繁雄
土井重登(同下組)有木虎市(下柳
町)西東庫三(石見屋町)松坂義正、
永野隆三、大津賀福二、渡里芳助、
明吾一(山口町)山室正市、大濱巳
三郎(銀山町)桑原謙吉、竹島芳太
郎、山田直藏、尾上利一(東胡町)
下田國南雄、高野又一、山脇靜太郎
大西俊藏(斜屋町)山田德次郎(胡
町)尼子勝吉、北村喜代藏、丹羽壽
小田政次郎(彌生町)増田卓一、天
野惣太郎、伊丹壯爾、中島政次郎、
小川清一(藥研堀)坪谷多作、清水
乙次郎、小川一男(東新天地)加藤
恒三郎(新天地)小林敏雄、伊達良
法、眞志田乙吉(下流川町)清水爲
吉、北村晉吉(堀川町)丸岡才吉、
三好強太、高橋保兵衛、堀田巳代吉
山下憲吉、倉本信義(三川町)坂田
達、三宅万次郎、水木角一、吉野政
造(二葉ノ里)川手武一、吉野滿太
郎、二宮經一(東白鳥町)大横田義
雄、佐々木兼吉、鴉田五一、友田孫
一(白鳥九軒町)横山重雄、高野權
太郎、松本吉助、藤田節次(白鳥東
中町)西村春三、青木勝、平岡三十
一(白鳥中町)木村松次郎、前田登
市(白鳥西中町)鈴木仲藏、藤井龜
太郎(西白鳥町)富田梅太郎(白鳥
北町)金谷富介、時山太郎、三好元
太郎(牛田町南町區)西本正男、花
房嘉兵衛、花房登市、橋本定見、檜

上三干治、益田稔、箕村登(同本町
區)田羅賢市、正岡繁太郎、丸森壽
平、武田悟、井關彦太郎、桑本盛
登、永原海鷹、渡部定一(同神田區)
吉川鎮雄、佐々木得一、升田嘉藏、
石井瀧三郎、石田諭吉、品川春之、
高橋圓太郎(同早稲田區)吉岡助三
花房貞吉(同丹土區)田村多藏(同
旭町區)藤田金一、永井純一(同新
町區)牛尾卷太郎、酒井春一、保田
唯次郎、林政市、中尾嘉内、中井常
太郎、中尾英吉、瀨口一郎、野地吾
八(似島町)山根淺次郎(東魚屋町)
今井狀太郎、伊藤光次郎(立町)熊
谷孝兵衛、吉本一、住吉小太郎、中
川勝造、戶田延隆(研屋町)吉田幸
一、小川琢磨、鹽井富三郎(紙屋町)
木村勝吉、麓喜二郎、加茂藤次郎、
佐伯昇一、能野秀吉(平田屋町)香
木勝吉、近森三八(播磨屋町)佐久
間勇、(鐵砲屋町)佐伯光太郎、河
村雅夫(新川場町)讚岐章一、下野
大展、細川高作、佐久間政之助、林
榮太郎、三戶良次郎、本田耕作、平
田淳吉、滿井芳太郎、吉村友昭、堀
川九郎、横田恂次、土井一馬、小島
勉二、中村友次郎(中町)廣藤文造
栗田重太郎(下中町)神田彦一(袋
町)清水憲介、江川捨吉、石井松太
郎、住田乙吉、日高龜吉、藤本芳三
(西魚屋町)橋本正次郎、磯貝四郎
藤井榮次郎(小町)秋山賢吉(鹽屋
町)松島信樹、村田安藝、宮迫數一
可部本廣一、岡原佐太郎(尾道町)
松田元三郎、青木善一、磯谷精輔(猿
樂町東組)喜代吉五郎、木村松之助

(同西組)宮本貞藏、林義治、笠井
伊兵衛、岡本常吉(細工町)齊藤眞
一、島本秀吉、中澤愛次郎(横町)
引地秀吉、財滿八百太郎、田邊信次
郎(鳥屋町)泉朝吉(大手町一丁目)
田頭喜一、山根幸吉(同二丁目)尾
前友助、安形榮、横山重助(同三丁
目)石原肇荒谷龍、井關俊郎、荆尾
梅太郎(同四丁目)本田鶴藏(同六
丁目)倉本周誓、永井和一、千波敦
誓(同七丁目表組)佐伯十吉、熊野
泰次、瀨川久吉、阿曾沼政治郎(同
東組)三輪好衛、田中甚三郎、多田
晉吉、須藤強吉、山本芳太郎、岡野
政一、太田勝造(同八丁目)木村佐吉
山上幸夫、西本勘助、篠村貞次郎、
國府米次郎、藤田昇一、小瀬良一、
藤本好雄(同九丁目)平原鶴一、菅
野利三郎、松下雄三郎、古田德太郎
關豐太郎(國泰寺町眞菰組)田中近
太郎(同南組)高浦作一(雜魚場町)佐
伯藤吉、品川辨吉(東千田町)長藤
八次郎、豐島實太郎、中村三市、畑
野富吉、村上甚助(千田町一丁目)德
丸辨藏、尾山徳一、今野玉吉(同二
丁目)小川新右衛門、澤井千夫人、
花咲信一、角田多四郎、田部富藏、
川本友助(同三丁目)宮本福松、宮
地普吉、大野國松、池本十治郎(南
千田町)中川龜三、宮本數男、山崎
丹藏、日浦要(中島本町)佐藤彌七
武田國松、向井章一(天神町)木本
龜吉、坂本虎雄(材木町)綠竹藏、
山田吾市、竹村國藏、筒井太一、坂
田久吉、中島四郎九(元柳町)市川

佐與吉、上田留吉、山瀬優、井原茂
市(中島新町)三津石敏雄、朝見修
藏、津川利一、原田伊三郎(水主町
上組)宮川孫市、矢野儀三郎、坂田
芳藏(同中組)朝田良一、山名克治
佐々木三郎、坂谷九助、小川德吉、
横山荒太郎、山本喜四郎(吉島本町)
川口覺一(河原町)古田嘉一(同神
崎組)中津寅吉、藤居豊三(同東下
組)大山米次郎、土田助三郎(同東
上組)新見利三郎、保田芳藏、永井
保太郎(同西組)林榮次郎(同北組)
山根惠一、竹内啓太郎(同西組)平
岡儀三郎(同東下組)中村房吉、井
上續三(同西組)飯田雄次郎、平本
繁一、久米龜之助(舟入町)中村乙
藏、渡部久吉、山口晉吉、田村實雄
(舟入仲町)龜田岩次郎、三宅熊吉、
古田龜吉(舟入本町東組)岡崎主稅
(同西組)竹内勘一(同東組)佐古義
夫、新宅宅次郎(同西組)藤田儀三
郎(舟入幸町西組)協田長市(舟入川
口町中組)田中五郎、三川改次郎(同
東組)川口茂平、谷薫一(同西組)
坂本熊吉、久保田次郎、大野庄吉(同
南組)石原光一、平野政太、吉野市
之進(江波町)野間源一、野間眞一
(塚本町)楠原常吉、木村建吉、古川
幾造(鍛冶屋町)田中久吉、越智抽
一(鷹匠町東組)奥田唯二(同西部
上組)松村熊太郎、田村平八、井上
政吉(同西組)堀野松次郎(同下組)
桑原孫一、村田乙藏(左官町)佐伯
辰次郎、北村健次郎、佐々木榮次郎
(猫屋町)中村喜一郎、木村榮吉、

柳澤好秋、森澤得一(油屋町西組)
富吉恭治(十日市町)池田武三郎、
寺尾爲三郎、倉本博吉(西大工町)
松野梅三郎、坪井初太郎、吉村直吉
阿部常三郎、有馬卯之助(榎町)川
崎友三郎、高橋剛、立川環、香川廣
吉(塚町一、二丁目)熊野芳太郎、
世良盛吉、香川龍吉(同三丁目)潮
尾増藏、柳川利一郎、堀内一三(西
地方町)高義一、太田與藏、鹽本伊
勢松、富士谷盛夫(西新町)小野岡
次郎、濱田福松(小網町新明組)榎
野節太郎、田熊一郎(同東組)丸本
群一(同西組)福永信藏、佐竹林助
(同小舟區組)洞木覺、政近市太郎、
森才吉(空鞆町東組)横田治六、岩
苔和一郎、沖一六、沖田説吾(同西
組)大場元二、桑原梅松、松本熊吉
(寺町下組)三好健次郎(同上組)栗
坪護熙、山下谷次郎、内田政一(同
中組)熊谷崇範(西引御堂町東組)
高田敦二、中川安造、中村金次郎(錦
町)小宇羅讚一、寺尾秀雄、吉田庄
次郎、小宇羅與一、小野保吉、木谷
清一、湊龜太郎、鹽谷愛次郎(横堀
町)木村亮一、伊達半助、木村養次
郎、寺本市助(新市町)寺尾政人(北
榎町)岩井大吉、三浦萬吉、村井俊
吉(廣瀬元町)莊川徳一、草野鏢一
郎、山田文太郎(廣瀬北町旭組)伊
達龜太郎、榎並千一(東觀音町一丁
目)中本只吉、猫谷増藏、山口松太
郎、菅岩藏(同二丁目)德永覺一、
山本幾太郎(觀音本町)谷口友一、

前濱百太郎(西觀音町一丁目)中川
忠次郎、寺田三藏、湊義男、新谷要
古谷信吉(同二丁目)小山惣一(南
觀音町一丁目)宮原庄助、山本保太
郎、永田元一、谷本勘一(同南組)
田中讓(同北組)山本鐵治(同三丁
目)米澤次良造、火浦惣吉(天満町
本町組)小畑良助、山根文之助、信
岡富三郎(同西組)中西次郎、山
下留次郎、若山作次、山口徳一、木
原虎藏、由藤利三郎(西天満町)杉
山廣作、廣田成一、兒玉克巳、櫻井
保吉、坪井福松(上天満町南組)中
島彌太郎、古田勘兵衛(中廣町)中
尾三郎、福島万吉、四方盛市(同西
組)道田政吉、佐久間正作、永井幾
三郎、中村甚太郎、吉田國太郎、吉
竹松吉(福島町本通組)水間善市、
柴田庄一、小西伊三郎(同中組)泉
寬、岩田新一、新見品三郎、高橋喜
一郎(同南組)菊崎正行、藤原勇次
郎、鼻岡正夫、藤原善三郎(南三篠
町)三宅政一郎、山岡健次、田村平
一、杉本太一郎、中吉太郎、三藤
節次郎、田中吾一、二井律三郎、森
分徳次、岡野格之助、石井清一(楠
木町一丁目)狩野松太郎、辻國一、
武下信雄、大澄信士、島山繁太郎(同
二丁目)高田鐵吉、小林庄五郎、山
根末次郎、正木悟一、重森光造、桑
原芳太郎、上村登一(同三丁目)平
本慶次郎(同四丁目)加土廣次、片
山伊八(大芝町)藤田熊吉、土井二
三、倉本伊助、古屋仙助、上中準一
小山德藏(横川町一丁目)山本豊松

畑村利三郎、加藤保次郎、加藤辰三
郎、小川米吉、田中作太郎、松田松
次郎(同二丁目)山崎實雄、岡村清
一、河野啓一、永田幾藏、岩部富太
郎、岩崎房太郎、高瀬政治郎、岡崎
爲一、田島倉造、高木哲雄、北山元
次郎、蛸田才吉(同三丁目)佐久間
作一郎、牧村繁藏、内山新助、中島
清太、辻傳五郎、熊野貞市、沓内説
二、新井増太郎(三篠本町一丁目)
井上貫一、中田雅一、森井賢雄(同
二丁目東組)桑原虎一、今中源次郎
久保喜八、小林龍雄、田上佳作、藤
本來吉(同西組)谷川龜太郎、國廣
應、森田巍一、沓内一知、井村貞吉
(同三丁目)山口信一、西本米吉、長
岡稅三、山本萬吉、沖本保一、水津
盛之助、和田茂(同四丁目)田村卯
一、須澤秀三、飯田健作、立村脩造
小川龜三、小川兵太郎、中村卯吉、
松本三太郎(新庄町)吉本壽一、末
田一二、廣瀬久吉、音部長八、森田
信一(三瀧町)金口麻次郎、野村範
一、堤松之丞、佐々木玉吉、諏田平
之助(打越町)川野保五郎、福永和
太郎、上田要次郎、西田辰一、西本
直一、川野佐太郎、平澤眞次郎、藤
川勳策、桑本金藏、田村秀穗、渡部
繁藏、安田梅松、桑原登一(已斐町
上町區)上河内徳一、村井喜代磨、
岡田三太郎、寺蕃長次郎、末田勇次
郎、台井和一、近藤元藏、村上仁一
(同中町區)竹本常吉、市塚五郎九、
橋本恂二、西山乙藏、岩田松吉、岡
部德太郎(同本町區)爲本元太郎、

田部三代太郎、岡田武三、藤田嘉一、林源太郎、寺河内藏、田中謙一、(古田町高須組)大下鎌次郎、(同古江組)西川市太郎、淺川忠五、川本助太郎、川崎万吉、上野佐太郎、藤島榮吉、平田福次郎、(同田方組)山田佐次郎、田中文太郎、小畑吾作、(庚午町)船本參一、久保田龜吉、宮原隼人、尾森唯男、梶山啓一、船本房太郎、中協政一、(草津東町)蘭福藏、島本徳一、(出本貞吉、鶴崎陸乘、(草津本町)松古翁二、田原直市、播本啓次郎、福地爲吉、(草津濱町)中西靜生、山我清兵衛、岩井順一、高橋末吉、大島辰五郎、(草津南町)山口善吉、高木八百太郎、萬谷孫八、大賀染次郎、木谷乙吉

方面委員

(岩鼻方面)岩本千太郎、山本增太郎、大杉小次郎、(荒神方面)山本ミツ天津峯吉、水野辰一、倉西倉次、會谷利三郎、比治山方面)松本斯白、新見和一郎、中井万藏、川崎彌市、(宇品方面)田村才四郎、齋藤タク、佐々木孫一、(竹屋方面)坂田達、(職町方面)木谷吉二郎、丸岡才吉、(神田橋方面)登島一成、牛尾卷太郎、(國泰寺方面)向西保太郎、中川龜三、(中島方面)田村源一、(舟入方面)西村幸藏、羽田善信、福井照吉、野間眞一、(十日市方面)山崎頼男、横田治六、楠原常吉、桑原梅松、秋本爲吉、吉田庄次郎、小宇羅ツナ、(天満橋方面)杉本秀一、米田貞吉、菊崎正行、中本只吉、藤坂喜代三、(已斐方面)横田範

四郎、永岡繁太郎、(三篠方面)中田收藏、水田豊之助、田村平一、大澤俊範、(已斐方面)土井三郎

學校衛生醫會

廣藤文造、今井藏六、山瀬優

廣島市醫師會

渡邊英吉造

納稅組合役員

(草津南町)萬谷孫八、高木八百太郎、山口善吉

物故者

(市長、助役、收入役) (市長)三木達伴資健、佐藤正、高東康一、小田貫一、渡邊又三郎、長屋謙二、豐島陽藏、田部正壯(助役)中島干城、林公平、山本覺二、横山亮一、小田清、佐野賢作、岡太學、收入役)早速正夫、坂村眞中、栗屋敏夫、土井小市、(市會議員)森川脩藏、瀨川増藏、三戸藏之助、林十之助、佐野卯助、尾形武三郎、福原蘇郎九、岡田才助、海塚新八、武田吉右衛門、岡野七右衛門、古川久吉、保田芳太郎、築島喜一、木元儀右衛門、廣田万次郎、桐原恒三郎、佐久間重太郎、森田幹夫、中野庸介、山本三郎、大野千三郎、小畑幸穂、大井昂、若林守夫、景山軍太郎、金近秀之助、梶山茂三郎、吉井源吉、横山猶三郎、吉野富三、高橋忠親、高野一步、玉國一郎、二、谷田助一、玉田源次郎、多賀謙吉、高田似壠、田中保、土屋範吾、

土屋喜三太、長沼鷺藏、内藤松太郎、多田惣七、福井成美、藤田筆吉、琴崎乙司、八木楨、高田寅藏、早速整爾、宇留島常造、山中正雄、尼子忠藏、岩崎永助、岩崎政介、石光頼太郎、壹岐盛文、今田正夫、今田庫吉、池田哲夫、秦武八、林保登、林敬、西村伊三郎、西山謹三郎、本明貞藏、堀江秀一、百々正利、近田宗兵衛、奥本數奇男、太田幸吉、大藤保兵衛、杉岡退藏、檜山幾太郎、佐野豊吉、野瀬力藏、加藤炬之助、櫻井良直、岡謙藏、岡崎仁三郎、富永省吾、鍋島秩、永田龜吉、中野文助、江川秀松、栗村信武、有末清次郎、麻生七藏、阿部倉吉、有田温三、阿戸源左衛門、佐々木又玄、佐藤銑三郎、澤次郎三、里見善七郎、木村京之助、木原繁太郎、有馬五作、菊崎慶次郎、湯川祐太郎、滿井繁太郎、三好爲吉、白根淳六、平尾雅次郎、万代四郎右衛門、森田寬藏、森脇喜兵衛、望月俊吉、瀨良嘉助、瀨川岩造、向西所平、村上剛毅、植田壽作、宇留島篤三、鶴飼淳治、鶴飼志乃武、野村方毅、倉本廣三郎、申本康三、倉本重吉、楠本貫一、倉元貞次、山崎直次郎、山田吉左衛門、柳松太郎、山縣元兵衛、山崎一作、八百利惣治、山縣齊高、保田八十吉、松本清助、增田直吉、松島一郎

勤續十五年以上市吏員(退職後死亡者) 岡島虎夫、兒玉薫太郎、山根和太郎、高橋發二、林哲造、高橋央、永濱成城、木元與助、三宮七次郎、高杉賢三郎、深井會我郎、井上八十吉、持田信造、香川節、用田啓次郎、薦田光藏、矢田孝次、廣川眞太郎、猪野惣次郎、坪田喜三郎、安井淡、上森萩太郎、結城守穂、櫻井隆、谷績、北川捨藏、西村正吾、牧野幹爾、香川友次郎、金子信一、眞鍋泰助、土井一二、白幡耕造

(以上追用法會執行者)

追加

前助役 石井淳雄

市吏員 (勤續十五年以上) 村上賢一、田中貞、野村秀夫、立田村一、田尾正太郎、山代義三、永井佐太郎、西尾完、山口志那平、川生義信、濱崎悟、大黒茂夫、山根初吉、谷崎友一、益田求

町役員 勤續三十年以上 (幡磨屋町)末田忠八郎

勤續十年以上 (大洲町)須郷清代太 (仁保町堀越)大和貞男、(宇品町神田通十二丁目)坂本金四郎、高村好松 (大手町七丁目東通)松本寅吉、(已斐町本町區)田部亥太郎

(以上表彰狀、感謝狀贈呈者)